

# 九州縦貫自動車道関係 埋蔵文化財調査報告

— X X VI —

福岡県筑紫郡太宰府町水城跡の調査

1 9 7 8

福岡県教育委員会

九州縦貫自動車道関係  
埋蔵文化財調査報告

— X X VI —

福岡県筑紫郡太宰府町水城跡の調査

1 9 7 8

福岡県教育委員会

## 序

国の特別史跡、水城の中央部を切って流れる御笠川の部分に、九州縦貫高速自動車道の建設計画が決定を見たのは昭和46年のことと聞いております。

この建設計画の決定までには、いくつかのむずかしい問題があったようですが、路線の決定に伴ってこの部分を昭和47年度に発掘調査いたしました。

本書は、この発掘調査の結果をまとめたものです。

今日、文化財の保護と開発との調整については幾多の問題が生じておりますが、多くの関係者が努力された結果としての路線の決定であり発掘調査でありました。

本書の刊行にあたって関係者各位に心から感謝を申し上げるとともに、本書が文化財に対する人々の理解を深めて頂く一助となることを期してやみません。

昭和53年 3月31日

福岡県教育委員会

教育長 浦山太郎

## 例 言

1. この報告書は、九州縦貫自動車道建設によって破壊される予定の遺跡について行った事前調査のうち、昭和48年度に調査した福岡県筑紫郡太宰府町・特別史跡水城跡の調査報告書である。
2. 発掘調査は、日本道路公団の委託事業として、福岡県教育委員会が実施した。
3. 48年度の事前調査のほか、東門跡付近の緊急調査および既往の研究ならびに史料を付篇として収録し、水城研究の便をはかった。
4. 本書の執筆は  
I ..... 酒 井 仁 夫  
II ..... 亀 井 明 徳  
III ..... 亀 井 明 徳  
IV ..... 山 本 輝 雄
5. 遺物撮影は、九州歴史資料館の石丸洋、岡紀久夫が行った。図面浄書は芦塚照子が主として担当した。  
付篇の史料については川添昭二氏と渡辺正気氏の協力を得た。また本書の編集は亀井が行った。
6. 水城堤（土塁）の長軸線は東北—西南であるが、記述上博多側を北あるいは前面とし、太宰府側を南あるいは背面とした。

# 目 次

I	水城調査に至るまでの経過	1
II	水城東堤西端部の調査	5
	1. 調査の経過	5
	2. 検出遺構	5
	(1) A・B地区の遺構	5
	(2) C地区の遺構	6
	(3) 土塁前面下段の積土状態	8
III	水城欠堤部——石敷遺構の調査	11
	1. 調査の経過	11
	2. 検出遺構	11
	3. 出土遺物	13
	4. 小結——遺構の性格	15
IV	水城東門跡礎石と昭和43年度福岡市水道工事の立会調査	17
	1. 調査の経過	17
	2. 立会調査の所見	17
	3. 水城東門跡礎石の理解	20
	4. 水城東門跡礎石の動不動について	22
V	付 篇	
	水城関係史料ならびに主要報告・論文	

## 図版目次

- PL. 1 (1) 水城大堤全景 (昭和48年自動車道建設前撮影)  
(2) 水城大堤全景 (昭和52年自動車道完成後撮影)
- PL. 2 (1) 東堤西端部B, C地区 北から  
(2) A地区全景とシガラミ遺構 南から
- PL. 3 (1) A地区シガラミ遺構 南から  
(2) A地区シガラミ遺構 西から
- PL. 4 (1) B地区土塁端部と堀 東から  
(2) B地区土塁端部の状態 西から
- PL. 5 (1) 土塁積土の状態 (東壁)  
(2) 積土中の杭とシガラミ 南から
- PL. 6 (1) 土塁積土の状態 (南壁)  
(2) 土塁基底部の状態 (東壁)
- PL. 7 (1) C地区の遺構 東から  
(2) C地区と東堤 西から
- PL. 8 石敷遺構全景 南から
- PL. 9 (1) 石敷遺構高まり部分 南から  
(2) 石敷遺構高まり部分 西から
- PL. 10 (1) トレンチ東壁の土層 西から  
(2) 石敷中の遺物出土状態
- PL. 11 (1) 石敷周辺の杭  
(2) 石敷周辺の杭

## 挿 図 目 次

Fig. 1	水城中央部地形図（縮尺1/1,000）（芦塚製図）	～ 1
Fig. 2	水城東堤西端部発掘調査区（高田一弘実測，芦塚製図）	4～5
Fig. 3	堀内出土の土師器（岡撮影）	6
Fig. 4	A・B地区トレンチ東壁土層図（亀井測，芦塚製図）	6～7
Fig. 5	水城C地区（土塁下段）の遺構（亀井測，芦塚製図）	7
Fig. 6	S B001出土の土師器（亀井測，芦塚製図）	8
Fig. 7	同左写真（岡撮影）	8
Fig. 8	S D004出土の軒丸瓦拓影（亀井手拓）	8
Fig. 9	同左写真（岡撮影）	8
Fig. 10	土塁前面下段トレンチ東壁土層図（高橋章・亀井測，製図）	8～9
Fig. 11	土塁前面下段トレンチ南壁土層図（高橋・亀井測，製図）	9
Fig. 12	土塁内杭・シガラミ立面図（亀井測，製図）	9
Fig. 13	発掘調査の状況（亀井撮影）	11
Fig. 14	石敷遺構実測図（酒井仁夫・佐土原逸男・亀井測，芦塚製図）	12～13
Fig. 15	石敷遺構東壁土層図（酒井・佐土原・亀井測，芦塚製図）	12～13
Fig. 16	石敷遺構北壁土層図（酒井・佐土原・亀井測，芦塚製図）	12～13
Fig. 17	石敷遺構出土の平瓦（岡撮影）	13
Fig. 18	石敷遺構出土の土器（福岡大学歴史研究部学生実測，芦塚製図）	14
Fig. 19	水城東門跡周辺図（山本輝雄測，製図）	18
Fig. 20	水城東堤調査位置図（芦塚製図）	18～19
Fig. 21	水城東門跡土層図（山本，石丸洋測，芦塚製図）	19
Fig. 22	水城東門跡出土の礎石（山本測，製図）	19
Fig. 23	同 左 写 真（山本撮影）	19
Fig. 24	水城東門跡礎石の理解（山本原図，芦塚製図）	20
Fig. 25	水城東門跡の礎石（山本測，製図）	21
Fig. 26	同 上 写 真（山本撮影）	21

# I 水城調査に至るまでの経過

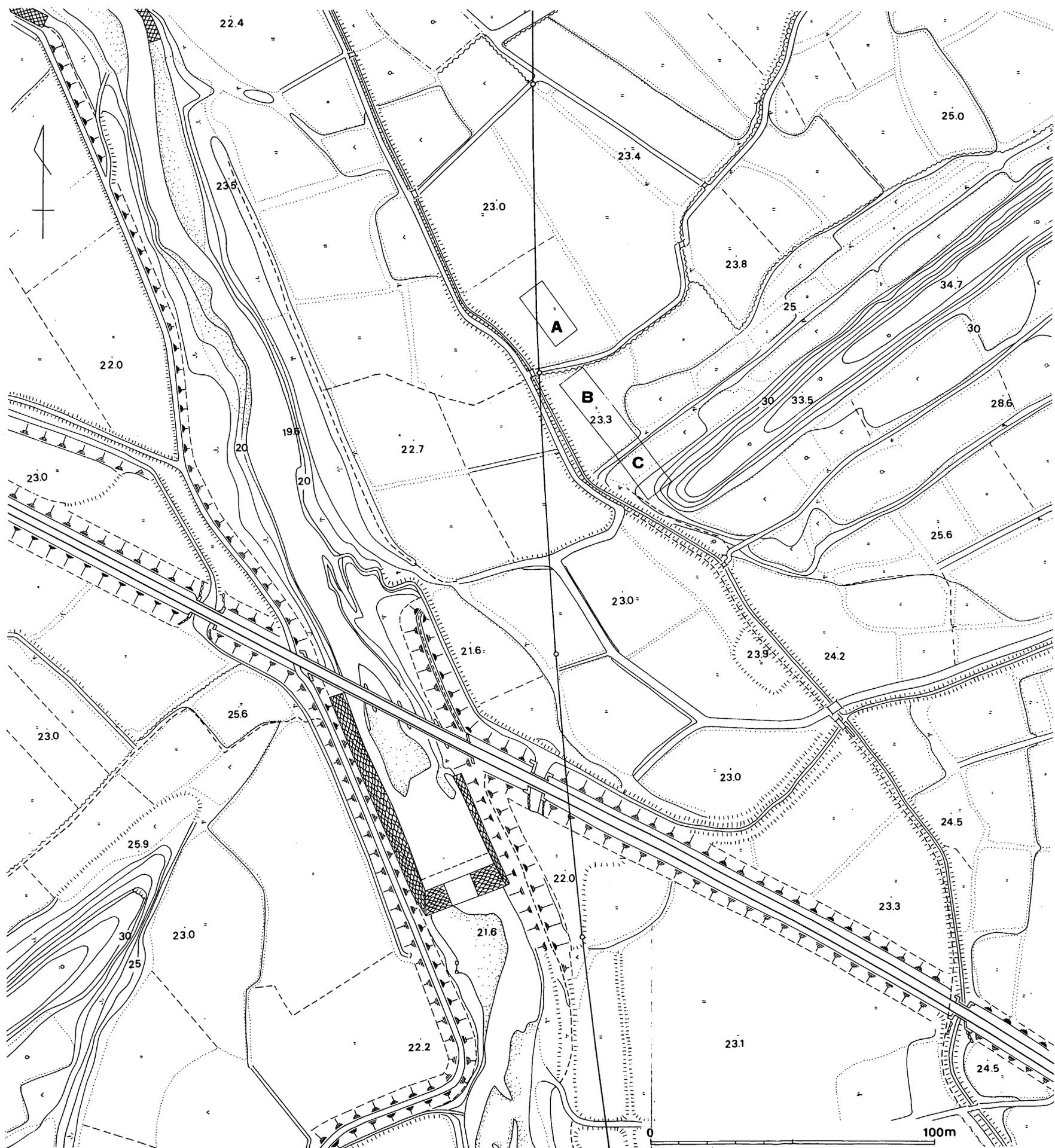


Fig. 1 水城中央部地形図

## I 水城調査に至るまでの経過

九州に高速自動車道路を建設する基本計画が定まってからすでに10余年の歳月がたち、今日関門架橋ができ、若宮—熊本、えびの—高原、加治木—鹿児島間が開通営業がなされている。昭和40年10月18日に福岡—熊本間102kmの基本計画が定まって以来、文化財保存と当該道路建設との協議交渉上、当県内において最も長期間にわたり、かつ重要な懸案とされたのは特別史跡水城に関する問題であった。昭和47年の発掘調査開始に至る6年の間は古都大宰府をめぐる世論、それをもとにした保存のための法的根拠（「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の制定）が変化し、今日大宰府史跡整備事業と研究が大きく進展した、その胎動の時期であったと把握される。高速自動車道路建設と水城保存に関する種々の交渉や議論もこのような大宰府史跡全域をめぐる世論の高まりと切り離して考えることはできない。

結果としては路線は建設省・道路公団側の主張する当初案を受け入れ、工法上の配慮をするという結果に終わったが、この間の各方面での協議、論議には紆余曲折があり、その過程を今日判明する限りにおいてここに略記することは、それなりに歴史的記録であると思う。

昭和41年7月21日、日本道路公団福岡支社は県教育委員会の斡旋により福岡県史跡調査会に対し、建設予定路線内の分布調査を委託し、同年7月下旬より9月上旬にかけて調査が実施された。その結果粕屋郡より大牟田にかけて219個所の遺跡その他の文化財が確認された。この分布調査は路線決定のためとのことで、幅員750mの間で実施されたわけであるが、この調査期間中の7月25日には工事施行命令が出され、次いで8月6日には路線が発表されている。

水城保存に関する見解は県内の文化財関係者間においても不一致であった。すなわち水城堤そのものを損傷させるのではないので、現路線でもやむをえないという意見がある一方、優れた土木建設技術による近代的大構築物は水城そのものの隠れた施設を破壊するのみならず、水城の視覚的価値を損傷するとの意見が対立していた。後者の見解は路線変更を強く要望する意見であった。

後者の意見に基づき、11月1日福岡県教育長は九州地方建設局長及び日本道路公団福岡支社長にあて、路線の変更を要望した。すなわち、水城堤間隙部を高架あるいは盛土で通過することは本堤に付随する諸遺構を破壊するのみならず、景観が著しく損なわれるので、比較的文化的財の少い西方に路線を変更するように配慮を要望したのである。12月12日にはさらに同様の件を要望したのであるが、福岡においては43年9月に至るまで公的には何ら交渉は行われていない。2ケ年に近い空白期間がその後の水城保存に関する交渉過程に及ぼした影響は多大である。道路公団としてはこの間に既発表路線に則した上での景観保存のための技術的検討を行う

と同時に、水城周辺の用地買収工作を進めていたと考えられる。

一方、昭和43年1月11日、国道3号線のバイパス計画について建設省九州地方建設局よりの協議依頼がなされ、3月末に至るまで当教育委員会との間に頻繁な交渉がなされた。当初建設省側としては水城の大野城側付根部分を通過し、国分尼寺境内を切る案を最上のものとしていたが、協議を重ねる中で、水城の間隙部、すなわち高速自動車道路と合い接して通過する路線が建設省より提案された。この案に基づき当教育委員会は分布調査を実施し、7月に回答した。その中で水城通過に関しては地上通過であるので路線変更は要求せず、十分かつ徹底した発掘調査を要望した。

昭和43年の9月になってようやく当教育委員会と道路公団福岡支社との間の文化財関係打合せが行われた。11月1日の再度の打合せの際に公団側から路線変更をしない意志の固いこと、及び景観保存のための技術的配慮について伝えられた。しかし原案路線と迂回路線の直接及び間接的状況の比較や問題点についての具体的反論はされなかった。一方文化財専門委員会側からは原案路線の是非よりも、古都保存上、水城堤周辺に建ちこめる宅地開発を規制する方が、焦眉の問題であるという意見が出された。この意見に基づき、翌年春に「路線変更が認められないならば、景観保存上、水城堤の周囲50mを公団が買い上げるよう」との要望が専門委員会より教育委員会になされた。その後の教育委員会から公団に対しての先の要望に対処した交渉は不明であるが、この時点で工法上の問題は残しながらも原案路線そのものは認めたことになり、後の昭和45年6月の県教育委員会より文化庁に対する意見書へと変節する。

文部省文化財保護委員会はこの間県教育委員会とは別個に建設省、道路公団と交渉を続けており、古都保存法に基づく大宰府の歴史的風土保存の一環として、水城を分断する路線の変更を強く求めていた。建設省、道路公団側として迂回案が不可能というのであれば地下工法（トンネル）によって水城の景観を保全するよう協議を重ねており、後の昭和45年8月10日の申し入れとなった。



昭和44年4月、道路公団との調査受託契約が結ばれ、教育委員会内部に文化課が発足した。それに伴い縦貫道関係の発掘調査が開始された。調査を実施した遺跡は公団側と地元間で価格交渉の段階に入っていた駕与町遺跡及び巾杭がすでに打たれた久留米・広川町地区の5個所であった。

昭和45年になると、路線内の用地買収も進み、立入り可能な地区における発掘調査は前年に比べて増加した。しかし筑紫野町から水城にかけては道路建設について地元協議さえ進展しない状況であった。筑紫野町内を通過する路線は杉塚・塔ノ原両廃寺・武蔵寺という諸古寺境内に隣接し、その他の遺跡も密集する地域である。それにもまして、保養地である湯町に近接す

るため、騒音・排気ガスによって町の機能が損われるとして、筑紫野町九州縦貫道路線変更期成会は結束して路線変更を求めている。この動きは水城を含む史跡大宰府に近接した保養地の今後の成り立ち方及び景観を世に問うこともなった。

この年の9月7日、福岡ユネスコ協会は「文化財（史跡）および自然景観の保存と都市ならびに地域開発に関する提言および計画—古都大宰府史跡保存問題に関連して」と題する基本構想を提言した。その内容は大宰府史跡の保存と環境保全の地域指定が十分でないとして、1) 環境保全の地域指定を拡大する。2) 環境保全の地域指定地以外に、風致保全地区の指定をして自然環境をまもる。3) 歩行者を対象とした大宰府政庁時の条坊の南北中心軸を復元する。4) 史跡とレクリエーションのネットワークを設定する。」との提言をおこない、第5番目に「水城堤防を通過する九州縦貫道はトンネルにし、水城から筑紫野町の条坊南北中心軸までは景観をそこなわないため開渠とする。」との基本構想を提言した。

一方この年の8月10日に、文化財保護委員会は日本道路公団に対して、1) 地下工法をもって水城を通過する案 2) 水城跡を迂回する案について協議の申し入れを行っていたが、翌46年3月になって、新発足の文化庁と公団の間で、この問題についての具体的な話し合いにはいったとの新聞報道がなされた。つまり「高架方式が決まった41年当時はまだ文化庁が発足しておらず、文部省文化財保護委員会も一応了承したかたちだった。ところが文化庁長官に就任した今日出海氏が『高架方式では昔のおもかげを伝える水城跡の景観がぶちこわしになる』と反対。同長官の強い指示で、道路公団との直接交渉に乗り出した。」と報じ、今長官の談話と共に、道路公団側の意見も同時に併せ掲載した。「（文化庁の申し入れに）対し、道路公団側は、建設省の基本計画が決まり、施行命令が出た41年7月までにも関係者の意見を聞き、昨年6月には福岡県教育長が同県文化財専門委員の意見をもとに文化庁長官に提出した文書で『高架方式を景観を侵す点で好ましくないが、史跡をこわすのではないからやむをえない』としている点を指摘、『慎重すぎるほどの手続きを踏んだ』と文化庁の“待った”にとまどいの気味」と公団の主張を掲載した。つまり、文化庁が迂回あるいは地下工法案を主張していた間に、県教育委員会としては高架案に同意するむねの意見を文化庁に提出したのである。

昭和47年3月17日には先の申し入れに対する公団福岡支社からの回答がなされ、また、保存についての協議申し入れがなされた。その内容は次の通りである。

#### 1 地下工法をもって水城跡を通過する案について

- (1) 急勾配に続くトンネル構造となり安全性の点で問題がある。
- (2) 現地盤より掘り下げる切土区間が1900mになり氾濫の多い御笠川の下を通過することになり交通管理上問題がある。
- (3) 当該地域の国鉄鹿兒島本線および西鉄線は過密ダイヤであり地下構造物の築造には非常な危険性が伴なう。

## 2 水城跡を迂回する案について

- (1) 現計画路線より道路延長が約1200m長くなるため工事費が増大することと走行便益及び時間便益という高速道路のもつ経済便益での損失が大きい。
- (2) 迂回により人家密集地域を通過することとなり用地及補償費の増大、及び騒音等の交通公害の問題があり、また、既に造成済の団地を分断することは開発政策上良策ではない。
- (3) 当該地域の用地は買収済であり、路線変更は、地元事情、工期及び予算の面からも困難である。

## 3 今回の協議案について

- (1) 国道3号バイパス、西鉄等の機能をそこなわない限度まで計画高を下げるよう検討し水城堤の天端より3.25m下げることとする。
- (2) 高架構造物を水城堤前後の約400mの区間について長径間桁高の縮小等特に美観を考慮した構造とした。なお高架橋区間は水城堤前後約1140mとなる。

という内容であり、原案と迂回案では建設費および維持費で170,100万円、便益費863,900万円の差益があるとされた。

以上の過程のもとに水城保存をめぐる交渉は終了し、高架案を受け入れたのである。

文部省文化財保護委員会から文化庁への機構改革、県においても社会教育課文化財係から文化課の独立、そして古都保存法に基づいた大宰府史跡及びそれを取りまく風致の保全へと、水城保存の問題をめぐる状況はこの間に大きく変化し、交渉過程は種々の立場による見解の相異から紆余曲折を経た。今日供用されている高速道路と水城堤の美観についてはさまざまな意見があろう。また水城指定地の買上げ、環境整備とそれに伴う発掘調査を重ねつつある今日、便益のみによっては割り切れない何か人が育んでいることに想いを寄せている。

註1 「九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書-I-1」1970 この中に当時の状況が記されている。

2 西日本新聞 昭和46年3月15日記事

## Ⅱ 水城東堤西端部の調査

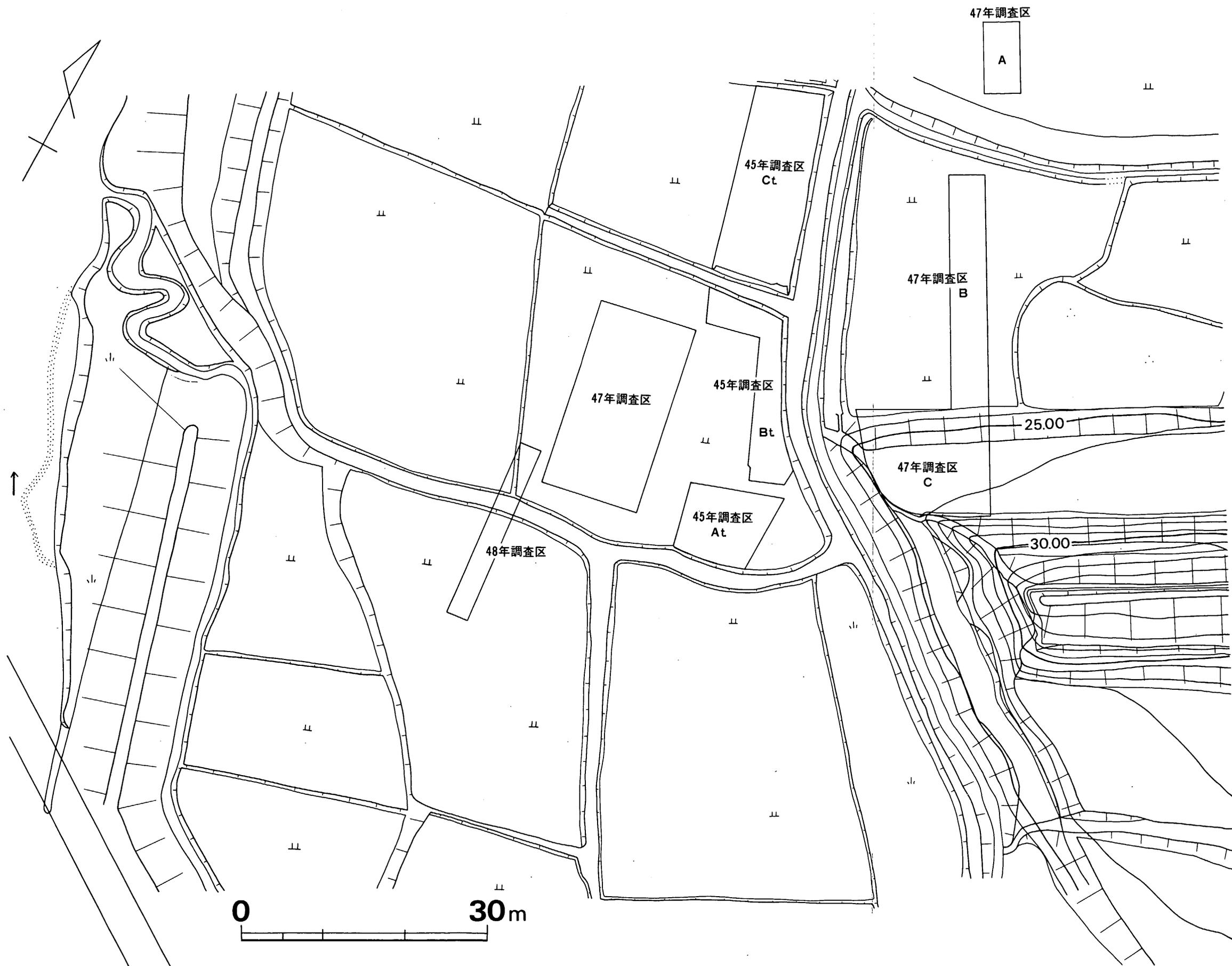


Fig. 2 水城東堤西端部発掘調査区

## Ⅱ 水城東堤西端部の調査

### 1 調査の経過

特別史跡・水城跡の九州縦貫自動車道の路線は、東堤と西堤の間の欠堤部分を高架で通過することになった。水城堤（土壘）の中軸線の方位は北から東へ約50度であり、路線はこの軸線に約70度の角度で斜交し、東堤の西北端をかすめて通過して御笠川を渡っていくのである。そこで路線内に含まれる東・西堤を延長した欠堤地区を、すなわち、御笠川右岸と、東堤の前面（博多側）が調査の対象となった。前者については、南バイパス路線予定と重複するため、すでに1970年以来2回の発掘調査が行われている。そこで後者の地域すなわち、東堤前面について行った。この部分は水城全体の理解のために欠くことのできないところで、書紀に記された「貯水」の場所が土壘の前面につくられた堀にあるのではないかという説を検証するためである。

発掘調査は昭和47年6月末～9月初めまで約2ヶ月間にわたり行い、東堤の軸線に直交して長さ22m、幅10mのAトレンチ、農道をはさんでその南へ長さ45m、幅10mのBトレンチを設定した。Bトレンチについてはその南半分は借地して東堤の裾までトレンチを延長した。さらに調査の目的を達成するために、東堤の一部について発掘区（C）を設けて発掘調査を実施した。

### 2 検出遺構

#### (1) A・B地区の遺構

水城の前面（博多側）に堀に相当する遺構の有無を検出するために調査した。調査は堤（土壘）の積土の最下層を明らかにするため、平行して土壘下段にトレンチを設け、土層観察を行った。その所見では、発掘地の積土は、赤褐色あるいは褐色の砂層の上に積土がなされていることが判明した。そこで、この砂層を基準にして北のB・A地区に追跡した。その結果は、土壘の裾から約3.7mはこの砂層は土壘下層から水平に延びるが、この地点から北に1mの差をもって急に段落ちがみられ、ゆるやかに北に向って傾斜し、裾から約10mのところまで再び深くなっている。本来この砂層も河川の堆積土であり、築堤後の氾らんによって再堆積した砂との判別がつき難いが一応現地表面（標高約23m）から3mの深さに、土壘下層と連続する砂層を

検出した。これらのB地区から農道をはさんだ北に設定したA地区においてもこの砂層は連続し、現地表下3.2mの深さになっている。ところがこのB地区において、土塁裾から約60mの地点で、砂層が急に立ちあがりを見せ、またシガラミ状の遺構を検出した。この遺構は損壊してあきらかとはいえないが、木杭と横につけられた板状の木材とによってシガラミとみられ、またその周囲には粘土が堆積している。これらの所見から考えて、この砂層を底面とする外堀とすべき遺構と判断できる。しかし、遺構の残存度がわるく、後世の氾らんによる破壊と堆積が多く、B地区の堀底についてはなお検証を必要とする。

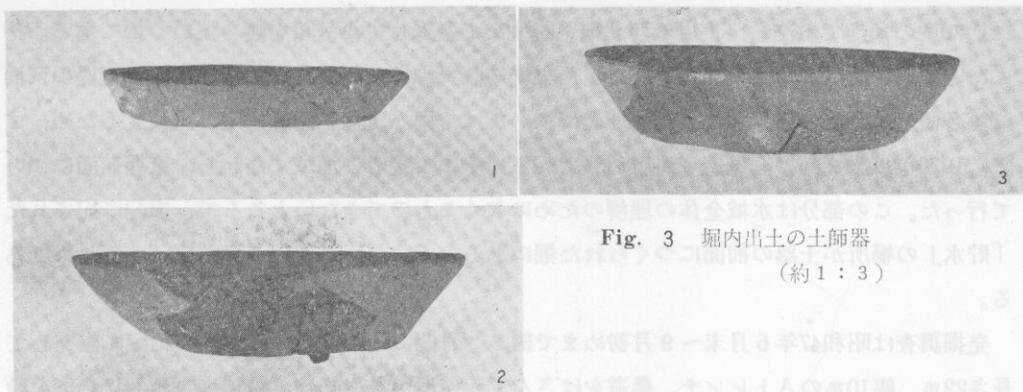


Fig. 3 堀内出土の土師器  
(約1:3)

## (2) C地区の遺構

二段築成につくられた土塁のうち、下段の前面の平坦部について調査を行った。発掘前の所見では、この下段は上段土塁の裾からほぼ水平に幅9mの平坦をなしている。しかしこの面は後世の削平があるとみられ、現に畑地などに使用されている。そこで原形をさぐり、あわせてC地区が東堤西南端の位置からみて建物遺構の存否を確認しようとした。

まずこの下段の原形についてみると、上段の裾にそって幅40~60cmの浅い溝が検出されたが、埋土の状態からみて耕作のための排水溝であり、本来のものではない。おそらく上成土塁からの水を排除する目的で近年に掘られたものであろう。つぎにFig. 5にみるように上成土塁の裾から28mの幅でフラットな面があるが、これもまた耕作のため削平されたために生じたものであろう。これは後述する溝S D003の消滅の状態から伺われ、おそらく耕地を拡張するために上成土塁の裾を削り取ったものであり、従って上成土塁の裾は現状よりも2m以上ひろがることも考えられるが、やはり下段の傾斜面を平坦にしたと考えておきたい。下段は、上段の裾から約5mの幅で25°位の傾斜面であり、現状で見られるような平坦面ではない。そして下段の北半部に幅4mの平坦面をつくっている。こうした下段の傾斜面および平坦面の関係が

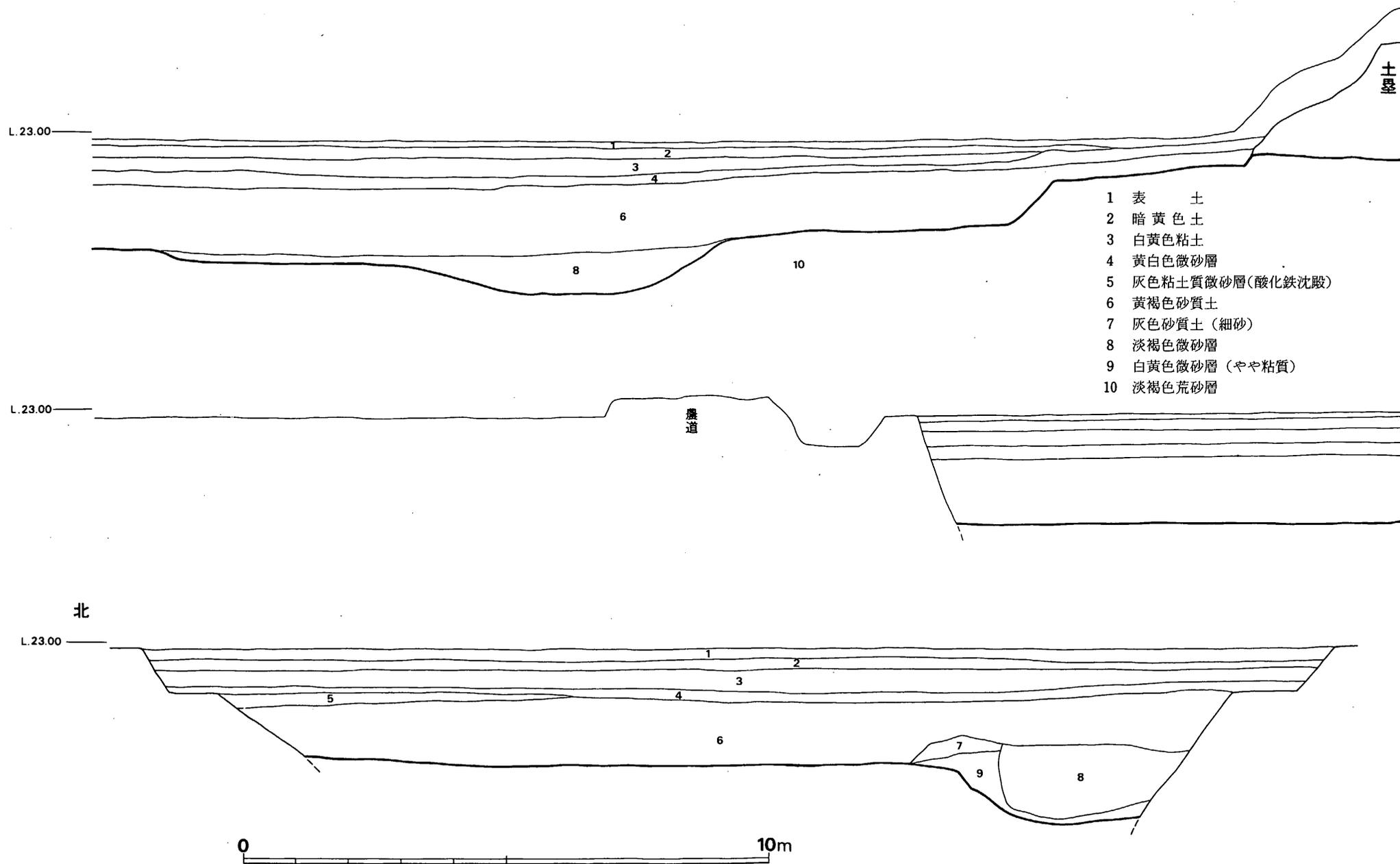


Fig. 4 A・B地区トレンチ東壁土層図

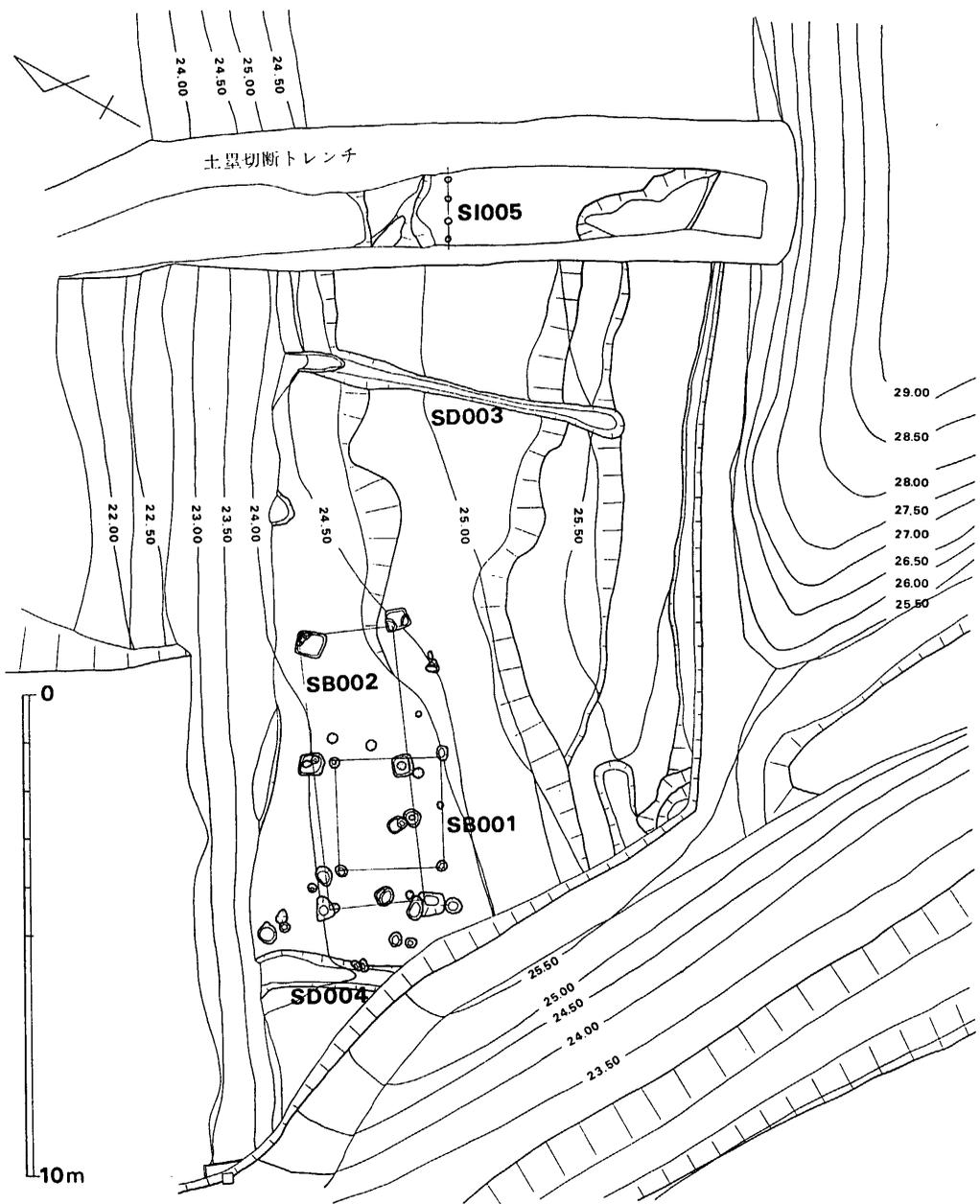


Fig. 5 水城C地区（土塁下段）の遺構

土塁全部の下段面に共通しているか否か一律に論じられないところがある。すなわちC区は東堤の突端部で次にのべるように建物がつくられたために平坦面をつくった可能性が考えられるのである。

下段の北西部につくられた建物は時期を異にする2棟の掘立柱建物である。小形のSB001は、4本柱の簡単な建物で、2.4×2.1mの規模である。大形のSB002は長方形の建物であり梁行2.1m、桁行は2間で3.0mの等間である。建物の方位は土塁の軸線に近いN55°30'Eで方形の掘方をもつ建物である。この建物の西側に溝SD004と東側に003の2本が平行して上段裾からつづいている。いずれも建物と関連する排水溝と考えられ、とくにSD004の溝底からFig. 8の軒丸瓦を発見した。また2棟の建物周辺から土師器が出土しFig. 6にみるように8世紀のものである。しかし瓦の出土は非常に少く、この建物は瓦葺ではない。従って東堤西北端という博多を望む好位置からみて、この場所に監視所的な建物が8世紀につくられていたといえる。

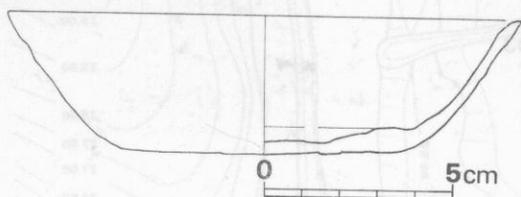


Fig. 6 SB001出土の土師器(1:3)

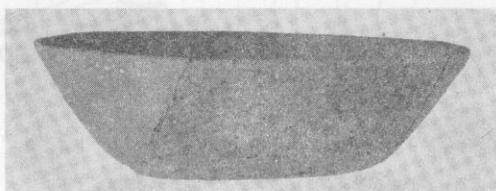


Fig. 7 同左 写真



Fig. 8 SD004出土の軒丸瓦拓影

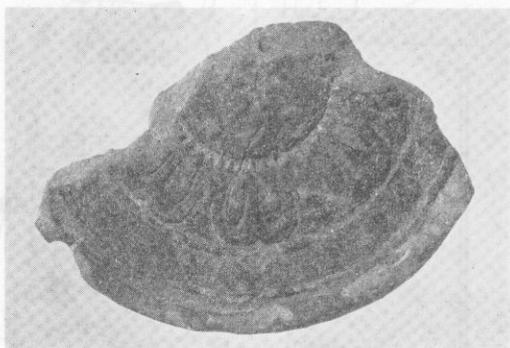


Fig. 9 同左 写真

### (3) 出塁前面下段の積土状態

C地区において、土塁下段の積土の状況を調査する目的で、幅2mの切断トレンチを設定した。土塁積土について、かつて鹿児島本線の拡張工事のために西門付近の状態を観察した結果がある(付篇中山平次郎論文参照)。土塁は2段築成となっているが、今回はその下段のみについて行った。その結果は、Fig. 10に示すように、現状では平坦となっている下段の本来の形は、その北半で現地表下1.4mに原形がある。すなわち現状よりも低い積土であり、基底面からの高さは1.7mの積土である。南半はこれも平坦面のように見えるが、本来は現状よりも高く積土がなされていたと考えられ、この部分を削平して北半へ土を移動し、全体として平坦

- ① 表土、茶色土（現在の耕作土）
- ② 暗黄色土（ブロック状に粘土を混入する、近世陶器含）
- ③ 白黄色粘土、ブロックと考えられる、②の土層中にこの種のものが混入している
- ④ 黄白色微砂層
- ⑤ 灰色粘土質微砂層（酸化鉄沈澱）
- ⑥ 黄褐色砂質土（流土）
- ⑦ 灰色砂質土（細砂）
- ⑧ 淡褐色微砂層
- ⑨ 白黄色微砂層（やや粘質）
- ⑩ ④に類似するがやや白色気味
- ⑪ 褐色細砂層（酸化鉄やや沈澱）
- ⑫ 灰白色細砂層
- ⑬ 黒茶色土（盛土表土、①で上下端を切断されている）
- ⑭ 暗黄褐色土（やや砂を含む）
- ⑮ ⑭に類似するが、やや黄色気味で粒子が荒い
- ⑯ 淡灰色粘土（微砂を少し含む、酸化鉄少し）
- ⑰ 黄色土（混入物のほとんどない単純層）
- ⑱ 淡黄色土（⑰と類似しているが花崗岩の粒子を含む）
- ⑲ 茶色土（⑰と同じように単純層）
- ⑳ 赤褐色土（酸化鉄を多量に含むが土質は⑲に類似）
- ㉑ 灰色砂質粘土
- ㉒ ⑲に類似するが粘質土を含む
- ㉓ 黒色砂質粘土（粒子の大きな砂粒を含む、やや紫色を帯びる）
- ㉔ 褐色砂質粘土（土質は㉓と同じ）
- ㉕ ㉓と同じであるがやや黒色を帯びる㉓と質的に同じ
- ㉖ 淡褐色砂質土（粒子やや荒い）
- ㉗ 淡赤褐色砂質土（粒子やや荒い）
- ㉘ 赤褐色砂質土（㉗と同質であるがやや赤味を帯びる）
- ㉙ ㉙とほとんど同質であるが、部分的に㉙を混入する
- ㉚ 黄赤褐色砂質土
- ㉛ 灰色砂質土（やや粒子の大なる砂を含む）
- ㉜ ㉛とほとんど同質であるが、やや黄白色を帯びる
- ㉝ ㉛に類似
- ㉞ 黄白色砂質土（粒子大）

- ㉟ 暗灰砂質粘土
- ㊱ 赤褐色砂質土（酸化鉄含有、黄色粘土ブロック混入）
- ㊲ ㊱に類似するが赤褐色を呈す（酸化鉄含有）
- ㊳ 黄白色砂質土（花崗岩バイラン土で酸化鉄を含む）
- ㊴ 灰色粘土（酸化鉄を含み、部分的に赤褐色）
- ㊵ ㊴と同じ
- ㊶ ㊴と同じ
- ㊷ ㊴、㊵と同じ
- ㊸ ㊴、㊸に類似するが、酸化鉄の含有量少い
- ㊹ ㊴、㊸と同質
- ㊺ ㊴、㊸、㊹と同じ
- ㊻ よう黒色粘質土（㊻と同質であるが砂粒を含む）
- ㊼ 暗灰色砂質粘土（㊼から酸化鉄侵入）
- ㊽ 灰色細砂層（やや黄色を帯びる）
- ㊾ 黄灰色荒砂層
- ㊿ 暗灰色砂質土（畑耕作のための溝、攪乱土）
- 1 灰色微砂質土
- 2 灰色砂質粘土層（㊿の粘土化した質）
- 3 白黄色砂層（細砂）
- 4 灰色粘土層（比較的かたい、㊿のごとき間層を入れる）
- 5 ㊿に類似（㊿の中に層をなきざしに入っている）
- 6 赤褐色粘土（酸化鉄が多量に沈着し、かたい）

- 7 暗茶色砂質土（小部分の間層か?）
- 8 黒灰色粘土
- 9 淡青色荒砂層（葉、枝を少量混入する）
- 10 8と同じ
- 11 9、10と同じ
- 12 9と同じ（葉、枝を混入する）
- 13 よう黒色砂質粘土（13に比較して、やや砂粒を含む葉、小枝混入）須恵器片
- 14 よう黒色粘土（粘土の単純層、葉、小枝を含む）
- 15 暗灰色粘土（15と同質の粘土であるが、17の影響で鉄分をやや含み黒色でない）
- 16 暗青灰色粘土（単純層で、葉、小枝は含まない）
- 17 赤褐色砂層（17の表層で、酸化鉄が多量に沈着し、錆化し、固い）
- 18 褐色微砂層（酸化鉄斑点状にあり）
- 19 淡褐色微砂層（単純層）
- 20 赤褐色荒砂層（酸化鉄多量に沈澱する）
- 21 淡褐色荒砂層（21と同質の砂層で、鉄分がない）
- 22 黄色土（やや軟質）
- 23 淡黄色土（やや攪乱を受けているか?）
- 24 ㊿と同じ
- 25 ㊿と同じ、暗黄灰色荒砂層（㊿と同質でやや汚れた感じ）

- 26 暗灰色粘土（斑鉄あり）
- 27 26と同じ } 色調は異なるが、木材圧積状態から暗青色荒砂層 } みて同質
- 28 黒青灰色粘土（青灰粘土と黒色粘土が混入、やや砂粒）26と27の中間の感じ
- 29 ㊿と同質であるが、酸化鉄を多量に含有し、赤褐色を呈す
- 30 暗青灰微砂層（混入物全くなし）
- 31 ㊿に類似しているが、灰黄色粘土ブロック混入
- 32 灰黄色粘土（ブロック?）
- 33 淡青色粘土（㊿と色調同じであるが、純粋の粘土質）
- 34 灰色微砂層
- 35 青黒色粘土（しがらみ材を含む）
- 36 灰褐色微砂
- 37 灰褐色細砂
- 38 赤褐色微砂層（㊿の表層で、鉄分が非常に多く沈澱し、極めて固い）㊿と同じ
- 39 褐色微砂層 ㊿と同じ
- 40 ㊿と同質であるが、炭化物を含む
- 41 褐色砂質土、㊿と同質であるが、やや灰色気味

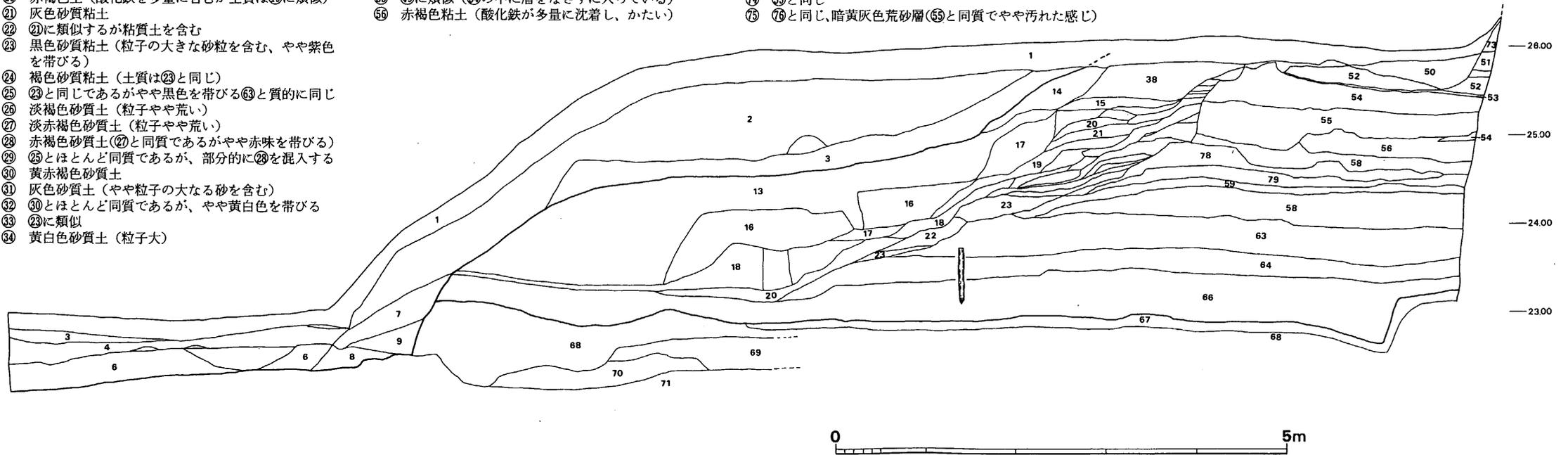


Fig. 10 土塁前面下段トレンチ東壁土層図

面にした後世の仕事がよみとれる。

積土の土層では、全体として粘質土と花崗岩バイラン土で互層とする版築がなされている。とくに Fig. 10の東壁土層図で示すように、下段の肩部分は積土最上面から1.4mの間に粘土と砂質土をこまかく積んでいる。下段の中心部においてもこうした互層はみられるが一層の厚みがあり、肩部ほどこまかくない。しかし Fig. 11の南壁土層図にみるように、積土上面から1.4m以下は黒ないし青色粘土と青色の荒砂を用い、上層の積土と対称的である。土層図⑤の淡青色荒砂層中には、葉や小枝が水平の状態で混入しており、かつて観察されていた事実がこの場所でも認められた。この木葉層よりも下はさらに黒色の粘土が厚く積みあげられ、最下層は赤褐色ないし褐色の砂層である。すなわちこの土塁の積土は砂層の上になされている。下段積土のほぼ中央に木杭とシガラミを検出した。シガラミの方向は土塁の長軸線と平行で、Fig. 12に示すように30cmの間隔で木杭が打たれている。この杭の上下層はしまった黒色粘土を主としているので、積土工事の際に、シガラミを作って軟らかな粘土の流出を防ぐ目的と考えられよう。現在は土圧で粘土はしまった状態であるが、本来は軟質のものであろう。

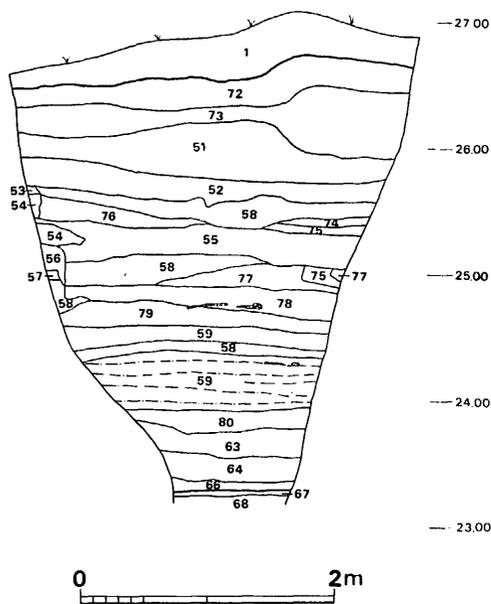


Fig. 11 土塁前面下段トレンチ南壁土層図

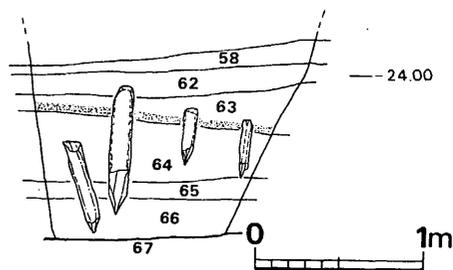


Fig. 12 土塁内杭・シガラミ立面図

### Ⅲ 水城欠堤部一石敷遺構の調査

### III 水城欠堤部一石敷遺構の調査

#### 1 調査の経過

73年6月、すでに工事は水城橋脚設置のため東西土塁を結ぶ地域に達していた。6月14日、道路公団から橋脚掘方内から大量の石が発見されたという通報を受けて視察したところ、橋脚（ピアー）P36-2に石敷状の遺構があることが確実となった。そこで工事を一時中断していただきP36-2とその北のP35-2の間にトレンチを設け緊急調査を行った。この地域は、1970年以來の発掘調査では御笠川に接近しているため遺構は存在したとしても破壊されていると判断して調査をしていなかった。しかし地元の古老からの聞き取りによれば、明治年間の御笠川の河川改修の際に東堤と石堤とを結ぶ線に“埦が敷き並べられていた”という言もあつた。

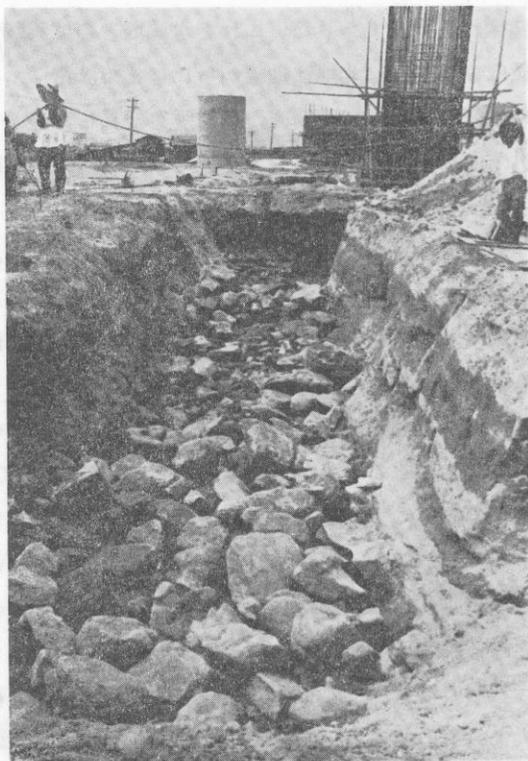


Fig. 13 発掘調査の状況

調査は、P36-2（この点は水城東堤の中軸線の延長に当る）から北へ石敷遺構が検出され、また周囲の橋脚掘方の観察をあわせると、これは旧御笠川の河床に設けられた遺構であり、洗堰としての機能を果たしたと考えるに至つた。石敷内の遺物は奈良期の土器類を中心として、それ以降の新しいものを含んでいないので、水城築堤と同時期の関連遺構と考えられる。

#### 2 検出遺構

すでに橋脚の建設が行われていたために、調査範囲は橋脚掘方の間の小範囲に限定された。トレンチの設定は、橋脚ピアーNo. P36-2の西北隅から西へ4mを基準点とし、北へ23m、

幅3mで行った。このトレンチの位置は、想定される水城東堤軸線上に南端をもち、東堤の西端からの直線距離は約56mをはかり、トレンチ軸線は磁北から西へ5°50'である。

**石敷の範囲** 人頭大あるいはそれ以上の大きさの石を乱雑に積んだ石敷は、設定したトレンチの全域に広がっているが、北に行くに従い漸次まばらになる。反対に南半の石は大形がかつ密に積まれ、トレンチより南へさらに延びるとみられるが、その部分はすでに工事に入り発掘は不可能であった。これを水城堤との位置関係でみると、堤の軸線を中心として南北に石敷はひろがり、北端は軸線から16mまでは密に、そこから北は石敷のない部分が多くなる。この位置は東堤の二段築成の高位段を延長した線から北へ5m程のところと相当する。南端については前述のような事情で確認できないが、中軸線より南へひろがりをみせることは確実である。

つぎに、東西の石敷のひろがりについてみると、1972年の南バイパスの埋文調査で、今回のトレンチの東に隣接する田に15m×25mの範囲で行っている。この発掘区の西壁の南の隅と、南壁に同様の石敷と考えられる遺構がみられる。西壁については、北半は砂の堆積のみで石はみられないので、前述の石敷の北端が堤の軸線より北へ16m前後でおわっていることを裏付けている。発掘区南壁については、西半部には石敷の痕跡をみとめるが、東半部すなわち堤に近づいたところでは明からでない。この点について、1971年の南バイパス埋文調査の発掘区は72年のさらに東に隣する範囲で行われ、I区Bトレンチにおいて砂の堆積のみであり、石は認められない。従ってこの石敷は東堤には連続していないことは確実である。71、72年の調査結果からみて、石敷はおそらく東堤の端より西へ約40m付近に東端をもち、西へひろがっているとみられる。その西界についてはわからない。

**石敷の構造** 石敷に使用された石はすべて花崗岩の自然石で加工痕はみとめられない。大きいもので一辺110×60cmをはかり、多くの石は50×50cm程度である。これらは灰色の砂の堆積の上に乱雑に投げこまれたかのように積まれており、敷き並べた状態ではない。また一部を除いて一段あるいは二段に積みあげてある。石敷の間に木杭が乱雑に打ちこまれ、とくにトレンチ南端部と後述する高まり付近に集中し、40～50cm間隔である。先端を尖らした杭は、砂層の下の厚い粘土層まで達し角杭と丸杭の2種類がみられるが、杭を結ぶ“しがらみ”様のものは確認できなかった。これら石敷の傾斜は、トレンチ南端の基準点から北へ12mまでは漸次ゆるやかに下っているが、13mのところでは幅2mで80cm程の高まりの石積みがみられる。この高まりは堤の軸線と平行する帯状をなし、やや大形の石が積み上げられている。ここより北は石がまばらになり、石敷の北端はほぼこの高まりにあることを示している。基準点付近の石面の標高は20.60m、高まり部分は21.20mをはかる。これら石敷は第6層の灰色砂層中にあり、これをおおう第5層および第4層の砂層は、石敷部分でもりあがりをみせている。

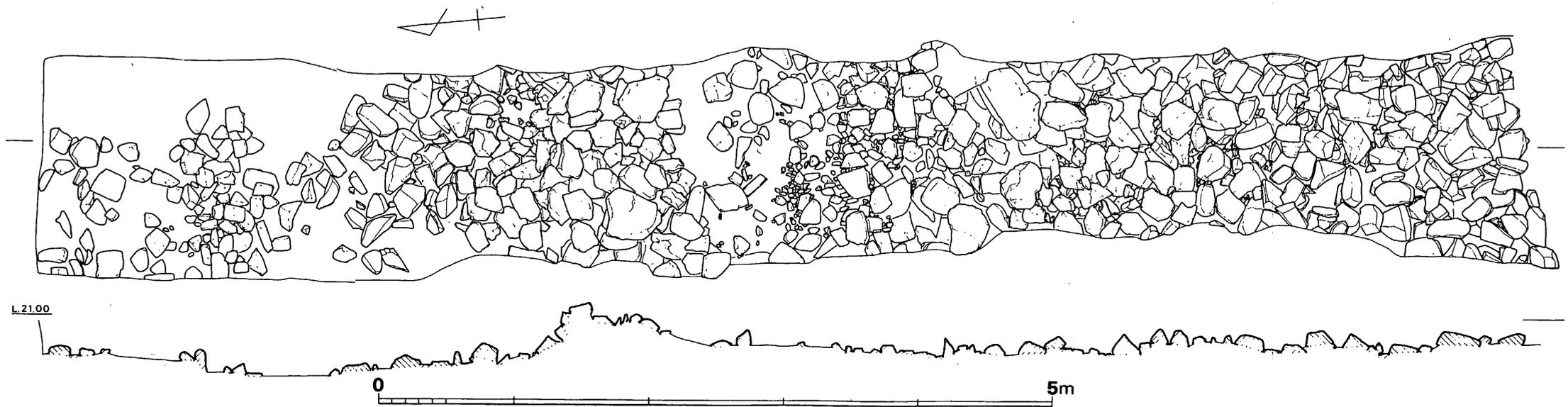


Fig. 14 石敷遺構実測図 (縮尺 1/40)

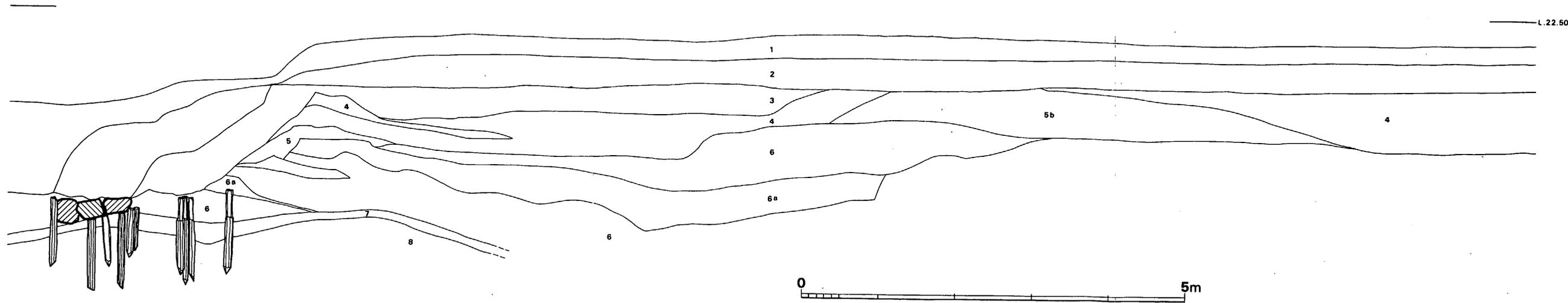


Fig. 15 石敷遺構東壁土層図 (縮尺 1/40)

- 1 表 土
- 2 黄褐色砂質土
- 3 茶褐色砂質土
- 4 灰白色荒砂土
- 4a 褐灰色微砂
- 5 赤褐色荒砂層(酸化鉄含)
- 6 白灰色荒砂層
- 6b 白灰色細砂

- 第6層と同じく白灰色砂であるが粒子が細かい
- 7 暗青灰色粘土、一部微砂含
- 8 茶褐色荒砂、部分的に酸化し、赤褐色を呈す

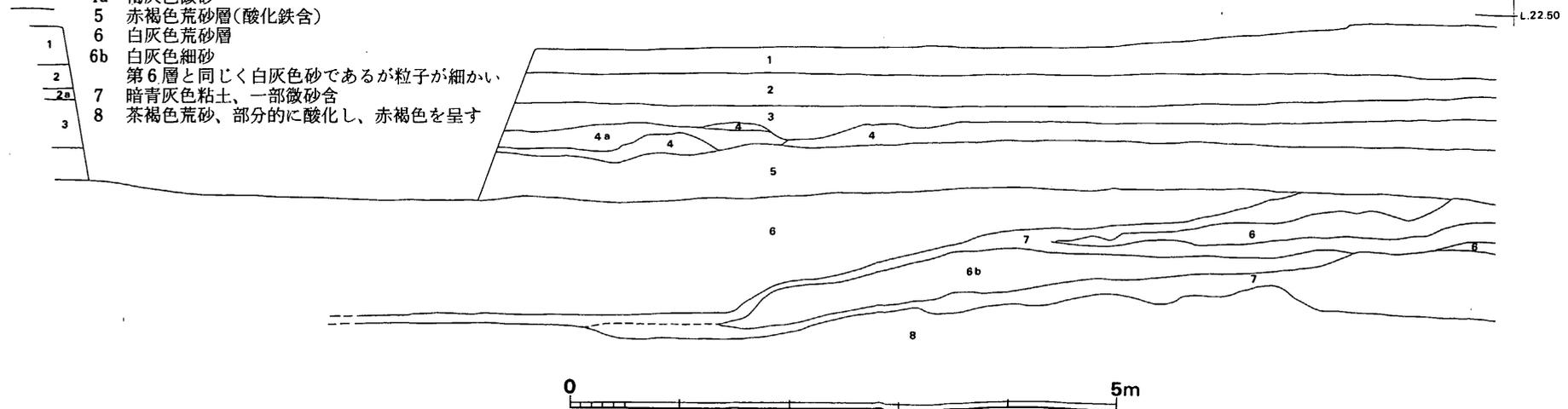


Fig. 16 石敷遺構北壁土層図 (縮尺 1/60)

### 3 出土遺物

遺物の出土状態は石と石の間にはさまって出土するもの、石の下になかば入り込んでいるもの、および石敷の上層の埋砂中のものに分けられる。埋砂の第4層および第5層からは、須恵器・土師器・内黒土師器・白磁・瓦を発見し、石敷に密着して発見される第6層出土品では瓦が多く、須恵器がこれについている。須恵器については第4・5層と第6層とで顕著な器形の変化は認められない。Fig. 1は須恵器杯蓋、2は土師器杯身でいずれも第6層の出土品であり、蓋の口縁端部は口ばし状の形態を示し、復元口径16.1cmである。土師器杯身の破片は高台が体部より内側につき短くしかりとしている。いずれも8世紀代とみられる。第6層から出土する瓦には、軒瓦はなく平瓦が多いが、その多くは縄目叩打文であり、それをすり消した丸瓦が少数みられる。いずれも厚手である。こうした瓦の特徴は、8世紀あるいはそれを遡る時期に位置づけられる。

つぎに石敷遺構をおおる第5層および第4層出土品についてみると、須恵器では杯蓋・身と甕の口縁部の破片がある。杯蓋は復元口径17cm前後のもの、20cmのやや大形品とに分けられ、器高はいずれにおいても低い、平たい蓋である。器形の特徴は、口縁部を口ばし状にするタイプ、あるいはそれをさらに簡略化して口縁内面に一条の沈線をめぐらすタイプである。また12などのように口縁を折りまげたタイプもあり、口径20cmに復元される大形の蓋は口縁を折りまげた低い器形である。杯身は口径15cm前後が多く、底部と体部の境は丸味をもち、短い高台を体部よりやや内側につけている。土師器のうち内黒のものが1片発見されている。白磁はやや小形の玉縁状口縁をもつタイプである。これらの遺物は、第6層のものと共通するものを含み、平安後半期まで及んでいるが、その多くは8世紀代と考えられる。したがってこの石敷遺構は構築から比較的早い時間に埋没したと推定される。

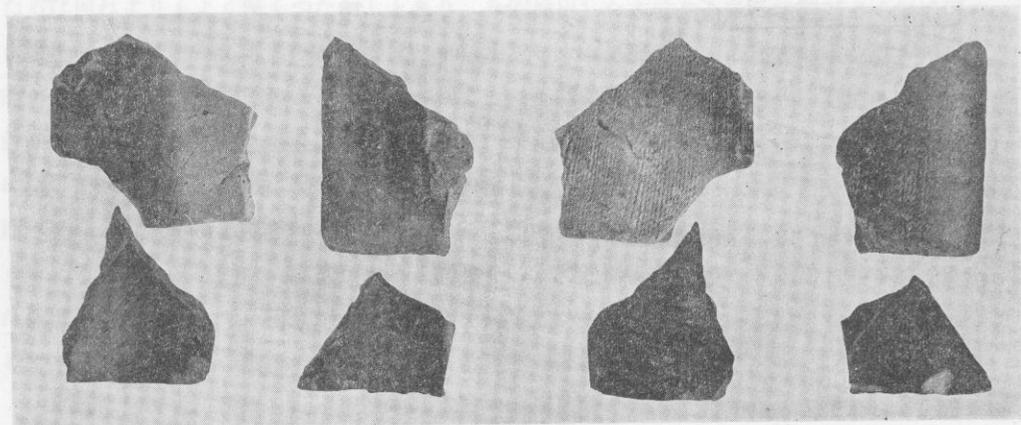


Fig. 17 石敷遺構出土の平瓦

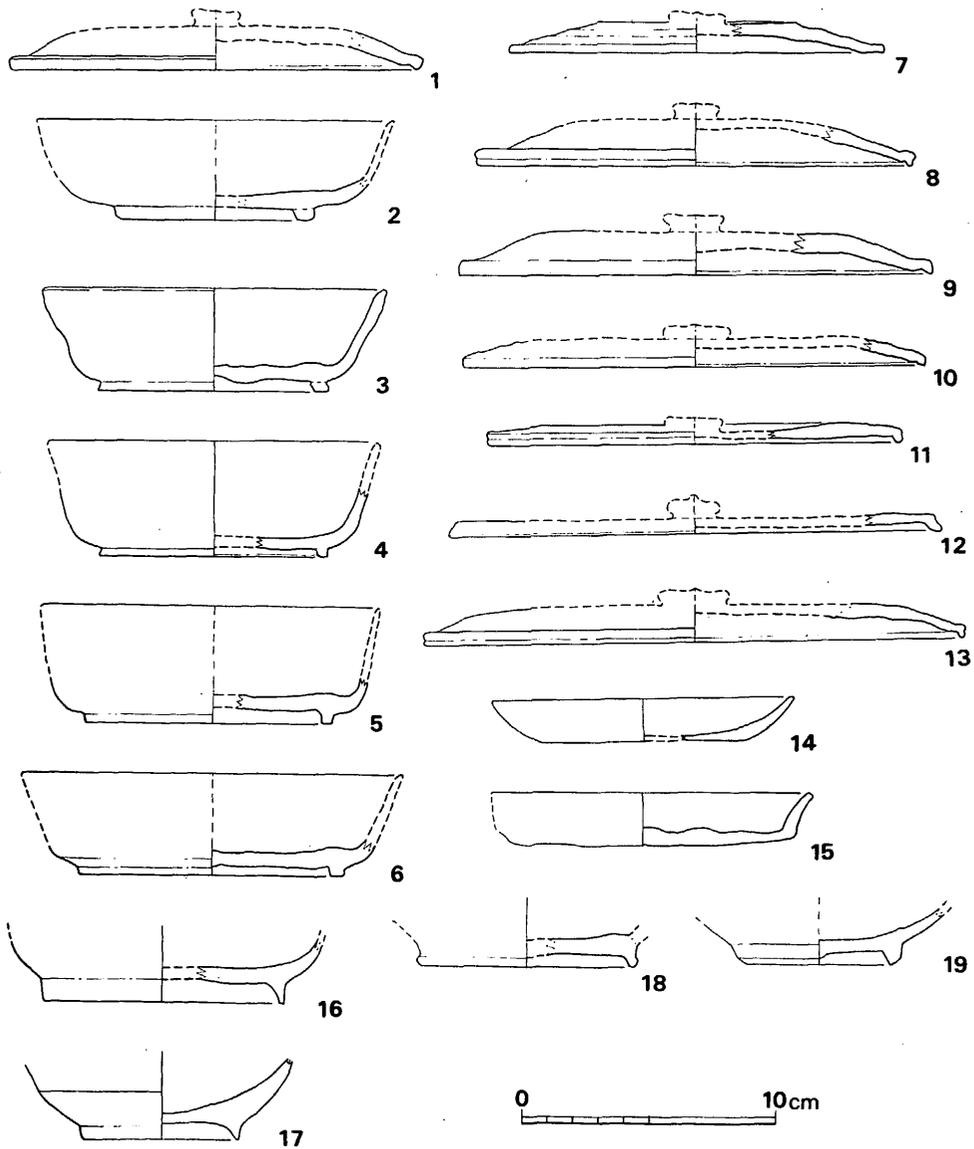


Fig. 18 石敷遺構出土の土器 (1 : 3)

1, 3~13須恵器, 2, 14~18土師器, 19白磁

## 4 遺構の性格

水城の東、西堤の間を流れる御笠川の両岸部については、かつてこの部分にも土塁が存在し川の氾らん等により破壊されて欠堤の現況になったのではないかという意見があった。しかし1970年以來のこの地区の調査により、それは否定され、本来両堤の間に欠堤部があることが判明し、現状の土塁は原形に近いものであることが明らかとなった。そして今回の調査によりこの欠堤部に石敷遺構があることがわかったが、それはすでに述べたように両堤に連続するものではなく、御笠川の制御のために構築されたものである。現在の御笠川は東・西堤のほぼ中央を流れているが、これは明治以降の河川改修による流路であり、旧流路は、今回検出した石敷遺構の部分、すなわち現流路の東側を流れていたとみられる。しかし単純に東から西へ流路が変わったのではなく、70年以來の調査結果をみると、石敷遺構のある旧流路から一度東側へ流路を移し、再び西へ移動したと推定される。

石敷遺構がこうした旧御笠川の河床につくられた構築物とみられ、出土遺物からみて、水城築堤とほぼ同一時期と考えられる。この点は石敷のレベルがIで調査した堤の基底部のレベルとほぼ一致することが注意され、両者の構築時期に相互関係があることが認められよう。

さて、この石敷遺構はどのような目的でつくられたのか、その機能について考えてみたい。結論から述べると、これは今日でも河川につくられる洗堰（あらいぜき）ではなからうか。洗堰は水流を横切って、川幅いっぱい石をつめてつくる堰のことで、一般的に次の2つの目的がある。

- ① 川の流れを変え、または水位や水量を調整する目的。
- ② 灌漑給水の取入口に構築するため。

「県令須知三」には「石川の洗堰に六七尺の杭木を一尺間程宛乱に打、石を詰めて洗堰したるは何れよりもよく保もつなり」とあり、今回検出した木杭や石敷の状態とよく似ている。水城洗堰の機能として考えられるのは、御笠川をせきとめ堤の内側の施設に水を引き入れる目的が考えられ、検出遺構のところで述べたように流路に直交して一段と高い石積みはそれを裏付ける。ここで想起されるのは、1976年に九州歴史資料館が東堤西端に近い内側（太宰府側）について調査した際、堤に平行して水路を検出している。この水路はおそらく東門の木樋から西へ延長されたものとみられるが、この水路に逆方向の御笠川から水を東へ引き入れた可能性も考えられる。あるいは、従来からある内側「貯水」説に結びつける考えもあろうが、検出した洗堰の規模からみて、それがたとえ原形を保っているとはいえなくても、小規模にすぎるのであろう。せいぜい内側の水路に引水する程度の規模である。

いずれにしても、検出した水城洗堰は水城の全構造物のなかでの一機能を果たしていたことはまちがいない。

## IV 水城東門跡礎石と昭和43年度 福岡市水道工事の立会調査

## Ⅳ 水城東門跡礎石と昭和43年度 福岡市水道工事の立会調査

### 1 調査の経過

昭和43年度の福岡市水道工事は、所謂水城東門跡礎石の在るすぐ脇の、旧道上を深くえぐって鉄管を埋めるもので、その工事時期は大宰府史跡の本格的発掘調査をこれから始めようとする時期と一致していた。前年度の工事はすでに完了しており、礎石脇を掘削してしまっていたが、今回の工事にあたっては、折尾学氏（福岡市教育委員会）、石丸洋（現在九州歴史資料館）と当時九州大学の大学院生であった私とが、その工事に立会った。そして管埋設のための溝を掘削中のパワーシャベルが引っかけた円座のある礎石が出現したので、昭和43年11月27・28の両日直ちに調査を行なった。

以下は、その時の調査資料の報告であるが、併せて「東門礎址石」といわれているものについても、考えてきたことを公表して、御教示を得たい。

### 2 立会調査の所見

昭和43年度の福岡市水道工事の管埋設のための溝は、前年度に引き継いで、「水城東門跡礎石」位置より南東へ約11mの所よりはじまって、旧道に沿って約23mの区間行なわれた。深さ約3m、幅約2.4mの溝は、道路の北東寄りの位置で掘り進められた。（Fig. 19）

礎石の出土はこの溝の南西壁の位置であり、水城東門址礎石の基準線（後述するように、当礎石の不動については疑わしいが、現位置で礎石に穿たれた柱中心の太柄穴と方立の長方形穴とを結んだ線を、今回は調査の基準線とした。）より東南へ22.87mも離れている。

溝の南西面の土層図（Fig. 21）を見ると、南東側はかなり攪乱されているが、東門跡礎石に近い側の層序はかなりきちんとしている。しかし土層で見る限り、建物の遺跡が残存しているようには思われない。

円座のある礎石もほぼ水平な状態であったが、地面を掘り凹めてそこに落とし込んだ状況ではないかと思われる。当礎石の上面は、東門址礎石上面と比べて、約50cmレベルが低かった。

瓦の出土も少量であり、出土礎石の下から「大国」銘の文字瓦片（『大宰府史跡昭和48年度発掘調査概報』の20P第15図の5と同類）が検出された。

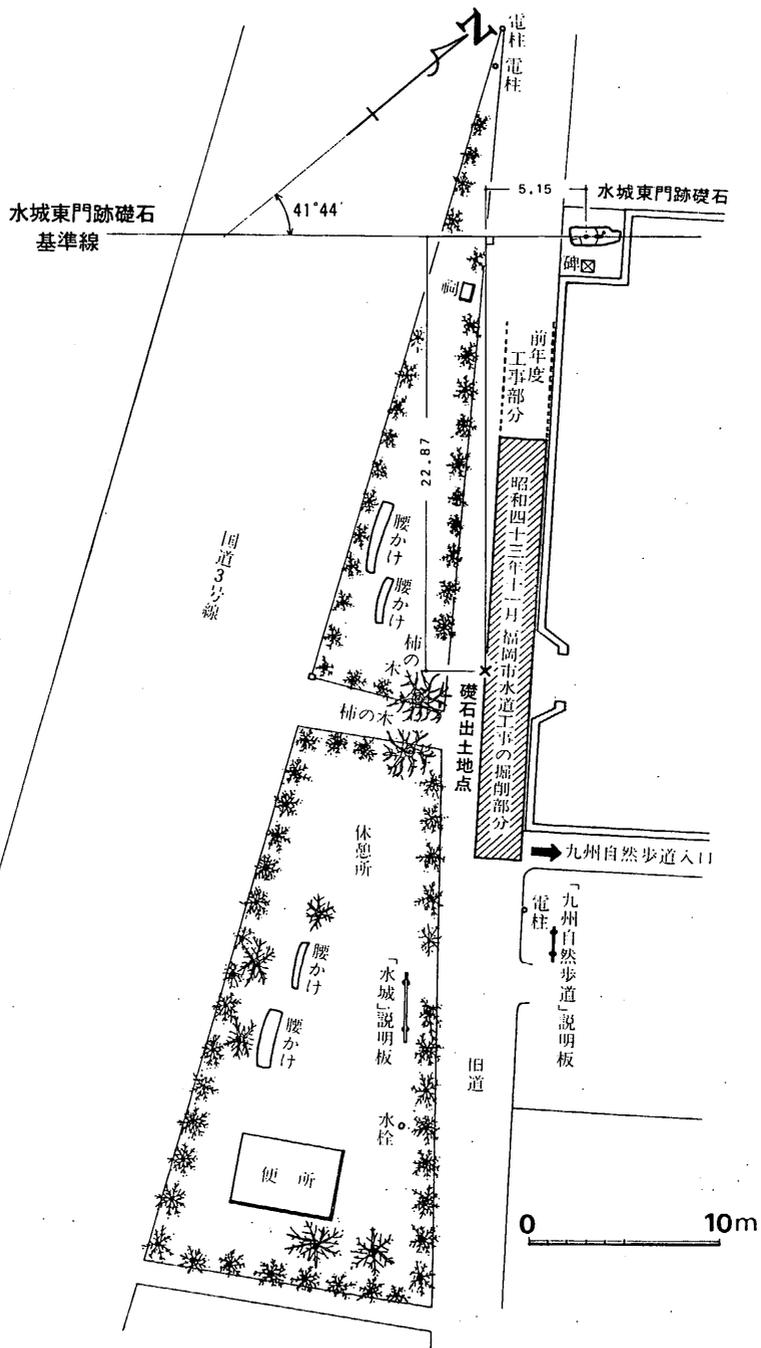


Fig. 19 水城東門跡周辺図



Fig. 20 水城東堤調査位置図

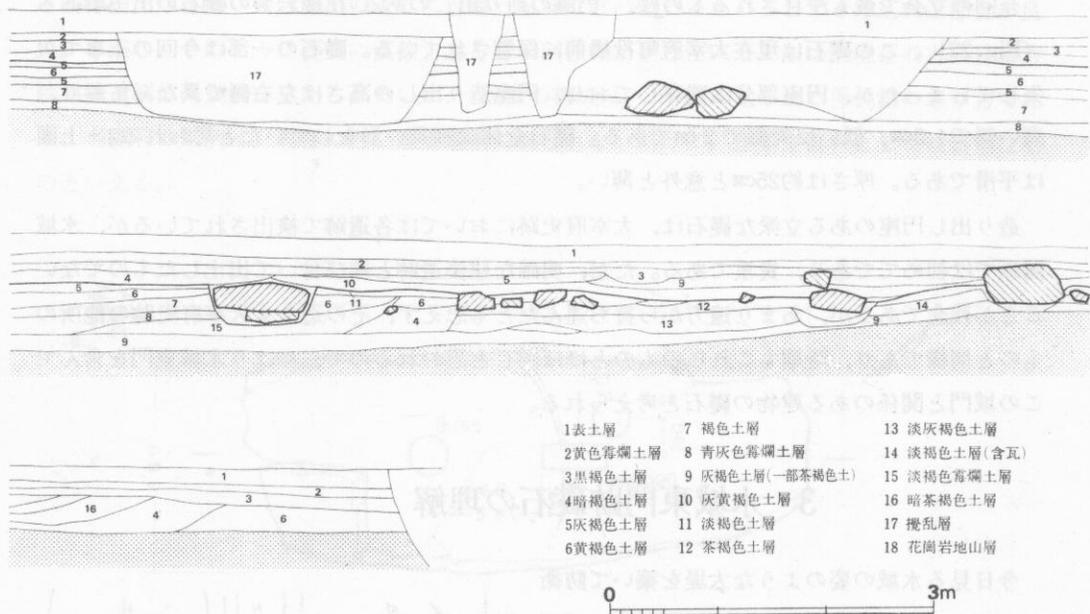


Fig. 21 水城東門跡土層図

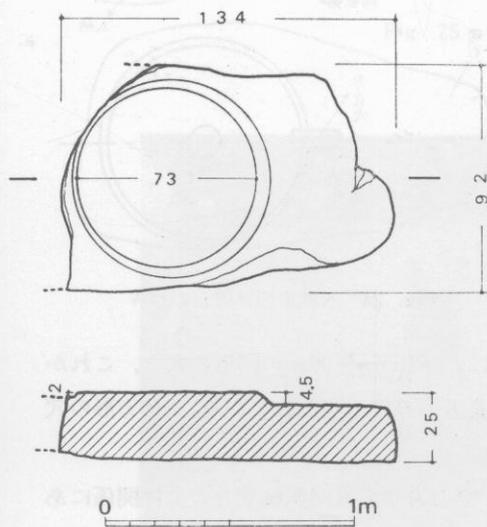


Fig. 22 水城東門跡出土の礎石  
(現太宰町役場保管)

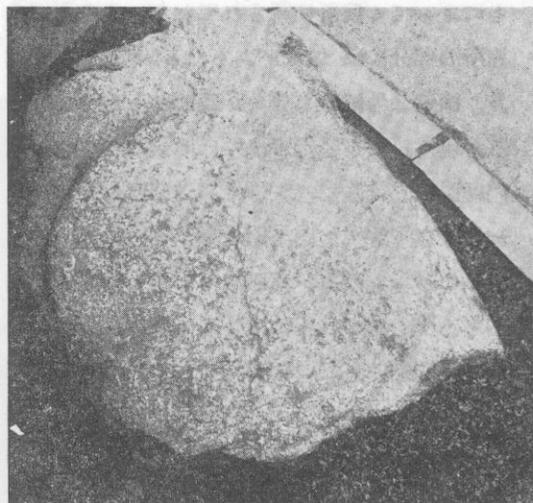


Fig. 23 同左写真

今回の立会で最も注目されるものは、円座の造り出しのある花崗岩製の礎石の出土である (Fig. 22)。この礎石は現在太宰府町役場前に保管されている。礎石の一部は今回の工事で欠失してしまったが、円座部分は残存しており、円座造り出しの高さは左右側で異なっており、高い側で4.5cm、低い反対側で2cmである。礎石全体は細長い形をしていたと思われる。上面は平滑である。厚さは約25cmと意外と薄い。

造り出し円座のある立派な礎石は、大宰府史跡においては各遺跡で検出されているが、水城関係では初めてであり、貴重である。ただ、明確な建築遺跡と結び付いて出土したものでないことが残念であるが、あまり遠方から持ち運んだとも思えず、その造りも大宰府史跡の他所のものと同様であり、時期もこれらのものとほぼ同じと思われるので、やはり水城東門を含んでこの城門と関係のある建物の礎石と考えられる。

### 3 水城東門跡礎石の理解

今日見る水城の姿のような大堤を築いて防衛上の施設をつくる場合にも、中国における「万里の長城」に見るのと同様に、その数箇所を開いて内外を結ぶ「城門」を設けるのが普通である。現在この大堤は、中央付近を御笠川によって、さらに国道3号線と国鉄線と宇吉松の道路とによって4箇所切断されており、その両端2箇所部分には城門があったと考えられており、国道3号線の部分を「東門跡」と呼んでいる。現に、この東門跡には、旧道脇に「水城東門跡礎石」として、大きな石がほぼ水平に横たわり保存されている (Fig. 26)

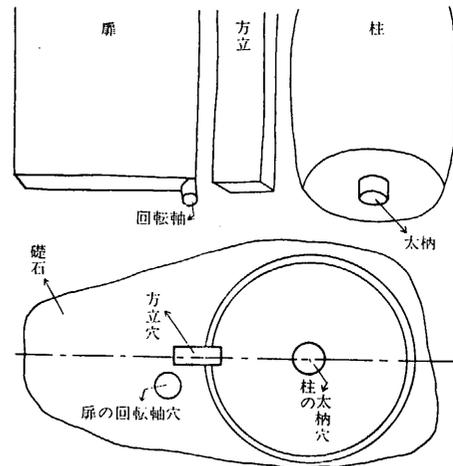


Fig. 24 水城東門跡礎石の理解

この礎石上面は、南西側半分が一段高く段差があるが、いずれもほぼ平坦である。ほぼ長軸線上に、径165mm深90mmの円形の穴と、これから心々間580mm離れて大きさ260×100mm深50～80mmの長方形の穴が穿たれている。長方形の穴の脇には、150mm離れて径145mm深75mmの正円の穴がある。

この長方形の穴と脇にある正円の穴とは、扉装置の際の方立と扉回転軸受との位置関係にある。そのように考えると、もう一つの円穴は、円柱の中心位置にある太柄を受ける穴ということになり、この太柄穴を中心として底面半径約46cm (直径92cm) の大きな円柱が立つことになる。円柱が乗る面が円形状に段差をもって高いということも、前記出土礎石の円座造り出し

と同様の工作となって、上記のように当礎石を扉位置の礎石であろうとする考えには都合が良い。しかし、このように礎石に直接方立や扉の回転軸が嵌るといふ工法は、現存の古い日本寺院建築遺構にも類例を見出しがたいが、同様の構成は、一般に見られる扉装置のあり方である。当礎石の工法は、現存の古い建築遺構に見られないだけに、建築史資料としては貴重なものといえる。

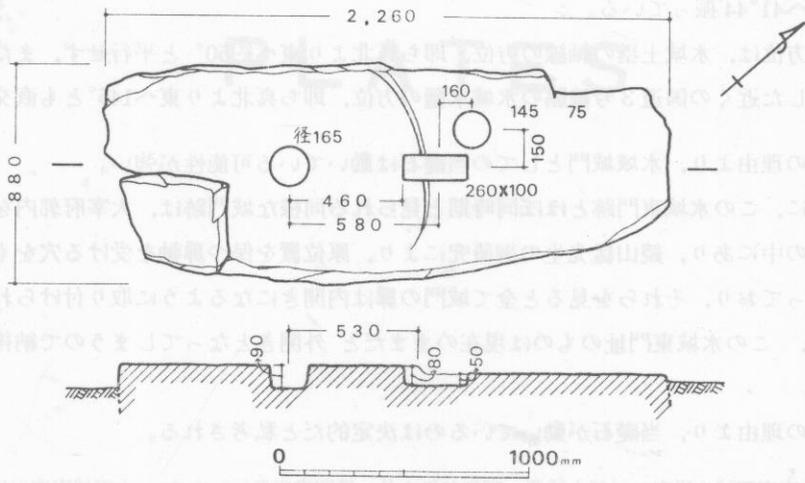


Fig. 25 水城東門跡の礎石

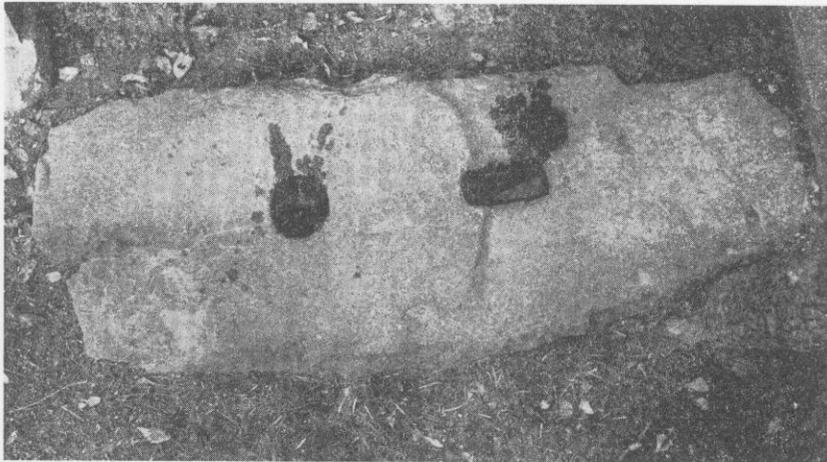


Fig. 26 同上写真

## 4 水城東門跡礎石の動不動について

この礎石が原位置を保っているかどうかは、発掘して検討をせねばならないが、実測して得た見解を示しておきたい。

- ① 前記のように扉位置の礎石と考えると、この礎石についての建物の基準線は、柱心にある円形穴と方立の立つ長方形穴との中心点を結んだ線となる。この礎石基準線の方位は、真北より東へ $41^{\circ}44'$ 振っている。

この方位は、水城土塁の軸線の方位、即ち真北より東へ約 $50^{\circ}$ と平行せず、また昭和50年に調査した近くの国道3号線脇の水城木樋の方位、即ち真北より東へ $145^{\circ}$ とも直交しない。

以上の理由より、水城城門としての当礎石は動いている可能性が強い。

- ② さらに、この水城東門跡とほぼ同時期と見られる同様な城門跡は、大宰府郭内を囲む周辺の遺跡の中にあり、鏡山猛先生の御研究により、原位置を保つ扉軸註を受ける穴をもつ礎石が見付かっており、それらを見ると全て城門の扉は内開きになるように取り付けられているのであり、この水城東門址のものは現在のままだと外開きになってしまうので納得がいかない。

以上の理由より、当礎石が動いているのは決定的だと私考される。

註 『大宰府都城の研究』（鏡山猛著 昭和43年6月、風間書房発行）中の。大野城宰府口城門（139～141 p）。大野城水城口城門（141～143 p）。基肄城東北門（160～161 p）

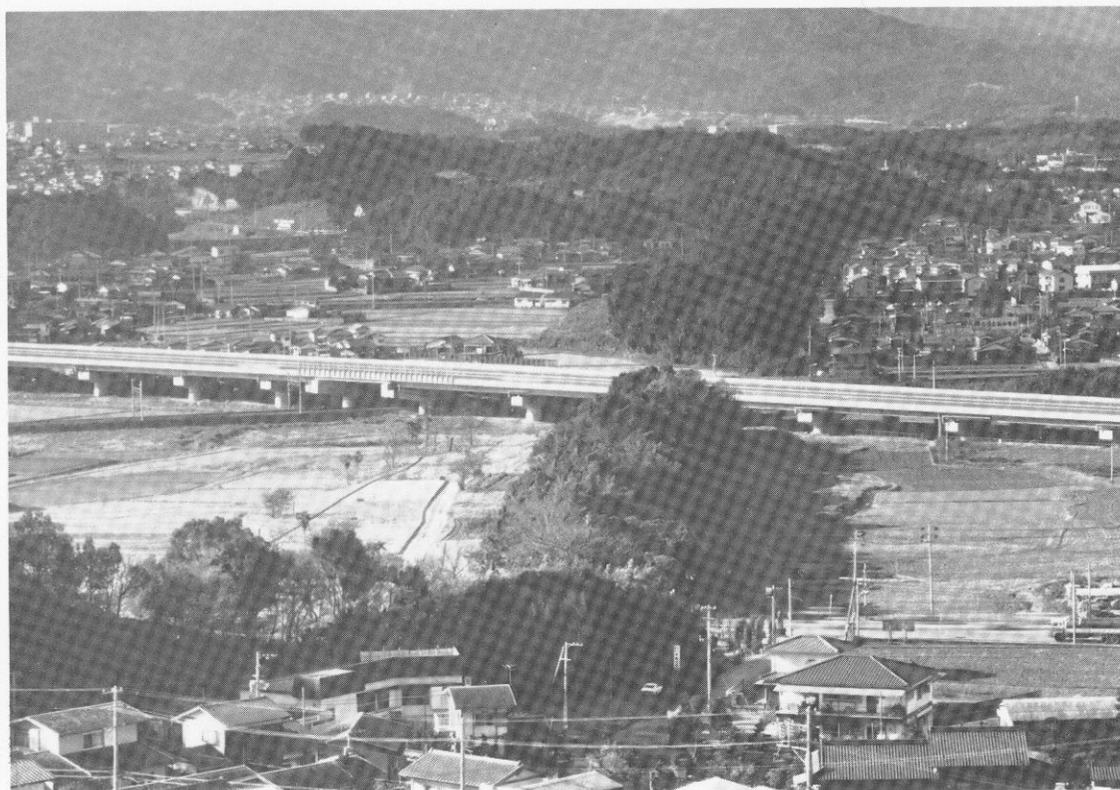
### お詫び

未刊資料の公表は迅速になされねばならないが、今回の報告が既に十年近くも経過してしまい、研究者に御迷惑をおかけしたことを深くお詫びします。

# PLATES



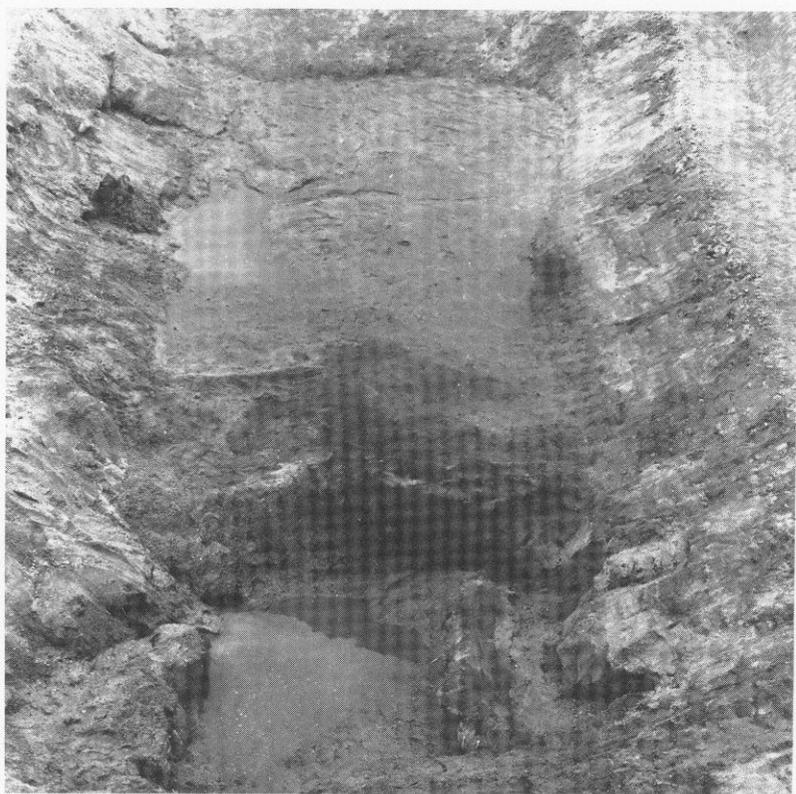
(1) 水城大堤全景（昭和48年自動車道建設前）



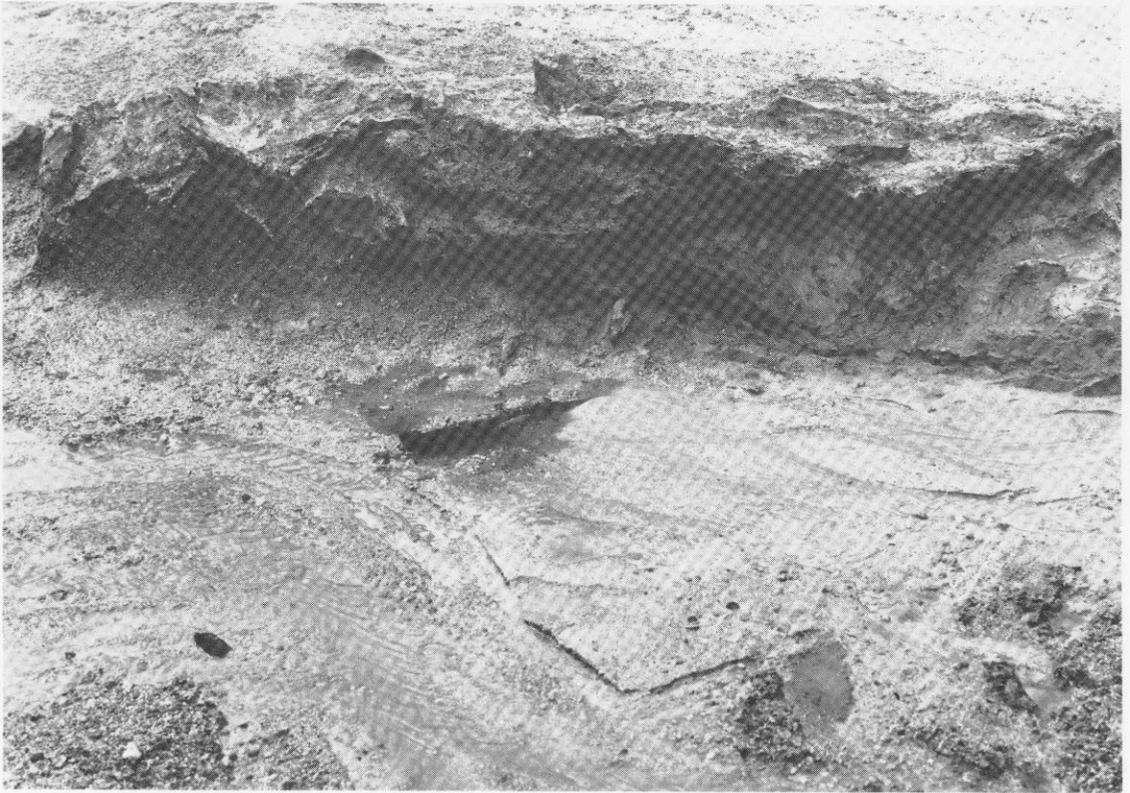
(2) 水城大堤全景（昭和52年自動車道完成後）



(1) 東堤西端部B, C地区(北から)



(2) A地区全景とシガラミ遺構(南から)



(1) A地区シガラミ遺構 (南から)



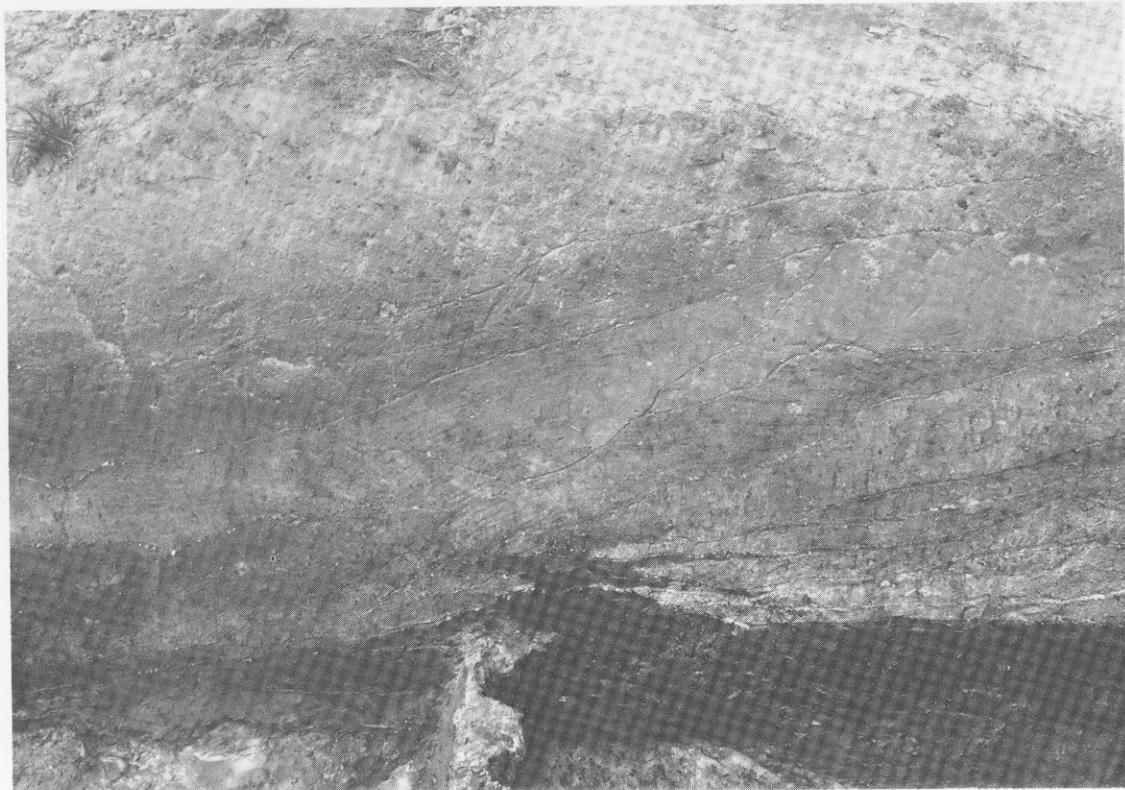
(2) A地区シガラミ遺構 (西から)



(1) B地区土塁端部と堀（東から）



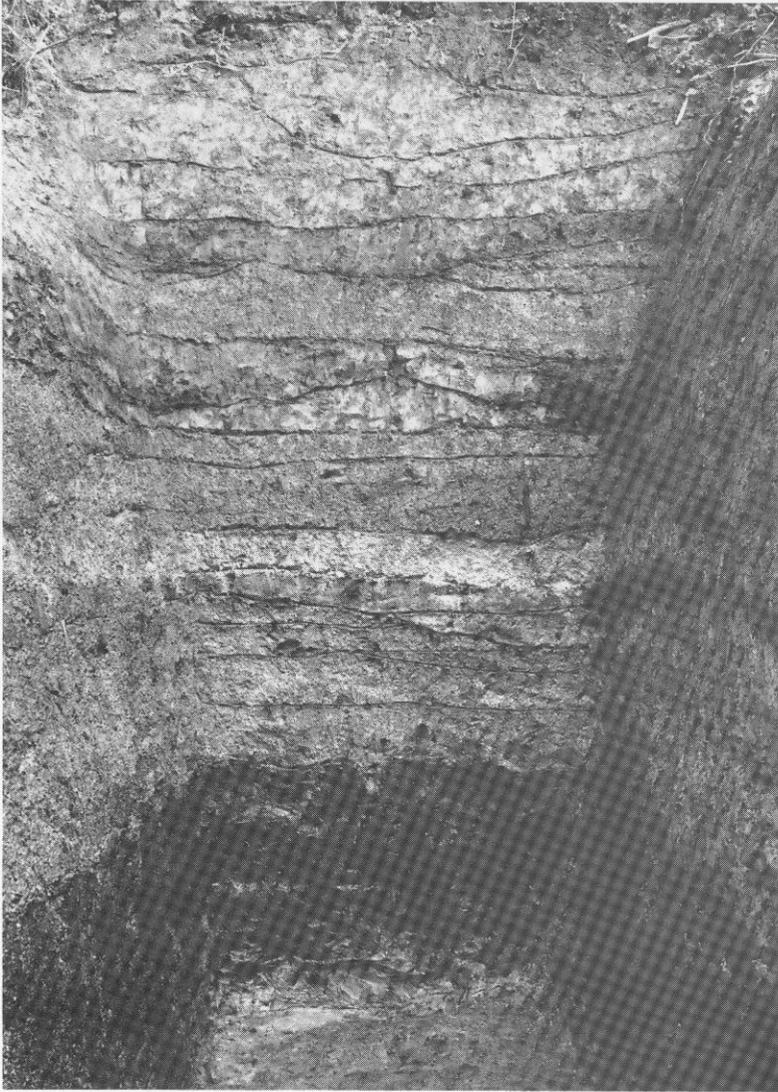
(2) B地区土塁端部の状態（西から）



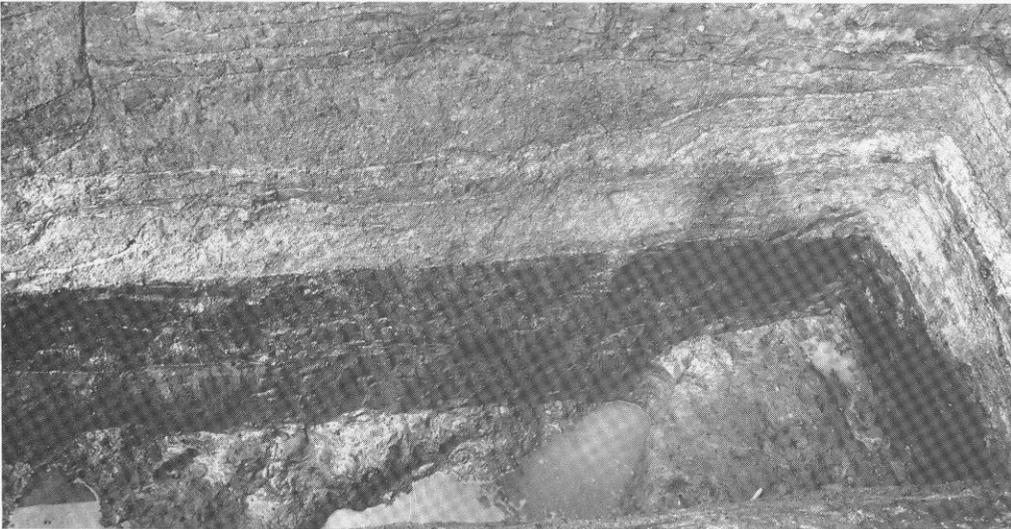
(1) 土塁積土の状態（東壁）



(2) 積土中の杭とシガラミ（南から）



- (1) 土塁積土の状態（南壁）
- (2) 土塁基底部の状態（東壁）





(1) C地区の遺構（東から）



(2) C地区と東堤（西から）



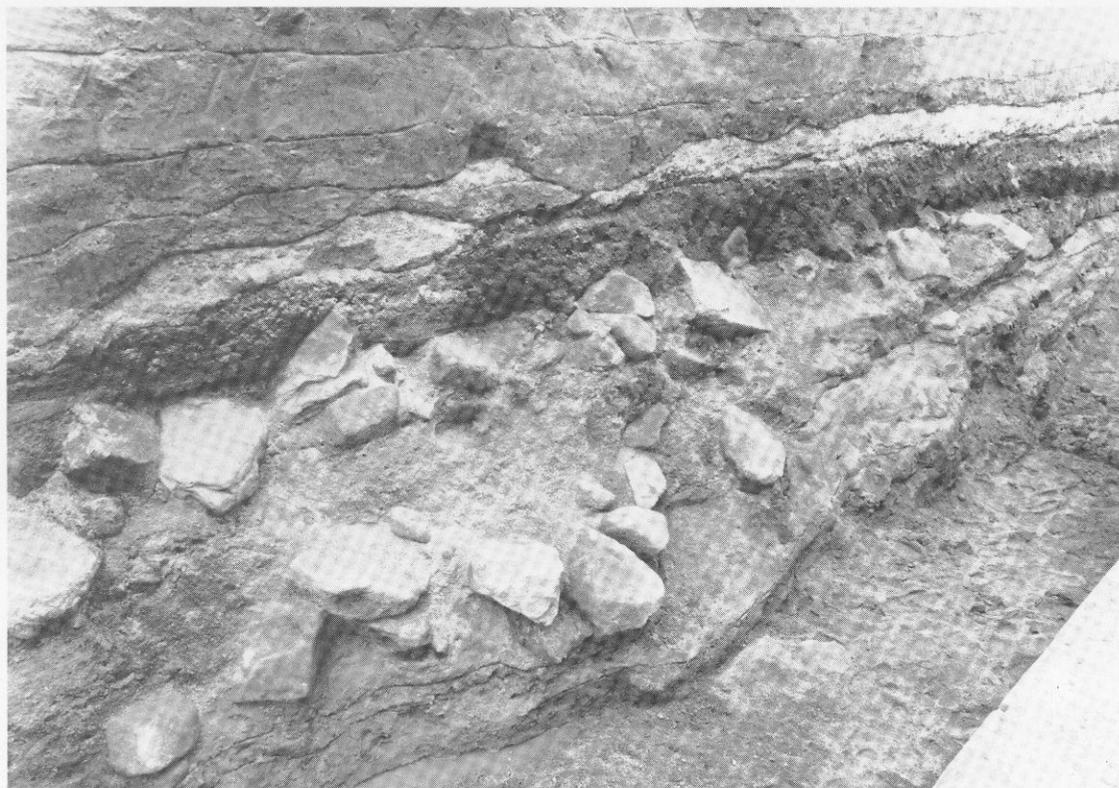
石敷遺構全景（南から）



(1) 石敷遺構高まり部分（南から）



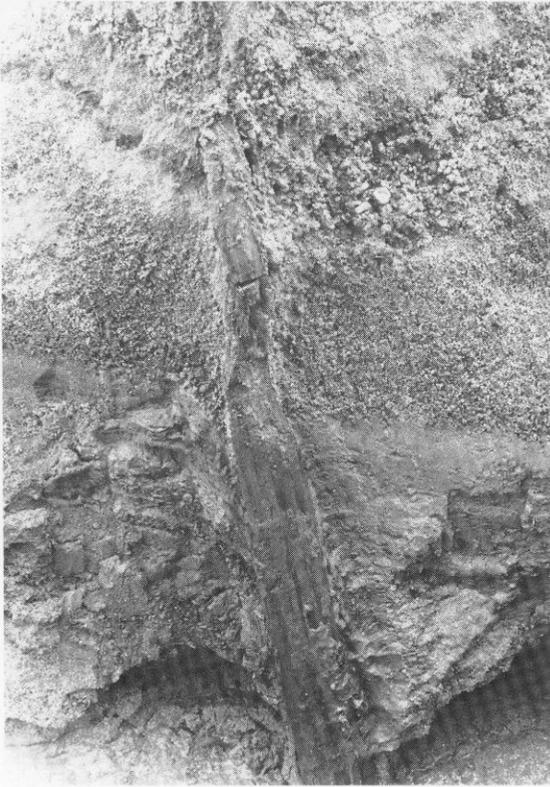
(2) 同 上（西から）



(1) トレンチ東壁の土層（西から）



(2) 石敷中の遺物出土状態



(1) 石敷周辺の杭



(2) 同 上

(付)

水城関係史料ならびに主要文献

論文中の写真・図面については印刷の都合で割愛したものがあ

# 水城関係史料ならびに主要文献

## 天智二年(六六四)

〔日本書紀〕

二十七  
天智天皇

三年是歲、於對馬嶋・壹岐嶋・筑紫國等、

置防人與烽、又於筑紫、築大堤貯水、名曰水城、

## 天智四年(六六五)

〔日本書紀〕

二十七  
天智天皇

四年秋八月、遣達率答林春初、築城於長

門國、遣達率憶禮福留、達率四比福夫於筑紫國、築大野及椽二城、

〔令義解〕

一  
職員令

大宰府 帶筑前國、

主神一人掌諸祭祠事、帥一人掌神社・戸口・薄帳・字姦百姓・勸課農桑・

糺察所部・貢舉・孝義・田宅・良賤・訴訟・租調・倉廩・徭役・兵士・器仗・

鼓吹・郵驛・傳馬・烽候・城牧・過所・公私馬牛・園遺雜物及寺僧尼名籍・著

客・歸化・饗饗事、大貳一人掌同帥、少貳二人掌同大貳、大監二人掌糺判

府内・審署文案・勾稽失・察非違、少監二人掌同大監、大典二人掌受事上抄

・勘署文案・檢出稽失・讀申公文、少典二人掌同大典、大判事一人掌案覆

犯狀・斷定刑名・判諸爭訟、少判事一人掌同大判事、大令史一人掌抄寫判文、

少令史一人掌同大令史、大工一人掌城隍・舟楫・戒器・諸營作事、少工二

人掌同大工、博士一人掌教授經業・課試學生、陰陽師一人掌占筮相地、醫

師二人掌診候療病、筭師一人掌勘計物數、防人正一人掌防人名帳・戒具・教

閱、及食料田事、佑一人掌同正、令史一人、主船一人掌修理舟楫、主厨一  
人掌醢・醢・齏・菹・醬・醢・鮭等事、史生廿人、

## 天平二年(七三〇)

〔萬葉集〕

六  
雜歌

冬十二月、大宰帥大伴卿上京之時、娘子作歌二首

凡有者、左毛右毛將爲乎、恐跡、振痛袖乎、忍而有香聞、

おほならば、かもかもせむを、かしこみと、ふりたきそでを、

しのびてあるかも、

倭道者、雲隱有、雖然、余振袖乎、無禮登母布奈、

やまとぢは、くもかくれたり、しかれども、わがふるそでを、

なめしともふな、

右大宰帥大伴卿兼任大納言、向京上道、此日馬駐水城、願望府家、

于時送卿府吏之中、有遊行女婦、其字曰兒嶋也、於是娘子傷此易別、

嘆彼難會、拭涕自吟振袖之歌、

大納言大伴卿和歌二首

日本道乃、吉備乃兒嶋乎、過而行者、筑紫乃子嶋、所念香聞、

やまとぢの、きびのこじまを、すぎてゆかば、つくしのこじま、

おもほえむかも、

大夫跡、念在吾哉、水莖之、水城之上爾、泣將拭、

ますらをと、おもへるわれや、みずくきの、みずきのうへに、な

みだぬぐはむ、

## 天平神護元年(七六五)

〔続日本紀〕

二十六  
稱德天皇

天平神護元年三月辛丑、○中大宰大貳從四位

下佐伯宿禰今毛人爲築怡土城專知官、少貳從五位下采女朝臣淨庭爲修理水城專知官、

## 天慶四年（九四一）

〔日本紀略〕後篇二 天慶四年五月十九日戊寅、征南海賊使小野好古飛驒言、賊徒虜掠大宰府内、仍以參議右衛門督藤原朝臣忠文任西征大將軍、又任副將軍々監以下、

〔扶桑略記〕二十五 天慶三年十一月、純友追討記云、○中于時公

家遣追捕使、以右近衛少將小野好古爲長官、以源經基爲次官、以右衛

門尉藤原慶幸爲判官、以右衛門志大藏春實爲主典、卽向播磨・讚岐等

二國、作二百餘艘船、指賊地伊豫國巖向、於是純友所儲船號千五百艘、

官使未到以前、純友次將藤原恒利、脫賊陣竊逃來、伊予縣志着國風處、件恒利

能知賊徒宿所隱家并海陸兩道通塞案内者也、仍國風置爲指南、副勇悍者

令擊、賊大敗、散如葉、浮海上、且防陸地、絕其便道、且追海上認其

泊處、遭風波難、共失賊所向、相求之間、賊徒到大宰府、更所儲軍士

出壁防戰、爲賊被敗、于時賊奪取大宰府累代財物、放火燒府畢、寇賊

部内之間、官使好古引率武勇、自陸地行向、慶幸・春實等鼓棹、自海

上赴、向筑前國博多津、賊卽待戰、一舉欲決死生、春實戰酣、裸袒亂

髮、取短兵振呼入賊中、恒利・遠保等亦相隨、遂入截得數多賊、々陣

更乘船戰之時、官軍入賊船、著火燒船、凶黨遂破、悉就擒殺、所取得

賊船八百餘艘、中箭死傷者數百人、恐官軍威入海男女可勝計、賊徒主

伴相共各離散、或亡降、分散如雲、純友乘扁舟、逃歸伊豫國、爲警固

使橋遠保被擒、次將等皆國々處々被捕、純友得捕、禁固其身、於獄中

死、月日不隨、追可勘入

## 寛弘二年（一〇〇五）

〔小右記〕

廿三日庚午、大貳内房類船、去河尻不幾多以漂損、人多溺死云々、是雜色長清光說也、七月十日丙辰、略○中大貳去月十六日晝今日到來云、

六月十四日巳刻著水城、請取印鑑、午剋著府廳宿所、先令奉行任符之後、著廳座、定神寶行事官人、并請取諸司鑑等、自餘事不違記事、

〔大貳高遠集〕○圖書

府に在るひ、みつきのせきに、少貳・府官などむかへにあつまり

きたり、

いはかきのみつきのせきにむれむかふうちのこゝろもしらぬもろ人

## 寿永二年（一一八三）

〔平家物語〕大宰府落

平家は緒方の三郎惟義か三萬餘騎の勢にて既に寄すと聞えしかは、取る物も取りあへず大宰府をこそ落ち給へ、さしもたのもしかりつる天満天神の注連のあたりを、心細くも立ちわかれ、駕輿丁もなければ、葱花鳳輦はたゝ名をのみ聞えて、主上腰輿に召されけり、國母を始め參らせて、やんことなき女房たちは袴の裾を高く取り、大臣殿以下の卿相雲客は指貫の側を高く挟み、徒跣足て水城の戸を出て、われ先にくくと箱崎の津へこそ落ち給へ、折ふし下る雨車軸の如し、吹く風砂を揚ぐとかや、落つる涙ふる雨わきていつくも見えさりけり、住吉・箱崎・香椎・宗像伏し拜み、主上たゝ舊都の還幸とのみそ祈られける、

## 文永一二年（一一七四）

### 〔八幡愚童記〕

かの奴原を見かへりて、よくひきはなつ矢、一はんにかけたる大男の眞中を射つらぬき、逆にこそおちたりけれ、つきそひたる郎等とも、これにおとろき抱へ入ける紛れにそ、景資水木城の方へ引かへす、その時同しあし毛に金乍のくらおきて、馳出たる異敵をおひ廻し捕へたり、此者にかの大男の事を尋ぬれば、蒙古一方の大將流將公と云ものなりとそ、又其者申けるは、出たつよりあやしく鳩かけりて、既に吾か大將軍をうちてけりと云けるにそ、八幡宮の降伏めてたくたふとき事を知て、皆人かんしをかみける、さて水木城と申すは、前は深田にて道一すちあるのみ、うしろは野原ひろくつゞきて、水木おほくゆたかなり、馬蹄飼場よく、兵糧潤澤なり、左右山あひ三十餘町をすかして、石もて高ききひしく築たり、城戸口には磐石門を立たり、今は礎石はかりになりけり、南山近くあひそめ川なかれたり、石山の腰には、深くひろく堀をとほして、二三里廻れり、これいにしへの御代々々、異賊をふせかんために、帥の大將をおかれたる大城郭なりけり、如此ゆゑしき古城なりけれとも、あまたの軍勢、たゞ一日の戦にたへかねて、博多・宮崎をうちすてゝおち入れけり、末はいかになりゆくものかと、あやしの賤山かつまで泣まどひかなしまさるそなかりける、

### 〔八愚童訓〕

軍ハ巳之時始テ日暮方ニ成シカハ、彼方此方ニサ、ヤキ豆コソシケレ、何豆ソト性ム、難及力ニケレハ、水木之城ニ引籠支テ見ント、遊支度ヲソ構ヘケル、是ヲ聞テ、我先ニト落シカハ、獨モ留ル者無リケ

リ、爰三郎左衛門尉景資イタル處ニ、蒙古大將軍ト思シキカ、長七尺計ノ大男髮腮ノ邊マテ生下リタルカ、韋毛ノ馬ニ乘、十四五騎カチ走七八十人カ程具シテ、ヲメキ呼テ追懸タリ、其時旗之上ニ鳩翔舞ケレハ、誠ニ八幡大菩薩之御影向トソ、憑敷テ究竟ノ兵共成シカト、一鞭打テ馳延テ踏留テ吉引テ放矢ニ、一番ニ懸ケル大男之眞中射テ、馬ヨリ下ヘ逆ニ落ニケル、郎等共是ヲカ、ケテヒシメケル紛ニ、景資此方ヘ引返ル、韋毛之馬ニ金造之鞍置タルカ走廻リケルヲ取テ、後ニ尋ハ、蒙古ノ一方ノ大將軍ニ流將公カ馬也ト、生取タル蒙古申ケリ、鳩翔給テ大將軍ヲ討豆之目出サヨ、八幡之御降伏誠ニ貴御豆也、去程ニ水木之城ト申ハ、前ハ深田路一、後ハ野原廣ツゞキテ、水木多優也、馬蹄之飼場ヨリ兵糧之潤屋アリ、左右之山之間卅餘町ヲ通シテ、高急ニ岸ヲ切立、城戸ニハ磐石之門ヲ立タリ、今者礎ノミソ殘タル、南山ニ近臨ハ藍染河流タリ、右ノ山之腰ヲ深ク堀リ、三里ヲ廻レリ、昔神功皇后之土與國ノ大人ヲ禦カセ給ントテ、一夜之中ニ誘ヘ給シ城ナレハ、神力之致所、凡夫ノシハサトハ見ヘサリケリ、縱穆天子之麟駸駸之蹄モ曾是ヲハ難越、縦又勝軍モ名將勇士ノ武モ、何カ是ヲハ可破、誠ニユ、シキ城郭成共、博多・宮崎ヲ打捨テ多之大勢、一日之軍ニ絶カネテ落豆、何ト可成ソト恠ノ民ニ至及、泣歎カヌハ無リケリ、

### 〔歴代鎮西要略〕

（前略）蒙兵数十万 其勢弥矯矯矣 取構水木城 而蒙古兵士抛焉  
切断数千余丁 累置大磐石 以為城之堅（中略）小式大友菊池島津以下九州武人 各督数万之兵 擊破水木砦 遮賊兵於海上（後略）

文明二二年（一四八〇）

〔筑紫道記〕宗祇

又の日弘相の宿り花（台）坊といふにて、又一座あり。

染川はしぐれし山の霰かな

会過ぐれば、まだひつじくだらぬ程なり。やがて立ちわかれ侍るに、兵部の君とて侍る法師、あたりの名所のしるべをもせむとて相伴ふ。かまど山は跡遠くなりき。思川の俤は袖の上に留りぬ。染川にそふて下るに、天智天皇の皇居木の丸どのの跡に馬をとどむ。境内皆秋の野らにて、大き成る礎の数をしらず。都府樓の月いにしへを思ふに、きのふの観音寺の鐘又聞くがごとし。天拝が嵩をはるかにみて、なほ御神の名残も浅からず。かるかやの関にかかる程に、関守立ち出でて、我が行くすゑをあやしげに見るもおそろし。

数ならぬ身をいかにとも事とはばいかなる名をかかるかやの関

越え過ぐるままに大き成る堤有り。いはばよこたはれる山のごとし。尋ぬれば是も天智天皇のつかせ給ひけるとなん。民の愁ひいかばかりにかと思ふも悲し。すべて国家を守る人は、唯民のつひえを思ふべき事とぞ覚ゆ。情世のことわりをおもふに、一天の君万国の民、いずれか終の限りなからまし。此のわたりの旧跡を見るにも、只常なるものは山川土石のみなり。我既によはひたけて、行く末を期するたのみなし。二度ここをみむ事あるまじき事と思ふにも、偽りなきなごりの程は、神ぞしらむなどおもひつづけつつ、三笠の杜のかけを過ぎて、又染川のすゑをわたる。老いの波の立ちかへり色に成る心もやとあさまし。おくりの法師名残をおしみて、たがひに引きわかるるも、今は

の別れめきて心ほそくぞ侍る。

〔筑前国統風土記〕卷之九 具原篤信

御笠郡 下

水城

日本紀を考ふるに、天智天皇三年筑紫におゐて、大堤を築て水を貯ふ。名付て水城といふよししるせり。是太宰府の要害のために築せられたるなるへし。称徳天皇天平神護元年、太宰小式采女朝臣浄庭を、水城を修理する専知官とせられし由、統日本紀に見えたり。今其堤を見るに、高さ五間、根盤二十七間、東西に長き事八町許にして、其間たえて堤なき所一町許あり。堤の内は田と成て水をたくはへす。元禄十二年此堤の辺の田をほりしに、大なる木二有て掘出しける。長さ三間許、小口二尺余あり。一本は杉、一本は朽て見分す。此土堤を築し時の台木なるへし。東西の間堤なき所より、水は北の方に流る。誠に世にたくひすくなき大堤なるへし。其東の大路のすちに、門の址にや、大なる礎猶残れり。水城の関といへるは此所なるへし。

万葉

大 伴 卿

ますらをとおもへる我や水くきの

名寄

みつきのうへになみたのこはむ

名寄

俊 頼

かき絶てみつきに成ぬ是やさは

良玉

こころつくしの門出なるらん

名寄

長 房

くもりなくすむと思ひしみつきより

名寄

やみにまとひてたち帰ぬる

水城 関

夫木

岩垣の水城の関にむれむかふ

うちのころもしらぬ諸人

大貳 高遠

詞書に、此歌は筑紫へまかりけるに、府に入日、水城の関に、小貳府官などむかへに集り来りけるによめりとあり。水城の大堤の東の水きは関の跡あり。大なる礎石などあり。即今の大道也。一説に、水城の関肥前にありとす。あやまり也。其故は大宰府に入日、道遠き肥前に行へきやうなし、且府に入日、太宰の小貳府官など迎に來らは、此地なる事うたかひなし。

夫木

夕霧やたちへたつらん岩垣の

みつきの関に舟もかよはず

光 俊

〔筑前統風土記附録〕 加藤一純

本編（一八三）に詳也。此村の西の入口より北に転し、山にそひ乙金村の中を過て、席田郡を經、粕屋郡に通る路あり。これを田中道といふ。慶長五年田中兵部大輔吉政、筑後入國の時、此路を通行ありしゆへに名とせるとそ。

水城村

案るに、古へ席田の駅ありて、大納言経信卿月限の旅舎にやとり給ひしこと、古記に見ゆ。しかれハ慶長のころまでハ、猶昔の駅路ありしならん。

老松宮

神殿方五尺・拜殿二間二間半  
祭礼九月九日・奉祀梅崎伊豆

嶽タケのこしといふ所ところにあり。昔神を祭れり。

○天満宮 ムラウチ

稻荷社 同上

天神社 ナルヤカタ ○毘沙門堂 ムラウチ

水城大堤 本編（一八四）に詳也。

里民は土居山といふ。其境地は国分村より下大利村に及へり。

〔筑前統風土記拾遺〕 青柳種信

水城付岩垣関

村の南方東西の山間に阿子大堤なり往昔は堤の内に川水を堰入て水を湛たり故に水城といふ八幡愚童訓には水木と作 朝鮮の即太宰府の外壠海東諸國には見木と作る也堤の中東西に兩門を開けり東は席田の久爾糟屋クニエの夷守等のヒナモリ駅を經て京に上る官路也西門者博多また肥前松浦等に至る府の大道といひたりしも是なるへし堤の北面には大石を疊て石壁を築たれば水城関とも岩垣関ともいへり今此堤の長を計るに東の山際より中間堤の絶たる所まで百七拾間此内十間は東の通路より山際迄の間数 中間、堤の断たる所百間此内に川流有 西方三百五十間此内五十間は西の 通計長六百二十間高五間有盤根は或者三十間或者五十間地勢によりて広狭有いにしへは猶高大なりしなるべし近世に至りて土を引淳水を埋て田圃を開けり今よ里二十年前までは田中に大石多く連りて有西門の址には礎石も巖然として有其辺に古瓦も多く散在せしか近年土民等川溝等の修補に其石を取用ひしかは今は此所にも夫とおなしき石一つも見えず変迂の速なる事かくの如し此地の事本編にも委しく見へたればさのみ者あまりくたくたしけれども今よ里後に者いよいよ其跡とも見へぬ如くに消亡ぬへきかあたらしさにかくは記し侍りぬ元禄年中此辺の土中より大材を掘出せしよし本編に見へた里近年も松杉檜木等の大材を此川の辺より穿出せり少も朽損なし色黒くして相州管根山の神代杉等の如し此堤水城下大利国分吉松の四村に

かかれ里村民は土居山とよふ日本紀を考ふるに天皇(智)天皇三年是歳於ニ対馬島老岐島筑紫国等一置ニ防ト与レ烽、又於筑紫築大堤貯ツ水ヲ名ヲ曰ニ水城一と見たり是異国の入寇を防かん為に始て城郭を諸所に置れしなり又統日本紀稱徳天皇天平神護元年太宰少貳從五位下采女朝臣淨庭為修理水城專知官とあり平家物語に平家太宰府を落るる所に主上腰輿に召されけり国母を始まいらせてやむ事な記女房達は袴の裾を高くとり大臣殿已下月卿雲客は指貫のそはを高く挾て歩跳にて水城の戸を出て我さきにと箱崎之浦へこそ落給へ云々其後龜山院の文永十一年十月二十日蒙古国の賊兵数万老岐対馬平戸等を劫略して当国の海辺に寇来せり筑紫の官兵等はを禦しか今津生松原等の手より宦軍戦破れて少貳大友を始め諸手一同に敗北して東をさして引きける時誰いふともなく水城の要害を固免彼所にてささえんといふ程こそあれ我先にとひた引にひきければ賊兵勝に乗り博多をはじめ在々所々に火を掛て鼓を打鉦を叩きをめき呼て追懸ける。八幡愚童訓に水木の城と申は前は深田にて路一あり後は野原広く続きて水木多く豊なり馬蹄飼場よく兵糧潤沢有左右山の間卅余町を透して高く凋く築きて城戸口には磐石門を建たり今礎石斗りに成りにけり南者山近くして藍染川流れたり北は山の腰をは深く広く堀をほり二三里廻れり昔神功皇后土与国大人を禦給ふとて一夜の中に拵給ふ城なれば神力の致すところ凡夫の態とは見へさりけり縦穆天子驂騑驂駟の蹄もかつて難越之縦勝軍王が名将勇士の猛も争か可破之誠にゆゆしき城なれとも博多箱崎打捨て多の大勢一日の軍に堪かねて落る事をいかかせむいか成へきそやとあやしの民に至るまで泣歎かぬはなかりけりかくて同二十一日鹿島に逃おくれたる賊船一艘漂ひ居たるに宦軍押寄高名にして此俘百貳拾人水城の岸前に

引ならへて悉く斬りたりける 以鎮西要略に異上賊共この岩に籠りしやうに志せるは大なる誤なり蒙賊ここまで来りたるには  
あらす

(中略)

○村の東の山に十里屋形という所ありいにしへ太宰府の官人の館有しよしへり未詳。また大人の足蹟として谷間に人の足形の如き田有此大人の足形このみにあらず國中所々にあり

〔太宰管内志〕伊藤常足

○水城関

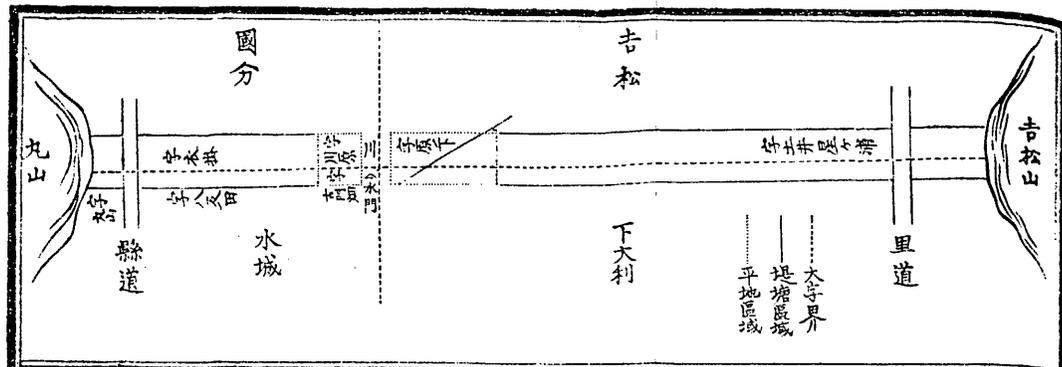
〔夫木集〕に筑紫へまかりけるに府に在る日水城関に少貳府官などむかへに集り来たりけるによめる大貳高遠

岩垣の水城関にむれ向ふうち的心もしらぬもろびと

〔おなじ集〕に光俊光俊はこの國に来たりし人なるべし歌なども多く見えたり、

夕霧やたち隔つらん岩垣の水城のせきにふねもかよはず

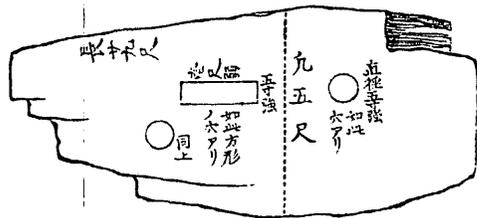
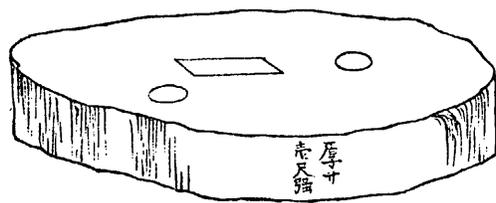
〔平家物語〕平家太宰府落の件に かははだしにて水城の戸を出て我先にと宮崎の津へこそおち給へ、〔八幡愚童訓〕に文永十一年十一月廿日蒙古人日本に襲来たりて舟より下て馬に乗て筑前の今津・百道原・赤坂口まで乱入て松原の内に陳をとる日本軍ヲ敗れて水城にたてこもらむとて引退く云云蒙古ノ大将海に入て失にける歩兵どもは味方の地に渡りつき弓矢を失ひ兜脱其時我も我もと押寄せて高名にして生捕にける水木ノ岸前に引並へて百二十人斬られける、〔筑陽記十卷〕に御笠郡水城村云云堤ノ土手并関所ノ礎今猶有之其土手連ニ東西一中間一町許崩云云東方所ノ残長百六十間余西方長二百四十間余根張十五間高四間也堤内埋為二田地一などあり、〔貝原翁云〕水城関跡は御笠郡水城村なる大



水城關門礎石

面側

面平



○水城址圖標

①水城關ノ故道 今大利ハ吉松村ノ里道下

②瀛車鐵路堤址 今大利ハ吉松村ノ里道下

③積シコト厚キタルコト横杭木ノ枝ヲニ

④置シコト厚キタルコト横杭木ノ枝ヲニ

⑤見セリ

⑥御笠川ノ比惠石動ナリ

⑦(水)道今縣道故

⑧(水)城址標榜少其文ニ(慶國ノ士トハ

⑨ア事務所建

⑩(水)城關門ノ礎石

⑪(丸)山

⑫(又)吉松山

○水城堤防東堤百五十六間村水城

屬西堤三百廿三間利吉松村屬大堤

上今耕地ト為ル其間一町餘堤址

ヲ存セス根盤廿七間ト高五間

○水城關門鬼面瓦 田氏藏花

水城址圖



堤の東の山際カヨヒチの通道にありて大なる礎今ものこれり、〔倭漢三才図会〕に水城ノ関を肥前は誤りなり、

### 〔靖方溯源〕 卷之上 山田安栄 明治二四年

○三年甲子。唐麟徳元年、新羅文武王四年、高句麗麗蔵王二十三年、防人及烽ヲ対馬、老岐及筑紫ニ置キ。又水城ヲ築キ。外寇ニ備フ。

〔日本書記〕天智天皇。三年。是歳於ニ対馬島、老岐島、筑紫国等ニ置キ。防與レ烽。又於ニ筑紫ニ築キ大堤一貯レ水。名曰於ニ水城。

〔軍防令〕防人至レ津之間。皆令ニ国司親自部領。自レ津発日。專使部領。付ニ太宰府。防人向レ防。若有下家人奴婢及牛馬欲ニ將行一者上聽。防人在レ防。守固之外。各量ニ防人多少。於ニ当処側近。給ニ空閑地。逐ニ水陸所レ宜。斟酌營種。以供ニ防人ノ食。所レ須牛力ハ官給。所レ収苗子、

毎年録レ数。附ニ朝集使ニ申ニ太政官。○凡置レ烽。皆相去卅里云々。凡烽、昼夜分レ時候望。若須レ放レ烽者。昼放レ烟。夜放レ火。其烟尽ニ一刻。火尽ニ一炬。前烽不レ応者。即差ニ脚力。往告ニ前烽。問ニ知失レ候所由。速申ニ所在官司。凡烽、置ニ長二人。檢ニ枝三烽以下。唯不レ得レ越

レ境云々。凡烽、各配ニ烽子四人云々。凡置レ烽之處。火炬各相去廿五步云々。

〔延喜式〕兵部省。凡太宰所部困放レ烽者。明知ニ使船。不レ問ニ客主。舉ニ烽一炬。若知レ賊ト者放ニ兩炬。二百艘已上放ニ三炬。

### ○水城址考。

〔続日本紀〕天平神護元年三月辛丑。太宰少貳從五位下采女朝臣淨庭オホノミツノミ為下修理水城專知官上

〔夫木集〕筑紫へまかりけるに。府に在る日。水城関ミヅノキに少貳府官などむかへに集り来たりけるによめる。大貳高遠。岩垣の水城の関にむれ向ふうち的心もしらぬもろ人

〔太平記〕太宰府、かちはたしにて水城の戸を出て。我先にと管崎の津へこそおち給へ。

〔筑前統風土記〕関址は。御笠郡通古賀村トホノコガの内にして水城の南にあり。今は松二株あり。関屋の跡といふは。松より少し南方にあり。此関は太宰府より博多津に通ふ道筋なれば。太宰府警固のためなるべし。書紀に天智天皇三年。老岐、対馬、筑紫らの国に関守を置給へることあり。此時のことにもあるべし。

〔太宰管内志〕水城は。美豆紀と訓べし。御笠郡水城村にあり。東西長五百間許あり。其間絶たる処六十間許なり。東方の堤百五十間。西の堤三百二十三間。堤の高さ五間。根盤二十七間許ありと云。堤の内今は田と成て水を貯へず。元禄の比此辺の田を掘て。大木二つをほり出せりと云。是は堤を築きし時の基本にても有むと云ふ。

〔雑説〕石動川ハ。御笠郡山中ヨリ出テ。往古博多灣ニ直瀉セリ。其水脈ノ跡今存在セリ。今ノ川脈ハ博多市ノ背ニ至リ。迂曲シテ那珂川ニ会流ス。水城堤防ハ。事アル日堰門ヲ塞キ。石動川ヲ中断シテ。水ヲ堤内ニ貯レハ。太宰府四面ノ地乍チ湖状ニ変シ。敵人蹀到シ難シ。又堰ヲ放開スレハ。潜水奔注シテ。博多港ニ氾濫シ。敵勢ヲ阻息スベシ水城築造ノ功ハ一ニ石動川ノ水流ヲ使用スルニ在リ。其名ノ起リシハ。此ニ由テナリ。管崎宮々司 芦津磯夫説

# 〔福岡県學術研究旅行報告書〕 黒板勝美

史学雑誌 二五—三 大正二年

以上述べたる如く蒙古唐人墓等に関しては予期の結果を得ること能はざりしにより勝美は我が上代史に關係深き沖ノ島に至り実地踏査を試みんと欲せしに沖ノ島は日本海の一孤島にして殆んど交通の便なきを以て福岡県庁は特に水産課所屬の玄海丸を艦装して一行に貸与することとなり同月二十五日夜半之に搭乘し將に博多灣を出でんとし玄界島を左舷に望むや風浪大に起りて船進むこと能はず遂にまた博多灣に引返ししが帰京の日既に迫りて己むことを得ず沖ノ島行を他日に期せざるを得ざるに至りしは勝美の遺憾とするところなり然れども玄海丸の艦装を待てる間隔々同県筑紫郡水城村に鐵道工事中有名なる水城の一部を壊平しつつあるを聞き之が調査に従ひ研究上多大の益ありしは沖ノ島行の失敗を償うて余あるを覺ゆ

水城は日本書紀に天智天皇の三年筑紫に大堤を築き水を貯へしむ名けて水城と曰ふとありその後続日本紀に稱徳天皇天平神護元年三月太宰少貳采女朝臣淨庭を水城の修理專知官とせる記事あるのみその構造等に関しては筑前統風土記等何等載するところなく僅に伏敵編の中に極めて簡單なる記述あるに過ぎず固より之が実測等に関しては猶ほ未だ精密なるものなかりしが今夏輕便鐵道工事の際この水城の一部を壊平せしため実地を調査するを得たるは望外の幸たり乃ち一たびその地に臨みて研究を加へし後鐵道院九州管理局長尾半平氏に謀りその助力を得て実測図を作成しかつ一部の断層を切り取り本学文科大目標本室に持帰ることとなれり今その概略を述べればこの壊平せられたるところは幸によく原形を保存せる部に屬し頂点の高さ凡三十三尺、底の

幅頂点直下より北方十二間、南方二十八間四尺、合せて四十間四尺に及び上部は多く砂土の層なるも下部は凡五六寸の層を成せる粘土を積み上げその間ごとに雜木を挿めり而して壊平の際之を検するにその樹枝は圧迫せられて扁平となれるもの多きに樹葉はなほ綠色を呈し恰も生木を見るが如く殆んど千二百四十年を経過せるものとは想像する能はざるの感あり勝美の採集せる樹葉の種類は大楠(学名 *Machilus Thunbergii*) 青檀(学名 *Machilus longifolia*) 藪肉桂(学名 *Cinnamomum pedunculatum*) 裏白檀(学名 *Quercus stenophylla*) 栲檀(学名 *Quercus gilva*) 小羊齒(学名 *Gleichenia linearis*) 等の六種あり、現今猶はその付近に於て繁茂せるものにかかる勝美帰京の後之を本学理科大学教授理学博士松村任三氏に質すにその中に多く嫩葉あることより推して此水城の底部にある雜木は春夏の交に切り取られたりしものならんといふ亦以てその築造を始めたる時期を定むることを得べし又同理科大学教授理学博士藤井健次郎氏は我が国にあっては千二百余年の樹葉にして生葉と同色を呈せるもの如き殆んど稀有の実例に屬し植物学上よりも大に研究すべき価値ありとなし松村博士と共に同地に出張して研究調査を重ねらるるに至れり

この水城は延長凡そ十町東西山脈の相迫りしところにありその水を貯へ外敵を防禦する目的の爲めに築造せられたるを以てその傾斜面は特に研究の必要あるに幸にしてその傾斜面が内外ともに割合によく旧のまま保存せられたるは喜ぶべし即ち外面は三段となり三十度乃至四十度の勾配あり内面は之に比し稍寛にして四段となれり当時城郭の築造法等朝鮮若くは支那等の法に則りしは他に類例ありこの水城の研究に於てもまだ比較調査の必要あるを認む。

## 〔福岡地方旅行談〕 黒板勝美

考古学雑誌四一六 大正三年

さて私は沖島行が失敗に終わりましたので、此機を利用して、水城の調査を致しました、丁度私が福岡に滞在中、目下鉄道工事の為、水城を開鑿中であると云ふ事を聞きまして、太宰府天満宮に参詣しました序に、実地調査に従事しました、尤も之に就ては九州医科大学の中山博士が研究しておられますから発表があまりしやうが、丁度観世音寺に滞在しておりました、美術学校卒業生の久富氏が同行してくれました、水城開鑿中の現況をスケッチしてもらひましたのを、写真と共に御覧に入れます。而して私は此頃馬関に参る要事がありました、途中汽車にて鉄道院の参事宇佐美法学士と同車致しましたから、水城開鑿につき種々の注意を与へ、かつ管理局長と相談して充分保存の道を講じたらばよろしからむと述べて置きました、ところが其後二三日致しましてから、局長と相談致した結果、水城保存につき今一度充分調査して置き度故来てくれと申して参りました、依て馬関の用事を終へて後、今度は中山博士と同伴再び水城調査に参りました、そこで鉄道院でも、その完全なる部分を一部分切り取て保存する事となり、序に大学にも六尺四方許り切り取て標本と致す事となりました、其標本は二三日前大学に届きましたが、大きなもの故、今晚此席で諸君の御目に掛ける事が出来ないのは残念であります、私は此問題に逢著致しました節も、学者側と俗世間との連絡が全く遠くなっている事が分りました、これは是非両者の関係を近からしめなければいけないと思ひます。抑も水城の事は、日本書紀天智天皇三年の条に、筑紫に大きな堤を

築き、水をたたへと書いてある其水城とは、果して太宰府付近にある今の水城の跡と称せらるるものか、或は疑問を挟まる方もあるかも知れませんが、万葉集六に太宰帥大伴が上京の折馬を水城に駐めて府家を願望すとあるに当たっていますし、後にはここに関門が出来たと見えて夫木集に筑紫へまかりけるに府に入る日水城の関に少貳府官など迎に集り来たりけるに云々とありて今も関門の址があるので、確にそれであることが明瞭です。而して其水城の構造に就ては、伏敵篇に簡単な記事がある許であります。私は今度実地を見て、割合によく之れを調べました、尤も天平神護元年三月に太宰少貳采女朝臣淨庭を修理水城專知官としたことがありますが、今度調査した部分は天智帝の時代のままであらうと思はれる程完全なところでは、其切断面は目測高さは三十尺許、幅五十間許であります、實際精密に測量してみると、最高二十七尺、長さ百四十四尺即ち二十四間許りある事が分りました、上部の方は砂で固めてありますが、上から一丈位の下は、粘土の層が色々の色をしております。その一つの層の厚さが凡五寸位で、その層には、柴や木葉が層をなして置かれてあります。殊に其木の枝や木葉が上から充分圧迫されている上に、水分がジクジクあるので、殆ど初期の状態、木葉の如きは青々として重なっている、それを採つて空中に曝すと、十分か十五分位で黒く変色するのであります。併し葉緑素は黒くなくなつてもなほ存しているのであります、さて柴積の築造法は、何れの点迄進で参りましたか、今日では上部の方は砂と変じておりまして不明であります、その砂層の間に、其形迹が存しておりますから、或は上迄同一の構造であったのかと思はれます。然るに下部の方は幸ひ今日迄初期の状態を存しているのは甚だ研究上難有い事であり

ます。殊に此状態は植物学上非常に面白いので、千二百以上なほ青々としたものが残存せる実例は極めて稀なことであるとのことであります。ただに植物学上ばかりではなく、歴史上から見ると古代史の上に出ている植物を取扱ふ上に非常に面白いのであらうと思ひます。私の採集致しました植物は、植物園の松村博士に調べて戴きましたら、イヌグス (*Machilus Thunbergii*)、ヤブニッケイ (*Cinnamomum Pedunculatum*)、シロカシ (*Quercus Senophilla*)、イチイガシ (*Quercus gilva*) 及小シダ (*Gleichenia Linearis*)、アラガシ (*Machilus longifolia*) など六種ありました。然るに其後一月許して松村博士は藤井博士と共に態々出張せられて調べられましたところによると、他に二三種あったそうであります。而してそれ等の植物は、何れもこの付近に繁茂している植物であります。歴史上の記事は簡単なるに、今此水城実査の上に於て示すところによると、その層築造の為に用ゐられたる、柴の中には若葉のものもありて、この築造が春から夏に及んでおる事が分ります。そしてまた私は当時の足半アジナが土と共に出たのを採集して来ましたが、その他に俗に行基焼といふものの古い破片を発見しました。又この水城の築造に使用しておる土は、土工の談るところによると、この地点から凡そ一里許のところの土質と同じやうであるといつておりましたが、それを事実とすれば、此水城築造が如何に大工事であつたかが分りまじやう。

以上は横断面について見聞したところを申したのですが、此水城の延長は東西凡そ五百間余東の方は四王寺山の麓まで連なつており西の方は堤の一部が天然の山の裾を利用しておるのであります。而して鉄道線路より少し西の方に昔しの関門の跡があります。古瓦など出るそ

うです。又もと水門があつたところが一箇所鉄道線路より東の方の部分が現在は切れております。前年水路整理の際大石が掘り出されたこと云ふ事があります。それからここに水を溜めることは、敵軍を防ぐ為なりと申されるが又如何であらうともいはれる。然し太宰府の盛時には、今日の如く灌漑用として多量の水を需要しなかつたから御笠川の水量は更に多かつたのであります。そして防禦のため水を貯ふるにも余り時日を要せなかつたと考へます。尤も太宰府は少し高燥の地位にありますが水城に水をためても別に水害の心配はありません。そして敵兵が迫つて来るとこの水城は大野城と相俟つて有効なものであつたことを疑ひません。尚其傾斜の工合等は、築城学上から研究する必要がありまじやうが、内側の緩やかな段についても説がつけられやうと思ひます。

## 〔水城の研究〕 中山平次郎

筑前史談会講演集第一集 大正三年

海岸の談話が少し続いたから、今回は局面を変更して、最近に予が視察した、水城に関する新知見に就て説述し、且蒐集したる遺物の標本を供覧しやうと思ふ。

靖方溯源を閲すると、水城址図標と題したる文中に

汽車鐵路 堤址は土を盛る厚二寸許其上木葉木枝を積むこと厚一寸

許縦横杭材を配置し之を築きたること鐵路開鑿の時発見せり

なる記載を見る。水城の外形を説いた文は、世に少なからざれとも、此堤防の断面を記したものは、他に見当らぬ。上文は恐らく唯一のものであらう。推測ではなく、覽者の実視した処を叙した文は、大に尊重

すべき価値があるが、予は一概に上文を信憑せんと欲せななんだ。何となれば、厚さ僅々二寸許なる積土及び厚さ一寸許に過ぎざる木葉木枝は、水城の大きさに對して、甚だしく不権衡の様に思はれたからである。故に予は水城の断面を以て、再調査を要すべき事項であると考へていた。

八月六日所用あつて予は太宰府へ赴き、帰途何気なく汽車より見ると、水城の鉄道切断部の東面に、工事が開始せられ、土堤が崩され、新断面が作られつつあるのであつた。寡に千載の一遇である。水城の構造に関する従前の疑問を解決すべきは今であると思はしめた。故に予は翌七日早速出向き、尚爾來數回種々なる目的を以て此地に到つた。土工に従事する人に尋ぬると、工事は下大利の村落と水城との中間の辺に、停車場が新設せられ、小区域の間、鐵路が複線にせらるる為水城切断部が切り掘げらるるのであつて、予が初めて行つた日の一兩日前から起工せられたのである。初めての日には、東面の切断部の上部に、草の生へている面が未だ残っていた位であつた。十五日の頃から西面の一部も亦崩され始めたが、今日では東西両面の工事共に大分進捗して、終末に近かんとしてゐる。

水城の新断面を検せんとするが、予の行の主なる目的ではあつたが、他にも予は種々なる冀望を抱いていた。日本書紀天智天皇三年の條に、是歲於對馬島杵岐島筑紫國等置防与烽。又於筑紫築大堤貯水。名曰水城。

とある。水城は即ち丸山と吉松の土居山との間に、稲田を横ぎつて築かれてゐる大堤である。水城たる名称は貯水に基いた様に聞ゆるが、扱この貯水を如何に用ゐるのである歟といふ疑問になると、従前再三反覆せられた問題であり乍ら、今日未だ明解を得ぬ。此貯水の用途に

関して、推断の端緒を得んと欲した事も、水城調査の目的の一であつたが、満足すべき証左を得る能はななんだ。

水城の付近を徘徊して見ると、水城東南の地盤（陸側）は、此大堤を横断して流るる御笠川に沿ふて幅二三町、長さ約九町あひだ洗出閑屋の付近迄、著しく陥没して見ゆる。往古の貯水池は、此低地の辺にあつた如くであつて、細長なるものであつたと察せらるる。洗出は御笠川が貯水池に注ぐ部分に相当せるが如く、此事と地名との間に、何等かの關係があるやも測られぬが、明瞭でない。兎に角一部の人々より唱道せらるる如き、現今の太宰府町の辺迄、一面に水が湛えたものとは到底推察する能はぬ。去つて水城の西北（海側）を視ると、東南部とは稍趣を殊にし、御笠川に沿ふた兩岸の低地が分明に幅広くなり、水城の直前でも其幅が約四町に達し、次第に西北に向て拡張してゐる。天智天皇の御宇と現今の間に於て、田圃開発等の為に、地盤に変化を來したは素よりであらうが、僅かに水城一重を界として、其陸側と海側との地勢に、上述の差異があるは、水城創築当時の地勢相違の面影を遺したものの様に思惟せらるる。此事を念慮すると、従前唱道せられていた如の、事あるの日、水城の水門を開放して、貯水を堤防前の地に氾濫せしめたのであるとの考説は強ち不合理とは思はれぬ。否寧ろ信すべき如くである。然し乍ら水城の陸側と海側との高低を検し、貯水池の大きさより水の分量を推測し、堰口が開放せられた場合に、此水が如何なる勢を以て、如何なる広さの地域に奔流するであらう歟と想像し來ると、貯水の流勢のみを以て、果して敵軍を阻み得べきや否やが疑問になる。水城の前には、泥沼地若くは渚池等の放蕩した水を受け湛える設備が施されていたのであらぬ歟とも思はるる。壬申の

乱が起らんとするや、筑紫の太宰栗隈王は、大友皇子（弘文帝）の符を承けて対へ玉ふて曰く、「筑紫国者元成辺賊之難也其峻城深瀛臨海守者豈為内賊耶」と。水城の前に瀛の址でもあるといふのであるならば、又考へ様もあらうが、恠るものを見出し得ぬ。又王の辞が事実にて書紀所載の如く、瀛云々とあつたや否やも疑無き能はぬ。水城の貯水の用途は未だく研究の余地がある。従前の考説は一説として置いて、他に最少し頭を傾けて見る必要がある様である。

次に予の従前怪んでいたは、水城の大きさの記載が、諸書区々になつてゐる事である。続風土記には「高さ五間、根盤二十七間、東西に長き事八町許にして其間たえて堤なき所一町許」とあり。筑前旧志略には之れと同文が掲げられている。大日本地名辞書には「続風土記水城跡、今東の堤百五十六間、西の堤三百廿三間東の間絶えて堤なき処一町許り、堤高さ五間、根盤二十七間」とあれども、予は続風土記中に此文を発見し得なんだ、併し靖方溯源の間数は上文に符合する。続風土記拾遺には「東の山際より中間堤の絶たる所迄百七十間（此内十間は東の通路より山際迄の間数）中間堤の断たる所百間（此の内に川流有）西方三百五十間（此内五十間は西の通路より山際迄）通計長六百二十間、高さ五間有根盤に或は三十間、或は五十間地勢によりて広狭有」とあり。太宰管内志には「東西長さ五百間許あり、其間絶たる処六十間許なり、東方の堤百五十間、西の堤三百二十三間堤の高さ五間根盤二十七間許ありと云」とあり。同書に引用されたる筑陽記には「土手連東西中間一町許崩云々東方所残長百六十間余西方長二百四十二間余根盤十五間高四間」とあり。太宰府名所誌には「東の残堤長百九十二間西の残堤二百八十六間東西の間絶えて無き処百三十間高さ五間

根盤三十九間、馬踏三間あり」とある。

予の眼に入った書物丈でも、以上の相違があるのである。端下の数迄明記したるものは、大略の間数ではなく、正確に何間といふ意味に取れるが、それが悉く区々なのである。かくては何れに従ふべき歟、研究者は大に迷はねばならぬ。水城の各部の長短は、一通精密に測量して置いて戴き度思ふ。若し既に測量済であるならば、其成績を公表して戴き度願ふ。陸地測量部発行の二万分之一の地図によると水城の長さは東西約十一町程無くてはならぬ様である。

以上の陸地測量部の地図によつて、水城の長さを測るに際して、注意すべきは、吉松の里道より以西土居の山迄の部が約一町許（続風土記拾遺によれば五十間）山地の突角の様を描かれている事である。地図文を見ると、此の部を自然の山角と見るべき歟、或は水城の堤と考がふべき歟の疑問が起る。行て見ると、此部には北に面して田の面より少しく高さ一段があり、次で高さ土堤があり、其裏地が一般の地盤より少しく高くなり、其面が夷けられているのであって、外観よりすれば、水城の土堤と看做してよいのである。但し此部は爾他の平地に築き立てられた土堤とは状況を異にし、自然の山地の突角を利用して、他の部と同様の形に削り去たと考ふべき処である。此部に少しも人工的の積土が無いとは称し能はぬが、吉松切通西側の断面の一部には動いておらぬ自然の土層が露出し、又土堤裏の段地が他部とは異り、幅広く平げられ、西方は吉松の山地に連り、此段地の端を流るる深き小溝の岸には、又動いた形跡無き自然の土層が露出しているのである。要する処吉松切通以西の土堤は、人工的の築地ではなく、山地の突角を利用したものと思惟すべきであつて、此事と東端なる丸山付近に

於ても、自然の山角が利用せられている事とを対照すると水城を築造するに際して、其位置を自然の山地が突出した要地を選び、人力を節約せんとした趣が見ゆるのである。

今の国道と水城との交錯点、即ち丸山下の処に、一の関門があったは、此付近より古瓦が出で、又ここに関門の礎石が遺存しているによつて確實であらうと信ずる。

(付言) 丸山下の関門の礎石は従前唯一個のみが遺存し他側のものは永く行衛不明となつていた処、先年付近の水車場を使用せられいるを見出され、今は吉松の児島氏の有に帰し、庭前の手水鉢として利用せられている。八月二十五日黒板博士柴田学士等と水城に赴いた帰途、高原児島両氏の案内によつて拝見するを得た。茲に此事を追記するに當つて両氏の好意に対して厚く感謝する。

尚現今丸山下の道の傍に遺存している門柱の礎石が、昔乍らの位置を保つたものと仮定すると、石面に存する柱及び扉の受穴の位置より推定して、関門の扉は外開きになつていたと思はねばならぬ。今の学校の講堂の出入口の扉は外開きを普通とする。これは放課の際、生徒の群が一時に出るに都合よくしてあるのであるといふ。外開きの扉は開門と共に軍兵が突進するには好都合の様であるが、普通の例とは異なっている。最少し類例を集めた上でなくては、礎石の位置が往昔通りであるや否を判定し能はぬ。下水城より登つた峰にある大野城門の二個の礎石より判定すれば、此門の扉は内開にて、坂本より登つた峰近くにある開門の礎石は、扉か外開の位置にある。但し後者は動いた形跡がある。

丸山の関門の方は殆んど疑なきものとして、下大利吉松間の里道の

処に関門あつたや否やは、予に疑問であつたが、これを確むる機会を有せなんだ。其後予は続風土記拾遺を読んで、「堤の中東西に兩門を開けたり、云々、西門は博多また肥前松浦等に至る、云々、西門の址には礎石も巖然として有(此礎石と称するものは長さ一間許、幅四五尺厚さ、一尺内外、柱穴の有無未詳の大石であつて、今吉松の小川に架けられた石橋となつてゐる。此事も高原児島両氏の好意によつて識るを得た)その辺には古瓦も多く散在せしが、近年(此書の著述年代未詳なれども、早良郡千手観音堂の条下に、当文政十三庚寅年迄云々の一句がある。文政年間の著と考へて大過なき如くである)土民等川溝等の修補に其石を取用ひしかば、今は此所にも、それとおほしき石一つも見えず」云々なる文を見、いつかは西門址と称するの部の現状を探りたく思ふていた。下大利吉松間の里道付近を一巡して見やうといふ事も、今回の踏査の目的の一つである。

白木原より国道を右折し、所謂西門址に来て見ると、里道の東側の土堤下に三個の大なる割石が横わり、水城切通の中段に、又三個の大なる割石が横に一線を劃して並列し、尚土堤の断面にも、二個程稍大なる石が挿まつてゐる。村民の中未だ未だ多くあつたと予に教へてくれた人があつた。以前吉松の水城切通は高く坂路の如くなつていたを、削り去つて大分低くしたといふ事である。割石は続風土記拾遺編纂の文政以後、此工事の時にでも出て来たのであらうと思ふ。以上の割石の存在より考察すると、水城の吉松里道の辺には、石垣があつた様である。寛弘年間太宰大式たりし藤原高遠氏の詠歌中にある「岩垣の水城の関」は東西何れの関門を称したや不明なれども、(恐くは東門)関門部に於ける石垣の存在に基いて悉く唱へられた如くである。

続風土記拾遺に堤の北面には『大石を疊で石壁を築たれば』とあるより、青柳氏は水城全部の北面に石垣があったと解されたと考ふる人もあるやも測られぬが、上文に続いて『水城関とも嵩垣関ともいへり』とあるより察すれば、氏は主として関門部の石垣をいふた積りであるらしい。兎に角城と謂ひて直ちに石垣を連想する様になつたは、後世の思想である。上世の城に石垣があったや否やは実地に當つて一々調査するに非ざれば、軽々に判断し能はぬのである。予は東西共に水城の関門には、石垣があったを信ずるものなれども、爾他の大部（水門付近を除く下文参照）は土墻であつたと考察する。今回踏査したる鉄道貫通部の新断面の所見よりすると、其北面に石垣があつた形跡は少しも認知する事が出来ぬ。若し石壁があつたならば、断面の前面より石垣裏の詰石の残が出すべき筈である。又もし詰石迄も悉く取り去られたのであるならば、水城の形が大に崩れておらねばならぬ。新断面の所見よりすれば、水城の大部は土墻であつたと思はるる、水城土塁説は敢て新説と称すべきではないが、水城の全長に亘つて石垣があつたを説く人が少なからぬ様であるから、爰に此考説に対するわが意見を明にしておく。

水城の形状が創築以来一千二百余年の今日に到るまで、よく保存されておるのも、実は此物が土塁であつた為であると信ずる。石塁は長年月の間に自然的に崩壊する事がある他に、築石を取らんとする心なき人々の手によって、故意に崩さるといふ事がある。博多湾南岸の元寇役防塁、糸島郡高祖山<sup>たかす</sup>の怡土城址が其実例である。往古の国防の遺址が斯の如くして年一年と失はれ行を見聞する事は甚だ遺憾に堪ざる処である。他地に超て、我国勢の消長に關係深き、対外的旧蹟に富

る福岡県下の人々に対して、特に此点に留意せられん事を切望せざるを得ぬ。

割石の他に、西門の实在を証明するに足るべき物件を得んと欲し、予は甚だ容易に其目的を達した。吉松の切通の付近に、多く散在せる古瓦の破片がそれである。此辺には人が多く来らぬ為にや、瓦片が未だ多く遺存している。廻覧した丸瓦、唐草瓦、平瓦の破片は、証拠品として過日この地から拾ふて来たものである。近き頃、切通しの前方の畑地を発掘した時、完全なる或は完全に近き古瓦が多く出たといふ話を聞いた。瓦片は吉松の里道付近には多くあれども、少しく東西に隔と之を見ぬのである。切通となつてゐる辺に、西門と称すべき一の関門が存在していたは、既に疑を容るる余地なしと信ずる。関門の位置は上述の自然の山角と、築堤との中間に相当する。

西門址付近の古瓦片に就て尚一言すべきは、此物が路傍に落ちてゐる許りでなしに、其或る物は水城堤防の断面に埋没してゐるといふ事である。瓦片を包含したる断面は、切通の東西両側に見ゆる。（西側のもは道路より少しく高き、上面平らかなる段面地をなし、その断面に古瓦片が露われている）瓦片が土堤の断面より出る事は、創築の後土が積み改められたを示している。吉松の切通は今幅二間許の隘路となつてあるが、昔乍らの道路とは考へ難い。断面に埋没せる瓦片より推察すれば、此部は往昔幅広く開通し、後世何等歟の理由により狭められたと考へねばならぬ。

敵密にいへば鉄道線路は少しく斜に水城を横断してゐる。今回の土工も旧切断面に沿ふて加へられたのであるから、正横断とは称し難いが、まず正横断と考へても大過なき程である。八月九日の著しく凸凹

不正とならざる時の断面の現状は、大体に於て略図の如くであった。図は鉄道線路の面より、上方を描いたものである。田地の面は下の線より更に約三尺程下っている。断面を見ると前面（北面）の下部に、上面平坦なる一段があり、鉄道面より高き事約五尺、奥行二間半弱。之に次で水城の主要部を為している大隆起がある。此部は鉄道面より高き事四間余、田の面より測れば約五間許。之が水城の最高処である。此部の奥行は十三間強。此大隆起の傾斜は前に面しては急に、後に向つて緩である。頂部は丸味を帯び、平坦部を見ない。元來馬踏といふべき部があったや否やは今明瞭でない。（東堤の頂部は平かにて、畑地或は墓地となりおれども、本来の形なりや否や不明）試みに其前面を登つて見たが、堤上の樹枝樹根を捉ふる事なくしては、攀登頗る困難であった。大隆起の後面は、其末が俄然高さ三尺許の急傾斜を呈し、後方の段地に移る。此段地は上中下の三段に分れ、各段共に上面が平げられ、高さ約三尺許の急傾斜によつて境せられている。上中兩断共に其奥行五間許。下段の奥行約六間半。下段は鉄道線路より高き事約五尺。下段の後方には鉄道に面して、緩勾配の昇り口があれども本来の形状ではないらしい。此部の奥行約三間許。他部の想像断面は、同じ幅丈下段が広き割合となつている。上述各部の奥行を通算すると、盤根が三十五間余といふ計算となるのである。以上は歩測に依つたものであるから、正確と称し能はぬが、水城新断面各部の長さの大体を識るに足ると考ふる。

上述の断面各部の中にて、特に念慮すべきは前後兩面の段地、殊に後面の段地が三段に分れている事であつて、此段階が往古の形状を伝へたものであるや、或は後世耕作に向て故意に平らげられたものであ

るやの疑問が起る。後面の三段迄が往古の形を伝へたものとは確言し能はぬが（東堤の後段は幅広き一段を為せるが如し）。前後兩面の段地、其幅に多少の相違こそあれ、水城の全長に亘つて之を見るのであつて、然かも断面は必ずしも耕作せられてはおらぬ。茅茨蕪然たる部も処々にあるのである。（殊に前段に）此点より考察すると、前後兩面の段階状部は、後世多少の変形を來した処もあらうが、大体に於て創築当時よりあつたものと考へて不可なき様である。

断面の土質検査の結果、上出の靖方溯源の水城址図標中の文が正当でなき事が明にせられた。断面に表はれたる土質は、各部甚だ区々であるが、要する処表層部と基底部と二部に大別する事が出来る。基底部は其上界が鉄道面の上方一間乃至一間半に達し、表層部とは土質の相違により明に分界せられている。（八月二十五日水城最高線の下方を掘り下げて貰ふて、此部が鉄道面の下方二尺五寸内外の処まで達しているを確認した。故に基底部全増の厚さは、約一間半乃至二間と思ふて大過なしと信ずる）此部は謂はば基礎工事ともいふべきものであつて、土質が表層部とは異なり、粘土又は細砂を混ぜる粘土質の土よりなり、最も多く帯青色の砂土が用いられてあるが、他に種々なる色沢の土質も混用せられている。これら種々なる土質は、概して二三寸乃至五六寸の厚さを保ち、（最厚処九寸至）交互に積み重ねられ、為に断面に層疊性の斑紋を表示している。層疊の方向は鉄道切断部の東側面においては概して水平であるが、西側面においては心もち前下りになつて居る。又西側面において一ヶ所、層疊の界線が鉄道の上方約五尺の部において四条に分岐し、肉又状を呈しているところを見た。以上の基底部粘土層は水城盤根の全部を為しているものでは無くして、

大隆起の前縁の少しく前の辺より、後面の中段にわたり水城の軸となつてゐる。幅約廿二三間の根部に表はれ、其前後は表層部におけると類似の土質よりなつてゐる、この粘土質と他の土質との移行部は、前側においては、下方に向て彎曲し、略蒲鉾状を呈しているを認知し得たが、後側においては崩されつつある乾土が絶えず落下し、断面を覆ふが為、終にその如何を確むるを得なんだ。恐く大同小異のものであらうと思ふ。

表層部は水城の大部を構成し、概して細砂を混ぜる赤土よりなつてゐるが、質均等ではなく、その断面に基底部の粘土層におけると類似の盛り上げのときに生じた、土質の相違に因する層疊性斑紋を見ることのできる。層疊の方向は、粘土層に近き深層においては、概して水平であるが、大隆起の処では、頂部に近づくに従て盤根部に向つた弱き弓状の彎曲を呈して居る。

以上の断面検査の結果によれば、水城は築造当時、平地の上に先づ根堅めとして、粘土質の土壌を以て、幅廿二三間、高さ一間半乃至二間の蒲鉾形の低く平き長堤を築き次に、これを被ふに多量の砂土を以てし、隆起段階等表面より見るを得べき各部を造つたものと察せらるる。

断面の所見より一応調査しておくべきは、土壌の採掘所である。予は基底部粘土層の上方より、細砂を混ぜる土壌の出るを見て、あるいは川砂が取られていりしはせぬやと思ふた。川としては御笠川以外にそれと思はるものがない。御笠川を中軸として、上述の如き往古の貯水池址と察せらるる一段低き田地があるのである。一方に池を穿つと同時に掘り上げた土壌を、水城堤防の築造に利用しはせぬやと考へられた。あるいは貯水池を作る計画ではなく、土を取つたために池がで

きたとも思はれた。故に御笠川を見ると同時に、参考のため、また水城西方の山地をも検した。水城切断部の上部より出る土質は、川砂のごとき粗大の砂礫を混じたものでなく、河床の砂土と符合せずして、かえつて西方の山地を構成しているものと同等である。また水城西方の山地には、帯赤色の砂土層の下に、所々自然の粘土層が露出している処がある。御笠川に近きところはいざ知らず、鉄道切断部付近の堤防築造の材料は主として西方の山地より採取せられたと思はねばならぬ。

前には水城の基礎工事ともいふべき、深部の粘土質の盛土について略述したがこの層にはなお多く物語るべき事項がある。それはこの層より発見せらるる樹葉樹枝の出土合、およびこの葉枝そのものの性状である。樹木の枝葉が水城の深部よりでることはすでに靖方溯源の水城址図標中にも記載せられてゐるが、今回の所見に徴すると、彼の文は聞書にすぎずして、記述者が実施した状況を記したもので無いようである。樹木の枝葉は、普通の場合において、容易に腐敗してしまふのであつて、長く伝はるべきものではない。しかるに今回水城の断面より発見せられたる木葉は、後に述べるごとき甚だ意外なる性状を呈しているのである。まずこの枝葉が何の位の前世に埋没したやを考へねばならぬ。水城の創築は今を距る一千二百五十年前、天智天皇の三年の事であるが、続日本記に「天平神護元年三月辛丑太宰少貳從五位下采女朝臣淨庭為修理水城專知官」なる文がある。国史に明記せられずとも、創築以後たびたび修理せられていたやも測られぬ。那ノ津の官家の移転すら、書紀その他の書籍中に記述を欠いてゐるのである。国史に記載なきを以て、修理のことなしと断言する能はぬ。水城は官府防禦のために築かれたる大堤である。破損あるつど修治せられてい

たと考察する。すでに水城がしばしば修理せられて居たと考ふべき以上今回発見せられた枝葉は、創築時代のものであるや、あるひは後世修治のときのものであるやを判定せねばならぬ。すでに修理という以上、加工せられたは表面部であつたと思ふ。土塁の修治に根底まで築き改むべき必要がないと信ずる。新断面を検査すると、夥しく枝葉を包含せる盤根部粘土層内の諸土質の界線は、略水平に位置せる整然たる層疊性斑紋として表はれ、少しも乱れたるところが見えぬ。換言すれば創築当時のままにて後世加工せられた形跡は、些少だも認知する能はぬ。この所見より、予は今回発見せられたる枝葉を以て、天智天皇の三年、水城創築に際して採用せられたもの、すなわち千二百五十年以前に付近の地上に生存して、築造に際して用いられたものと確信する。

水城深部の粘土層の断面よりでる樹木枝葉の埋没し方は、水城根堅工事の築造法を識知するに有力なる参考となるのである。樹木枝葉は断面のどこからでも出るのではない。土質の相違によって生じた、しばしば疊性斑紋の界線のところから出るのである。故に葉および枝を水城の断面より見出すのは甚だ容易の業である。上下全く同等なる土層の間に、枝葉が挟まれている事もあれど、かかる場合は甚だ稀有であつて、多くは枝葉を境として、その上下の土質が多少性状色沢を異にしているのである。断面に斑紋が著明に現はれたるは、土質の相違と、各層の間に枝葉が包含せられて、判明なる境線を形成しているためとである。一の枝葉層と、その上下の枝葉層との距離が、ある土層の厚さを示し、これが二三寸乃至五六寸なのである。以上の水城の深層内より発見せらるる木葉および樹枝の位置は、水平なるを例とし。

ときには少しく斜なるものあれども、長形を以て直立せるものに至っては、一もこれを見出しえなんだ。一水平面における枝葉の方向は不規則であつて、一定の方式を見出しえぬ。ただしある一個所に同種の木葉が多く存するときには、その各個は略同一方に向ふていることもある。かかる場合には枝付のままでも出るを例とする。木葉の数は甚だ区々であるが、数十葉が圧搾せられて、重なつて固着し、一個所よりでることは決してまれでない。かかる場合においても、その全体の厚さが一二分に過ぎぬ。

樹枝は直径一寸三分以下のものが多く、殊に細きものが多い。この物は木葉を含める界線（もしくはその最近部）より点々露出しているを例とし、木葉が特に塊集している部はこれを見出さなんだ。靖方溯源にあるごとき「木葉木枝ヲ積ムコト厚一寸許」に符合すべき箇所は、注意して検したれどもこれを認めなんだ。予が見たる樹木の中最大なるものは、直径七八寸なるもの二本、共に粘土層の稍上部内に、水平に埋没しているものであつた。予自からは以上の二本の他に、杭材と名付くべき樹木を見なんだ。他のものは、大者でも直径二三寸許、かかる者はすでに甚だ稀にしてしかも枝があるものであつた。

（以上所見は靖方溯源に所載の水城図標中の『縦横杭材を配置しこれを築きたること鉄路開鑿のときに発見せり』なる文と符合せざるにより、八月二十五日黒板博士一行の再調査に際して、水城最高線下の地を掘下げ、杭材の有無を検して戴いた。このときの所見に従へば、木葉木枝を包含せる粘土層の土層は、鉄道面の下方二尺五寸内外のところを達し。その性状は他の基底部粘土層と大差なく。その下方には粘稠性の密なる黒土があつて、この土層は動きたる形跡

なく、この層内には杭材は勿論樹枝、木葉、砂礫等なんらの異物をも含有することなきを確認した)

上述の所見に徴して、予は水城の基礎工事とも称すべき、深部の粘土層の構造を究知し得たと信ずる。幅二十三間、高さ一間半乃至二間なるこの層は、決して縦横杭材を配置し築造したと称すべきものではない。二三寸乃至五六寸(稀に九寸に至る)の厚さに粘土質の土を盛り、覆うに葉付の樹枝を以てし、更に同程の厚さに土を積み、更に葉付きの樹枝を布き、かくして一間半乃至二間の高さに築き上げたものでなくてはならぬ。樹枝木葉がある土質と他の土質との境界より出で、その位置が水平になっていることはこれ以上に考ふべき途がないと思ふ。

次に今回水城の断面深部より発掘せられた枝葉その物の性状は、學術上、大に注目すべき価値あるものと信ずる。この枝葉を以て天智帝御宇のものと考えべき理由あるは、すでに上述した。土中に埋没せられ、やすく腐敗すべく思はるる植物質が、千二百五十年間、古への形態を毀損することなく、大正の聖代まで遺存しているということがすでに大に珍と称すべきであらうと思ふ。しかも奇怪はこれのみに止まらなんだ。意外なることは、水城盤根部の深層より出る木葉のある者は、鮮緑色を帯び、ほとんど数日前に埋没せられたるとき外観を呈しているのであった。太古の植物が化石して発見せらるることは、敢て稀有と称すべきではないが。千二百余年前の木葉が、今なお鮮緑色を呈して土中より発掘せらるることは、非専門家として予が未だ聞知せざるところである。這般の類例の有無は未詳であるが、水城の木葉のごとき、埋没年代が判明せるものは、けだし特例といふべきであらうと思ふ。しかも水城はこれ尋常の堤防ではない。天智帝の御代、

我外征軍の戦敗によって、海外の領土を放棄するのやむを得ざるに至った、悲むべき時機に際して築かれたのである。この大堤より往古の木葉が、新鮮時と大差なき生々しき色沢を帯て見出さるるのである。一見何物をや吾人に警告すべく、今なお生氣を保っているのではないやと疑はるる。初めてこの木葉を手にしたるとき予は実に多数の人々が、土を担ひ、木を伐り、蒼皇大堤の築造に努力しつつある、一大画幅に對する思があつた。しかもこの画幅の一部には、神功皇后の征韓が描かれ、また他の一部には日清日露の大戦が写されたとく感じた。

木葉は水城盤根部の粘土層内より夥しく出れども、鮮緑色を保ちたるものは唯深部より出るのであって、上層に近くに従い、変色甚だしく質腐敗に傾き、唯木葉が介在せるを知るのみにて、到底その何たるをすることができぬ。これに反して深層内のもは、概してよく原形を保ち、その種の何たるを鑑別しえべき状態にあるのである。但色沢は鮮緑色のもののみではなく、茶褐色、黒色等に変じたるものもまた少くない。年久しく土中に埋没したることとて、多くの物は質甚だ脆弱となり、粘土より剝離せんと試むると、やすく破碎し、完全、葉をえること困難なるは遺憾である。但し割合に変質せずにいるものもある。木葉の種類は甚だ多様であつて、殊に殼斗科植物が物多きごとくなくれども、他科の植物もまた決して少くない。一般に常緑植物が多く出れども、稀に茅サルトリイバラ、または羊齒科植物等の草木が混在せるは注意すべき所見である。黒板博士はシダの一種の葉をえられ、予はキノモトリウの一片を見出した。なおシダが出たとはその後予が多くの人より聞知したところである。水城の築造は、書紀には単にこの歳云々とあつて、月が不明なれども、発見せる植物によれば、鉄道切

断の付近は、晩春より秋の間に築かれたようである。

木葉はたとい発掘時に鮮緑色を呈したるものにも、少しく時を経過すれば多くは黒変する。暗所に置ても、水中に投しても、これを防ぐことができぬ。これは粘土中の鉄分の作用によるらしいのであって、同僚高山博士は予と行を共にせられ、葉の黒変はインキができるのであるらしきを確かめられ、これを防がんと欲せば、酸性液中に葉を浸して、持ち帰られと告げられた。爾来予はその教に従て、標本として発掘時と著変なき緑葉を貯ふるをえた。予が試みた方法は、一乃至二パーセントの稀塩酸中に、発掘した木葉を粘土付きのまま投入して持ち帰るのであって、かくすると、帰宅の途中において、液の動揺のため、すでに粘土の大部分は振り落され、葉が粘土より自然と遊離する。これを水を以て二三度洗うた後、少許のフォルマリンを加えた水中に貯蔵するのである。標本は暗所におくことにしているが、この法でいつまで緑色を保たせざるや未定である。

千二百余年前の木葉が緑色を帯びて発見せらるる以上、葉緑素の變化有無如何といふ疑問が起る。発掘せる木葉をアルコールまたエーテルに浸すと、帯黄緑色の液をえる。このアルコール浸出液について試験して見た。この浸出液は色素の含量が少なきにより、少許のクロロフォルムを加へて、色素をこれに奪はしめ、このクロロフォルム溶液を分光機に鬪すと、普通の葉緑素溶液と酷似せる四条の吸収線が見える。その中第二線の位置が少しく黄に偏したることが、普通の葉緑と異なるのであって、他の三線は全然これと符合する。葉緑素に変化なしと称する能わざれども、著しき変化ではないらしい。千二百五十年來、緑葉が土中に埋もれて、変色せずにいる理由がないといふた人もあつ

たが、これが事實である以上、最早理由の有無を論ずる余地がない。一定の条件のもとには、かかることが起りえると信ずるより仕方がない。疑はしく思ふ人々は水城へ出向いて見るまでのことである。

木葉の断片を顕微鏡下に検して、新鮮時と大差なき組織的構造を保有せるを認知したが、未だ切断標本を製して見るに到らぬ。黒変せる木葉は概して細胞の境界が黒染しかつある物においては葉脈の周囲に黒色の斑点が表はれ、また他の物においては主として気孔の周囲が黒変せるを知った。また偏光装置を用ひて、新鮮葉におけると同様な重屈折性質よりなっている組織的成分があるを認めた。要するに組織はなおよく保たれているようである。

樹枝は上層内のものは腐蝕したるもの多けれども、深層内のものは樹皮、材質共によく保存せられ、年輪、髓線等も判明であるが、質は甚だしく軟弱となり、弾力性を失ひ、直径一二寸のものでも、容易に折り砕くことができる。またその破片を取つて容易に指間に潰すことができる。但稀には未だよく撓ふものもあつた。樹枝の大多数は、発掘後、空氣に触るれば、黒変して木炭のごとくなるが、稀塩酸に入れば原色に復帰する。細枝のある物は葉と同様緑色を帯びている。なほ今回発掘せる樹枝について、予が面白く思ふた事實は、その断面が円形ならずして、楕円形を呈しあるひは著しく刀鞘状に潰れたるものが少からざることであつた。かかる場合においては常に上下の方向、すなわち水城の基底に対して垂直の方向に潰されているを例とする。この所見に徴すると、樹枝中には初めより断面が楕円のものであつたであらうが、大多数のものは、長年月の間に次第に変質して軟弱となり、水城の土壤の重量に耐へず、徐々に圧偏せられたものと考察せらる。

予の所蔵中庄偏最も著明なるものは長径九分五厘、短径四分のものである、石化して出づる往古の樹木のある物が、庄偏せられて発見せらるるは、敢て稀有と称すべきではないがこの物は樹木が石化したる後において、庄迫せられ変形したものとは思はれぬ。すでに石化する以前において変形し、爾後礦物質の浸潤を受けたものと考へねばならぬ。丁度、今水城の新断面より、未だ石化せざる、しかも重庄のために変形したる、いはば庄偏せられたる化石の前階級とも称すべき樹枝が発見せらるるのであって僅々四五間にすぎざる土壤の庄のためにも、這般の変形が発起すべきを示している。

今回水城の新断面が作られ、樹木の枝葉が露はれたるを機とし、参考として盤根部深層の粘土と、この部内より発見したる直径約二寸の樹枝とにつひて、好気菌および嫌気菌の培養試験を施行したが、成績何れも陰性であった。すなわち生活せる細菌が皆無なるを知った。

発掘時に何か人工品を発見したならば、捨てずにおくよう依頼しておき、数日後に行て見たところ、数個の祝部土器の破片が保存されてあった。これは今予の手許に預つてある。また予は一村民より過般「モッコ」の一部と思はるべき、縄で作た物が出たことを聞いた。(黒板博士は深部の粘土層より、草鞋をえられたといふことであつて、甚だ珍奇なる発見物であつたと思ふ)なほ予の採集したものの中に櫛板の一小片と思ふものがあつた。

水城の新断面につひて知つた事項は、大約以上のごとくであるが、この大堤は上述のごとく全長約十一町に亘つたものである。自然の山地を利用した部を除いても、東西両端の距離は約十町ある。その中御笠川付近の約百間には、初めより土堤がなかつたと仮定し、また堤防

の断面が、便宜上高さ五間、盤根三十五間の二等辺三角形であると仮想して、その積土の量を計算してみると、実に九百四十五万立方尺といふ多量に上るのである。実際における積土の総量は、更に多大なるものであらうと思ふ。頃日来視察するところによれば、トロッコのごとき文明的機関を利用して、僅かなる幅の堤を崩し、その墜土を以て停車場敷地を近傍の地に築くにさえ、すでに約一カ月の日子を閲しているのである。運搬機関の幼稚なりし上世において、土砂を近傍の山地に採り、水城の大堤を成就するに、いかに多大なる人力と、いかに多大なる日子と費用とを要したやは、以上を積土の量によつても推察することができる。しかも労苦を顧みず、敢てこの大堤を築いた所以のものは、抑何であつたであらうや。神功皇后の征韓以後、わが國威の最も赫々たりし応神仁徳兩帝の隆盛時代も、爾後外交に失敗を重ね、外藩の統治は漸く困難となり、また新羅は唐と結んでわれに抗するに至り、終に齊明天皇の親征崩去となり、次で天智帝二年における白村江の皇軍戦敗となり、ここに海外のわが領土を放棄し、逆に彼の襲来に備へんとするがためであつたと信ずる。

文明十二年宗祇法師はこの地に遊び、彼の旅行記なる筑紫道記中に水城について記して曰く

越過るままに大成一堤有いはば横はれる山のごとし尋ればこれも天智天皇つかせ給ひけるとなん民の愁いばかりにかと思ふも悲しすべて國家を守る人は唯民の費を思ふべきことぞ覺ゆ

と以上の言辭が寛容する能はざる大不敬の妄言たることは、さきに予が説叙したところであるが、筑前國志の編纂者にして、往々上文を引用して単に『云々』もしくは『など見えたり』と付記しあるいは宗祇

の所説を是認したのではあらぬやと思はるる節あるは予の怪訝に堪えざるところである。

日本書紀をひもとくに、水城築造の翌年の条に

秋八月遣達率答炆春初築城於長門国遣達率憶礼福留達率四比福夫於筑紫国築大野及椽二城

とある。大野城が水城の上に聳ゆる大野山（大城山、四王寺山）にあり、椽城がこれ斜に対したる基の山（坊中山）にあつたらしきことより考ふれば、水城の大堤の築造は、両山城の建造と関連したる工事であつて、防備上急を要する府の外廓がまず起工せられたること、この大堤もまた百濟遺臣の監督の許に造られたものであらぬやと考察せらるるのである。奇異なる大遺蹟神籠石研究の参考として、在朝鮮の諸城址が調査せられ、更に内地の古城址が頻々視察せらるる今日において、水城の構造を精査することもまた史学上決して無量の業ではないと信ずる。しかもこの大堤の新断面よりは、上述の樹木の枝葉が、今なほ千二百五十年前と大差なき外見を以て夥しく発掘せらるるのであつて、自然科学者に向てもまた有益なる研究材料を提供しつつあると思惟する。今回発掘せられたる枝葉の現状よりすれば、水城盤根部内において、植物質が更に幾年同状を保持すべきや、ほとんど想像することもできぬ。恐らく非常の長年月に亘り、終には石化するに至りはせぬやと思う。

水城の両端部には関門址があり、これに続いて東西の土堤があるが、中間なる御笠川貫通部には、土堤なき部があるのである。当初予は漠然諸書の記述より、この部にも東西と同様な堤があつて、後世出水その他の原因のために崩され、断絶するに到つたものと考察していた

ところ、今回この断絶部に少数ながら古瓦の破片が散在せるを視また児島氏より先年御笠川の出水に際してこの部の河床より完全なる古瓦が出でたるを伝聞するおよんで、今堤が断絶しているところは、後世崩された部もあるが、本来この部には水門があつて、この門にやあるひはこの部の家屋にや、瓦が用ひられ、この門の付近は、他の土塁部と構造を異にしたものでありはせぬやと思ひ初むるに到つた。続風土記を閲すると

元禄十二年この堤の辺の田を掘しに、大なる木二有て掘出しける。長さ三間許小口二尺余有。一本は杉、一本は朽て見分ず。この土堤を築しときの台木なるべしとあり。続風土記拾遺には

元禄年中この辺の土中より、大材を掘出しよし本編に見えたり。近年も松杉等の大材をこの川の辺より穿出せり。少も朽損なし。色黒くして相州宮根山の神代の杉などのごとし。

とあり。また今回の土工に従事している人夫より、先年川付近の田の中より、大なる千年木（この地の人は発掘したる大材をかく呼べり）が出たよしを聞いた。なおその後会員武谷氏より承つたところによれば、先年御笠川の水城貫通部に井手が設けられ、かつ本来少しく彎曲したる河床が真直に改められた砌、地中に石垣が埋没したるを発見せられたと。この石垣の一部は今日でも川辺に見ることができるといふことであつた。御笠川の付近には、大材および石垣が埋没しているに反して今回切抜げられた鉄道貫通部付近には、かかるものを見ぬのである。今堤が断絶している御笠川付近と、今なほ現存している土塁部とは、築造の方法を異にしていたものと考えねばならぬ。予をして想

像を遅しくせしめんや、予は御笠川貫通部には元来水門があつて、付近には一定区域の間、石垣があつたと考ふる者である。元寇役防塁といひ、また高祖山の怡土城址といひ、すべて民居に近き往時の石垣は、後世心なき村民の手によって取崩さるる傾向があるのである。水城においてもまた築石を取去らんとするがため、堤が崩壊せられ、終に今日見るとき一部において断絶したるとき現状を呈するに到つたのではありはせぬやと思考する。

水城の盤根部には積石があり、あるひは巨材が埋もれているとは、福岡転住以来予のしばしば聞知したところであるが、今にして予はこの考説には、堤防の現存部と断絶部との間に混同があるを悟つた。今回の所見よりすると、上説は断絶部の巨材もしくは積石の存在を見聞して、土塁現存部もまたしからんと誤解したものと考へねばならぬ。土塁を盤根部まで掘り下げて、木材もしくは積石の有無を確定した上で論でなきことは土塁が今なほ古の形状を保持しているによりて確實であると信ずる。しかるに今回の調査によると、土塁現存部の基底には、樹木の枝葉を挿んだ厚さ一間半乃至二間の、低く平き根堅の粘土質の層があるのみであつて、その下方には春日原付近におけると同様なる黒土があり。この部には積石も巨材もこれを認知し能はぬのである。この土塁現存部とは異なり、御笠川付近より巨材が見出され、また石垣が発見せられたる以上、川の付近には元来土塁とは構造を殊にした部分があつたと考ふるとも、決して不当に非ずと信ずる。

なお水城近傍の所見については、陳述すべき個条もあるが、他日に譲ることとする。

(大正二年八月)

追記 九月十九日松村藤井両氏の水城調査に際して、鉄道東側の地中より藤の実と思ふべき壺科植物の大なる実が発見せられた。

大堤築造の期節を判定する証となすをえるように考ふるから、このことを付記しておく。なお松村博士より承つたところによれば、水城より発見せらるる樹木は、現時水城の堤の上に繁茂している諸種のものと同一種なるが多いといふことである。

## 〔元寇研究の三参考文献〕中山平次郎

元寇史蹟の研究 大正四年

八幡愚童記(八幡愚童訓)

元寇戦史の研究に、此書が闕くべからざる参考文献である事は、今更喋々を要せざる処であるが、元寇史を考究せんと欲する者は、先づ此書の参考書としての価値に就て、一考せねばならぬのである。

此書八幡大菩薩の神徳を高めんと欲したる為にや、元寇に際して会戦したる我が将士を、驚くべく怯懦なるの如く記して居るのであつて、季長絵詞を読んで想像した当時の我勇士と、此書中の我戦士とは殆んど別人種たる如き観があるのである。低る浅薄なる曲筆に依つて、謬らるる研究者は今日恐らく之れあらざるべしと信ずるに由り、此事に就ては爰には言及せぬ。此書の価値に就て伏敵編引用書目の条を参考すると。

八幡愚童記一冊、文明十五年写本、史局蔵、八幡愚童訓二冊、群書類聚本、云々橋守部曰く(写本の方は平仮字にして自記のさまなり、これ其原なるへし、おのれか得たる古写本には、正応二年己丑八月箱崎

宮社図書允定秀誌として花押あり、さればこれも彼時に在て、まのあたり見る処の状を記しつる実録也) 云云。

と記されている。伏敵編編者は此文に續きて我が意見を附記して居らる。

正応年中ノ古書ト云ヘトモ(文明ヨリ凡百八十余年前)、後人潤色ノ蹟歴々トシテ事実ノ上ニ存セリ、

扱吾人は橋氏の所述の如く、愚童記(愚童訓)を以て『まのあたり見る処の状を記しつる実録』と理解して可なるや否や。此疑問に對して、予は所謂正応年間の古書のみならず、全ての愚童記(若しくは愚童訓)の執筆者を以て、元寇戦役を實見したる事無きは勿論、太宰府及び博多湾沿岸の地を踏んだ事も無き遠隔地の人であると言明し、又其著述は元寇より程過ぎた後世の作にして、実録と称すべきものに非ずと断言して憚らぬのである。其他所謂正応年間の古書といふものを精検すると、明に竹崎季長絵詞に拠って加筆したと思はるる点が見出さるのである。所謂正応本か元寇史研究の参考文献として、殆んど価値なき書なるを認識し得らるのである。左には先づ一般愚童記(愚童訓)に関する予の意見を叙し、次に所謂正応年間の古書に就いて説述しやうと思ふ。

一般八幡愚童記(愚童訓)が観戦者の実録に非らざるは、記述に地理が顧慮せられたる形跡なきに依つて推察し能ふが、最も明瞭なる証跡は水城に関する文に顕はれている。此書の水城に係る文は、皆に記述者が福岡地方不案内なる人であることを示しているのみならず、著述が元寇より後世のものたるを表して居るのである。此書の文を引証するに當つて、何れの本に就てすべきか、選定に苦むに由り、年号として

古き正応二年云々の記載があつたといふ点より、爰には先づ此古書の記述を引き参考として他本の文を並記して置く事とする。

〔八幡愚童記〕正応本。さて水木城と申すは、前は深田にて道一すぢあるのみ、うしろは野原ひろくつづきて、水木おほくゆたかなり、馬蹄飼場よく、兵糧潤沢なり、左右山あひ三十余町をすかして石もて高くきひしく築たり、城戸口には磐石門を立てり、今は礎石はかりになりけり、南山近くあひそめ川なかれたり、石山の腰には深くひろく堀をとほして二三里廻れり、これいにしへの御代々々異賊をふせがために帥の大将をおかれたる大城郭なりけり。

〔八幡愚童記〕文明本。此ミツキノ城ト申ハ、前ハ深田道一、後ハ原広クツツキ、水木ノ多キ所ユタカナリ、馬ノ飼場ヨク、兵糧ノ潤宿アリ、左右ノ山ノ間ニ三十余町ヲ通シテ高クキフニツキ立テタリ、城ノ口ヲ磐石ノ門ヲ立テタルカ、今ハ礎ハカリニ成ニケリ、南ノ山ニ近ツキテ紺染河流タリ、此山ノ腰ヲハ深広堀ヲホリ、二三里ヲマワレリ、

〔八幡愚童記〕類従本。水木城ト申ハ前深田ニテ路一ツアリ、後ハ野原広統テ水木多豊也、馬蹄飼場ヨリ兵糧潤屋アリ、左右山間三十余町ヲ透シテ高クキヒシク築タリ、城戸口ニハ磐石門ヲ立タリ、今礎石計ニ成ニケリ、南ハ山ニ近テアヒ染川流タリ、右山腰ヲハ深ク広ク堀ヲホリ二三里廻レリ、

以上の三文何れも大同小異であつて、次に云ふ事は何れの文にも通ずる様である。先づ眼に附くものは『水木城』の名称である。天智天皇紀に曰く、『於筑紫築大堤貯水名曰水城』と、名義は此文に従へば、貯水の城なる故、之を水城といふたと聞ゆる。而して此水城の名は天

智天皇三年以来、今日に至っても依然として水城である。水城と書して『みづき』と訓むべく、又『みづき』と呼んで水城と記すべき事は、筑前人であるならば、小兒と雖之を誤る事が無いのである。『みづき』の『き』に城字を用うべきを悟らず、之を水木と記し、更に之れに城字を添へ水木城と記しあるに拠るも愚童記執筆者が水城の實際を知らざる遠地の人なるを推せしむるに足るのである。(鎮西要略の記者が水城と水築、水木城、水木砦杯様々に記しているも同断である)。元寇戦役の観戦者、殊に正応本に記入されていたといふ箱崎宮社官に倨る誤があるべからざる様に思はるる。

次に水城の命名が貯水に基きたるを悟らずして、『水木おほくゆたか』と記し、水木城の名称が水木多豊なるに憑ったといふ意を偶してゐる。斯く認定するは或は曲解であるやも測られぬが、前に水木城と記し、次に水木多豊と見慣れざる言辞が特に用いられてある以上、予は記述者の意を以て予の解釈の如くであつたと考察する。

『前は深田にて道一すぢあるのみ』。深田の二字は實際の深田を称せるや、或は普通の田畑を指示せるや未詳であるが、水城の前方には田甫があり、一道が博多より来つて水城の東端上水城の丸山の下を過ぎ、太宰府に達している。實際の状況に於ては以上の東路の外に、水城の西端に近き下大利吉松間に又一路があつた事は、此部に遺存する古瓦片に依つて明白であるが、此西路は或は小路であつたやも測知し難きに由り、不問に附する事とすると、上文文は無難の様である。

『うしろは野原ひろくつづきて』云々以下大に疑はしくなつて来る。予は愚童記の執筆者が水城を以て、果して丸山吉松間の峽地に築かれ

たる、単一なる線状の大堤と理解していたや否やを疑ふのである。筆者が水城を以て後世の城郭と同一視し、一定の広さを有する地域を画して之に防禦工事を施したものと考察していたらしき事は、之れに続いた文によつて推測し得べきのである。以上の『うしろ』は其城地の後方、即ち城郭の後方の地を意味し、此地水木に多豊にして云々の意の如く聞ゆる。之を事実を照して見ると、水城後方の地は今田甫となり、此後方の地域の中辺を縦に、即ち水城を横断して御笠川が流れて居る。水城の後地は此川に沿ふて約十町を隔つた、苅萱の閑址なる閑屋の辺迄、地表が稍低くなつて居るのである。往時の貯水池は此低地の辺にあつたらしく、細長なるものであつたと推せらるる。水城の貯水が何時代迄行はれた歟、殊に元寇当時未だ貯水があつたや否やは未詳であるが、貯水があれば無論の事、貯水が無くなつた後と雖、此部に水木多豊なる野原があるべき理理が無い。前が深田であれば、其後地も亦深田であらねばならぬ。上文は野原広く続き、水木多豊なる地が、水城と太宰府との間にあつたを記したものと、之を信ずる能はぬ。筆者の念頭には太宰府の防備としての水城が無く、水城と太宰府とを混同して、之を水木城と命名していたらしいのである。

『左右山あひ三十余町をすかして』は難解の文である。『すかす』とは山間の地を如何するのである歟、筆者の意を測知し能はぬが、文明本にある『左右ノ山間ニ三十余町ヲ通シテ』の方が實際の状況を現している。但し何本にもある三十余町は過大の様である。水城の堤の長さは東西約十町乃至十一町に過ぎぬ。但し之れは従前識知せられた水城に就ていふたのである。本年竹内少佐が発見せられた谷々の小堤を通計すると、約三十余町となる様であるが、之れ迄を加へたものとす

ると益々他の文と矛盾して来るのである。

『石もて高くきひしく築たり』。此文は事実を誤っている。水城は開門の部はいざ知らじ他の大部分は土塁であつたと推する。此事に關して先般鉄道貫通部掘り擴げ工事が行はれた時、特に注意して検査して見たが、水城の大部に石垣があつた形跡は少しも認知し能はぬのである。文明十二年此地に遊んだ宗祇が「筑紫道記」中に

刈萱の関にかかる程に、関守立出で我行末を怪げに見るもおそろし、と記せるに憑れば、文明年間未だ今の関屋の辺に開門があつたを察すべく、上文に続いて歌一首を掲げ、次に水城に符合するものとして、越過るままに大成堤有、いはば横はれる山の如し。尋れば是も天智天皇のつかせ給ひけるとなん云々

と述べているに依れば、水城に石垣があつた趣は少しも見出し得ぬのである。尚此文に憑れば文明年間開門は既に廢滅に帰し、貯水も亦無かつたらしく思はるのである。

以上の正応本の記述を文明本及び類従本と対照すると、此二本には高く云々とあり、『石もて』の三字を見ないのであつて、此字の無き方が実を得ているのである。『石もて』の三字は、城と云へば直ちに石垣を連想するに到つた後世の人の潤色であらねばならぬ。

『城戸口には磐石門を立てたり、今は礎石はかりになりけり』。磐石門は城門名である歟、或は石垣が城門の所に築かれていった為歟か呼ばれたかは未詳であるが、夫木集に

岩垣の水城の関にむれ向ふうちの心もしらぬもろびと

高 遠

なる和歌が挙げられ、歌の詞書に『此歌は筑紫へまかりけるに、府に

入日、水城の関に少式府官など、むかへにあつまり来たりけるによめ

る（筑前）とあり、藤原高遠が太宰大貳（寛弘元年十二月二十一日）にして、

以上の短歌が所謂『歌人居ながら名所を知る』的のものに非らざるに思及すれば、歌中の『岩垣の水城の関』は水城の往還門にして、上の城戸磐石門に符合する如く思はる。歌の初五『岩垣の』は文明本の『盤石ノ門』と対照すると、事実において岩垣があつたを示して居る

様に聞ゆるが、又盤石門なる固有名詞を和訳したとも察せらる。何にもせよ水城の東西兩関門に石垣があつた事は、丸山下及び下大利吉松間の通路に築石の残物と思はるるものか、遺存しているに依つて推察し得べきものである。而して上文を見ると城戸口盤石門なるものが、『今は礎石はかりになりけり』と記載せられているのである。此一語は決して看過しならぬものである。これと殆んど同文は他の二本にもこれを見るのである。元寇当時における盤石門の現状如何は未詳であるが、『今は』とある語氣より察すれば、何れの愚童記皆、其著述のあつた年は、元寇より程過ぎた後世と思はねばならなくなるのである。愚童記の眞の筆者は八幡靈驗記を著さんとこそ思へ、同書中の元寇戦記を実録として記しておらなんだと信ずる。所謂正応本中に記入せられたといふ、正応二年は弘安四年を去る事僅かに八年目の年号である。この時代において『今は礎石』云云の文が綴らるべき道理無しと考察する。正応本にあつたといふ『正応二年己丑八月箱崎宮社官圖書九定秀誌花押』は信ずるに足らざる記載であらねばならぬ。

『南山近くあひそめ川ながれたり』。水城の南方に当りその近傍には山地が無い。礎石を用いて敵密に言表すれば、水城は西北に面し、その西南に春日附近より続いた高地があれども、土俗普通に博多湾を北

に立てその反対側を南と呼んでいる。磁石を用いず实地に臨んだ感想よりすれば、水城は東西に位し、北方の海ある方向に面している様に思はるのである。此所感よりいへば、以上の南は前出の『うしろ』と同方向を指す事になるのであって此方向の水城近傍には山地が無い。若し山地があらば前出の『うしろは野原ひろくつつきて』の文に撞着する道理になるのである。又上出の『南山近く』の南を、磁石を用いた南方と解し、山を水城西南方の高地と考へて見ても、未だ上文は実状と符合せぬ。藍染川即ち御笠川は、山近くを流れずして、却て左右の山を離れて、峽批の中辺を東南より西北に向て流れ、水城を中央部において(少しく東に偏す)横断し、これと十字形に交錯している。

『石山(右の山若しくは此山)の腰には深くひろく堀をとほして二三里廻れり』。此文は如何に意を加へても、水城の実状に当てはめる事が出来ぬ。前に『三十余町』とあり、爰に『二三里』とあるより推察すれば、胸牆を築く事三十余町、隍を廻らす事二三里といふように聞ゆるが、水城近傍の峽地には斯る広大なる余地があり様が無い。水城の大宰府に対する防禦上の価値は、これが幅約十町に狭まった峽地に築かれている点にあるのである。文意より推察すれば愚童記の筆者は水城と大宰府とを混同して、大宰府をも水木城の領域に加へていたらしいのである。故に大宰府附近をも仮に水城の範囲とし、愚童記の記述通りの水木城を想像して見ると、隍の延長二三里をこの狭地に画せんとするには、余程後方迄考按の中に入れねばならぬ。爰でこの地の周囲に、殊に上文にある如き山の腰に、深広なる堀を穿つたと想像すると、一の不可思議なる城廓が出来る。愚童記所述の水木城は幅十町乃至十四五町(峽地の幅)、長さ約一里許の細長なるものであって、

左右は山麓を以て遮断せられてに拘はらず、その山麓に深広なる堀が穿たれ、その内方に高く胸牆が築かれたものとなる。恠くては藍染川を何処に流して可いか不明になる。又以上の広大なる地域を城廓として峽地から除き去ると、前出の如くうしろは野原がひろくつつかなくなる。戦闘実見者少くとも福岡附近の地理に通ぜる人が恠る摺雲的水城を描写すべき理由に断じて無いと信ずる。正応本中の箱崎宮社官云々が後世の偽書たるは明白であると信ずる。愚童記中の水城に関する記述は、実戦参加者の手記に憑拠した処があるやも測られぬが、要するに空文であらねばならぬ、愚童記の筆者は水城の何たるを知らざる人、即ち遠隔地の人にして、しかも大宰府へ来た事なき人であらねばならぬ。執筆者は恐く男山八幡宮に関係ある人であらうと想像する。

『これいにしえの御代々々異賊をふせがため帥の大将をおかれたる大城郭なりけり』。予は未だ愚童記文明本の真本を実見したる事無きに由り、確言する能はざれども、伏敵編に憑れば同本には上文が無かりし如く、予の見たる一本は文明本と殆んど同文なれども、このころに『昔神功皇后土与国ノ大人ヲ禦カセ給トテ一夜中ニコシラエ給ン城ナレハ神力ノイタス所凡夫ノシワサトハ不見』なる一文があるものであった。伏敵編の註に『弁疑に曰く印本このところに神功皇后の御事をひき』云々と記されたる本が、恐くこの書であらうと想像する。予の所蔵の類従本にも、亦このところに神功皇后の御事が引かれていた。拟上出正応本の『大城郭なりけり』を前出の『堀をとほして二三里廻れり』及び『石もて高くきびしく築たり』と対照する時は、所謂正応本の筆者(潤色者)は、水城を以て後世の城郭と同一視していた

は疑ふべからざる事である。又設令愚童記の原本に『石もて』『これいにしへ』云々の文で無かつたとするも、『堀をとほして二三里廻れり』と殆んど同様の文は何れも本にもこれを見るのである。愚童記の眞の記述者も亦水城を以て後世の城郭と同一視していた如く推せらるるのである。眞の記述者も亦元寇戦役実見者に非ず、福岡附近の地理通曉者にも非ず、遠地の人たるべきは既に疑を容るるの余地無しと信ずる。以上の見通より予は八幡愚童記八幡愚童訓中の元寇戦記を以て実録に非ずとの断按を下すに躊躇せぬ。

文永弘安両度の元寇に際して、我太宰府が元賊の作戰目標であつた事は、多言を要せずして分明である。当時我軍の根拠地がこのところであつた事も、亦往年の情勢より觀察して確實であると信ずる。元賊襲來の事あるや、我軍がこれを博多湾沿岸に禦いだは、要するに太宰府を護らんとする意に他ならぬのである。文永役において博多湾沿岸に敗れたる我軍が、水城に背進したのは、この要地において府に侵入せんとする賊を支へんとした為である。太宰府を念頭に置かざる文永役戦記は、頭腦を欠きたる記述と認定せざるを得ぬ。戦役参加者若くは実見者の記録にして、水城退却の事を叙したるにも拘はらず、太宰府を念慮せざりしものが、これあるべしはと殆んど想像するを得ぬ。八幡愚童記八幡愚童訓を通覧するに、文永役において我軍が、太宰府に向て背進したといふ意味に解さるる個条は、これを発見し能はぬのである。若し愚童記愚童訓中の水木城退却の記事を読んで、我軍が太宰府に向て退却したるを察する人があつたと仮定せば、この読者の判断は、同書の記載に憑拠したるに非ずして、記述以外の自家の知見を基礎としたものであるといはねばならぬ。愚童記所述の水木城は太宰府

の防備たる水城に非ずして、水城と太宰府とが混同？ せられた城郭であつて、しかもその所在が山間であつたと考察すれば、城は何れの方向にあらうとも、文意を糺す上には大なる影響を与へぬのである。予には愚童記の執筆者が太宰府の意義を正解していた人であつたと推想する能はぬ。又筆者が太宰府を念頭に置き、而して後文を草したとも思惟する能はぬ。記述者が戦役実見者に非らざる、又戦場の地理通曉者にも非らざる、遠地のしかも後世の人たるは、恚る個条の依り推察し得べきのである。若し上出の『これいにしへの』云々なる一文が、愚童記の原本にあつたならば、朦氣怎ら文中の異賊及び帥の二二語に便つて、水木城退却の記事を、太宰府方面へ背進の意を表したものと察し得べけれども、上文は文明本にも類従本にもこれを欠き、唯疑はしき点多大なる所謂正応本のみに記載されたものである。上述の事を前に説述した水城開門に関する『今は礎石はかりになりけり』と対照して考察すると、八幡愚童記の成つたは、元寇が起つてより、余程後世の事と思はねばならぬ。

八幡愚童記八幡愚童訓にして、業に実録と称す能はずと考ふべき以上、此書が何時の比に成つたといふ疑問が起るが、此等の疑点を解決すべき材料を有せざる予は、此間に対して確答を与ふる能はぬ。唯上出の『今は礎石』云々の一句に憑拠し、漠然余程後と思ふより仕方がない。但し文明十五年の写本があるに依れば、此書は此年か或は夫より稍以前に成つた事又は考定し能ふのである。宗祇が筑紫道記中に苜萱の関において記したるにも係らず、水城の関門に就ては記するところなく、水城を単に大なる堤と述べたる事より推すれば、この時既に水城の関門は廢滅していたらしく、文明十五年即ち宗祇西遊三年後の

愚童記中の『今ハ礎ハカリニ成ニケリ』と符合するところがある如く察せらる。正応本の正応二年云々は到底信用する能はぬ。伏敵編編者は記して曰く『文明写本布字簡少、用語古朴ニシテ蓋シ真本ナリ、之ニ次ク者ハ類聚本ニシテ、字句較々文明本ヨリ多シ』云々と、予は編者の言に従て、文明本を以て最も信憑すべき書と信じている。

八幡愚童記の原著者は文を綴るに際して、戦役参加者の手記或は信憑するに足るべき伝説等を参考したとは信ずるが、既にこの書を以て実録と認定する能はざる以上従前往々見るが如く、主としてこの書のみを憑拠し、元寇史を編む事は穩当と称するを得ぬ。同書の記載を引用せんと欲する者は、余程の注意を要するのである。又単に八幡愚童記と季長絵詞とを連続したりとて、決して首尾関連したる戦記を得らるべき道理なしと信ずるのである。

一般八幡愚童記に就ていはんと欲した個条は、大略以上に尽したから、次には特に同書の所謂正応本を予が如何に見ているかに就て述べんと欲する。この書に記入せられていた『正応二年己丑八月箱崎宮社官圖書允定秀誌花押』中の定秀なる人は文永役において箱崎宮の神体を宇美方面に遷すに際して供奉したといふ『留主左衛門尉定重云々圖書允定秀』中の同職同名の人と同一人と考ふべきは多言を要せざるのである。即ち正応本の筆者と考ふべき定秀なる人は、文永役の参加者と思ふべき人である。しかるに正応本の文永役を検すると、文明及類従本に記載なき、

肥後国御家人竹崎五郎季長、天草城主大矢野種保兄弟、船にかかりしほどは、よくもふるまひたれど此所にいたりては得かからず、白石六郎通泰もえすすすす、

なる一文を発見するのである。文永役における彼我の情勢を考察すると、十月二十日に船戦があつたとは、到底推察する能はぬ。殊に竹崎季長がこの日船にかかつてよくもふるまふべき理由がない。竹崎季長は上述の絵詞に明記せられたる如く、文永役には主従僅かに五騎を以て来会し、箱崎より博多にこの地より又赤坂に向ひ、鳥飼の汐屋松附近の追撃戦に負傷して、後陣より馳けた白石六郎通泰と互に証人に立ち合ふている人である。季長が文永役において船戦をなすべき理由がないのである。同じ日に箱崎宮神体を宇美方面に遷坐したといふ、圖書允定秀氏の筆に成つた愚童記に、かかる架空事が記さるべき理由がない。上文の前節は絵詞中の絵画、前出の〔X〕の誤解より出た加筆であるは、殆んど疑を容れざるのである。又白石六郎云々は前出〔四〕節か〔IV〕画に依つて記入せられたものと信ずる。要するに正応本の前文は季長絵詞を見て潤色したを明示している。絵詞は奥書と思ふべき記入に従へば、永仁元年に成つたものである。それよりも四年前の正応二年の書といふものに、季長絵詞に依て記したと思はるる節が見ゆるのである。絵詞の大矢野本には鳥飼戦の次に敵船攻撃の図が配列せられているといふ事である。所謂正応本の潤色者はこれを見て、何時のこととも考定し得ず、よい加減な事を記入したと思はる。恐く正応本は季長絵詞旧巻の文画が継目離れたる為散乱し、列席さへ定め難くなつた遙か後世に偽造せられたものであらうと察する。

所謂正応本には季長絵詞に依つて加筆したところがあるを注意して、同書を読んで見ると、絵詞から出たと思はるる潤色が甚だ多く眼に付くのである。一々は煩しきに由り、爰には説述せぬが、同本の記述にして文明本又は類従本の内容と異なる所は、概して季長絵詞から出て

いと考察して大過ぎ位である。橋守部氏の考按にして往々正鶴に中らざる個条があつたのも、この正応本が其因を為している様に察せらるるのである。何れにもせよ元寇戦史の考究には正応本は断然排却すべきものであると信ずる。

## 〔水城史観(上)——日本最初の韓式築城〕 武谷水城

筑紫史談 第四九集 昭和五年

### 緒言

水城の記述は、これと同時の築造にして、その一体分身とも曰ふべき、大野及び椽城の記述と密接の連係を有す。しかるに、大野の築城及びその起因に就いては、大正四年(本誌第一集)に、又た椽城の史蹟に就いては、同じく十五年(第三十九集)に、各々当時所見の梗概を述べ置きたり。されば今ま水城築造の史蹟を述るに当り、自然前の二稿と重複の嫌らひあるは、亦た勢の免れざる処なるのみならず。然かせざれば記事自ら不具たるを免れず、これ畢竟は、併論すべき性質のものを、分説したるに因るなり。且つこれ等の築城の近因たりし、当時我が再度百済救援軍の派遣、尋ひで白村江口の敗戦に至るまで、及びその前後における彼我の状況に就いては、頗る複雑せるものあり、旁々前二稿と聊か重複するものあるを厭はず、茲に先づ我が中古におけるこの水城を始め、当時一大国防工事たりし如上三築城の起因に就いてその梗概を述んとす。但し二稿に譲りて省略せしも亦少からず、彼此参読を乞ふ。

### 一 築造の起因

#### イ 神后征韓後三国の消長 附任那の滅亡

今より約一千九百余年前、昔時の三韓既に影を没し、新羅、高句麗、百済相踵いで勃興し、昨は甲乙兩國盟を結び、今は乙丙二国攻守を共にする状況にして、三国互ひに衝争、勢力の消長ありしが、神后の征韓(今より一千七百三十一年、後漢獻帝建安五年、新羅昔奈解五年、高句麗山上王三年、百済肖古王三十五年、西紀二百年、以上皇紀々年に拠りて記す。)後は三国共に我が朝廷に対して、表面藩属の礼を執り来りしが、(但し百済の内属は最も遅く、神后征韓後四十余年の後ちに在り、任那その間に介在す。)その中にて新羅は最も狡獪詭計を弄し、反服常ならず、継体天皇の時、時の大連大伴金村の失政は主として、対韓政策を過まり、欽明天皇の時に至り、我が任那は終に新羅の爲めに併吞せらるるに至れり。又た高句麗は北方を拠有し、その地形上、羅、濟一國の如く我が邦との關係密接ならずと雖ども、その広開土王の南侵に伴ひ、平壤にて我が軍と一大衝突を為せし事あり、(大友狹手彦高麗征討軍、彼我の記事彼高句麗広大王碑文に相違あり。)しかるに独り百済は、神后神后の四十七年日本に朝貢して以来、終始一貫して我れに附庸し、我が藩属の國と成りたり。これ一には高句麗の如く、大陸に根拠を有せざると、又た新羅建國の基礎が、淵源の深きものありしと、事情自ら異なるものあるが如き、亦たその一因たりしならん。

しかるに新羅眞興王の十二年(皇紀千三百六十二年、欽明天皇十二年、支那梁簡文帝大宝二年、高句麗陽原王七年、百済聖明王二十九年、西紀五百五十一年、紀の神后征韓後三百六十年。)王は偽計を以て百済の聖王(本誌第一集大野築城の記事中、聖明主と記せるは誤)が高

勾麗を伐つて陥落せしめたる漠城、及び平壤を横奪し、茲に始めて韓半島を横断して、黄海に出るの途を拓きたり、これ実に唐羅兩國海上の交路を開きたる最初にして、後年隋唐の援けを得るの端緒を啓き、間接日本に及ぼす影響亦た少からず。その後推古天皇の時、百済の武王は高勾麗と同盟を締めて頻りに新羅を破り、尋いで皇極天皇の時、百済の義慈王自ら軍を帥いて前後新羅の十余城を奪取し、新羅の西鎮たりし今の大邱附近に迄迫れり。新羅窮迫して援けを唐に乞ひしかば、唐の太宗（皇帝李世民）三國間に調停を試みしも成らず、終に自ら起ちて遠く高勾麗を征したるも、亦た功を修むること能はず、この時新羅は唐軍を援けて高勾麗の背後に策動せしに、却つて百済の爲めにその処を衝かれて又た十余城を失ふに至れり。茲において太宗は、愈々新羅救援、百済膺懲の意を決したり。

ロ 金春秋の来朝と中大兄皇子 附百済の滅亡

かくの如く新羅は連年麗、濟兩國との葛藤解けず、日本には服従を表しいたりしも、形式にすぎず、依つて我が朝廷にては尚ほ進んで新羅の真相を確めんが爲め、孝徳天皇大化二年小徳高向黒磨を使節として新羅に派遣し、服従を表する証拠として、質子を徴せられたり、羅庭にては質子の派遣に就いて兎角の議ありしも、これを排し、自ら請ふてその任に当り、黒磨と共に質子として、我が日本朝廷に來りしものを、大阿湊金春秋と爲す（大阿湊は新羅王族の最高爵位、我が正一品に相当す。）この人千古の英傑にして、後ち新羅第二十九代の王位に即き、後年日本朝廷の韓地防擲、新羅の三國統一、間接にしては我が軍白村江口の敗戦、この水城を始めとして、大野椽の築城、その他当時我が日本国内に一大国防工事を施設せしむべき前提を成したる。

後の太宗武烈大王金春秋その人ならんとは、當時に在りて誰れかこれを前知するを得べき、この人の質子として我が邦に來りしこと、漢史には固より見えず、一切の韓史にも亦た悉く抹殺せるに、独り我が日本書紀中にこの事見えたるは、これ亦た実に滄海の一遺珠、これが爲めに漢、韓諸史の欠漏を補綴するのみならず、當時五國（日、唐、羅、麗、濟）の折衝史上において、彼れの訪麗、入唐の苦策と相抱持して一の異彩を放つを見る。

書紀孝徳天皇紀（三年）新羅遣上臣大阿湊金春秋等一送

博士小徳高向黒麻呂小山中臣連押熊一來獻孔雀一隻鸚鵡一隻

仍以春秋爲質春秋美容顏善談笑

阿湊は新羅爵位十七級中第二級の爵位、韓史には多く伊喚又た伊尺湊に作る、諸王子王族の叙する爵位、大阿湊はその最高爵位なり。金春秋の來朝せしこと、書紀にも只これ丈の記事遺れるのみにて、他の事は一切判明せぬも、大化三年は蘇我入鹿の誅戮せられてより正に三年、朝廷の実権は既に皇太子に在りし時なり。只この時迄は、共に皇子と王子の地位に在りし天智、太宗の兩英主が、一堂に相会して、談笑を共にし、談時に軍國の事に及びし事もありしなるべきは、この簡潔なる遺文に觀ても、推測するを得べし。金春秋はこの如くにして、傍ら日本朝廷の事情を偵察せしものと思はる、その帰國の年月は書紀にも見る処なし、然れども入朝の翌々年大化五年に、新羅王は同じ王族の一人阿湊金多遂を質として派遣し、從者三十七人と共に來朝せしこと見ゆれば、勿論これと交代せしものと思はる。

東國遍鑑に、金春秋はこれより先き、深く怨を百済に懷さ死を決してその敵國たりし高勾麗に入り、親しく宝助王と折衝し、意外の危難

に遭遇せしが、更に屈せず、日本を去りし翌年には、遂に唐に入りて太宗に謁し百方これと折衝し、終に太宗をして新羅救援、百濟嚮懲の大挙を承諾せしめ、重きを唐朝に成したり。此人は勿論新羅親唐派の首領にして、その一大企画漸く成らんとするの秋に際し、不幸にして殊力と頼む唐の太宗歿せしかば、一時殆んど絶望の域に沈みたりしが、王の即位六年（金春秋の即位は我が孝徳天皇白雉五年にして、日本辭去後六年に在り。）唐の高宗は父帝太宗の遺囑を継ぎ、当時兵家として智識抜群の称ありし李世勣の議を用ひ、顯慶四年（我が齊明天皇五年）極めて秘密裡に倏忽として百濟遠征軍を起し（唐史の算數に依れば兵數十三万）密にその國を襲ひ、且つ予め新羅に牒してその背面を衝かしめたり。日本政府毫もこれを知らざるのみならず、百濟亦たこれを知らず。六月二十一日唐の征濟將軍蘇定方、劉伯英等、師を率ひて徳物島（今開城の南方漢江の下流）に到る、百濟始めてこれを知り、錯愕狼狽、為す所を知らず、これより先き、新羅の武烈王（金春秋）は高宗の移牒に接して千載一遇の期至れりとし、蹴起して唐軍に策応し、国力を挙げ全軍を提げて秋風嶺を越へ、陽山を経て七月九日黄山（今群山汽車線路連山駅、扶余百濟の最の南方約七里半終旧都）に達す。これより前き百濟の義慈王は、戦勝に忸れて逸楽に耽り、忠良の意見に聴かず、唐、羅兩軍の來襲を聞き、勿邊僅かの見兵を以て新羅の侵入軍を東境に扼し、唐軍を熊津口（今南陽灣の東津浦、以下參謀本部五万分一地圖參照）に防がしめしに、達卒伯階身を挺して新羅軍と鏖戦せしも衆寡敵せず、百濟軍の全滅に帰し、熊津口亦た唐軍の爲めに撃破せられて百濟軍敗退し、新羅の軍進んで炭峴に達し、唐軍と連絡して王都泗沘城（今忠清南道扶余）を包囲せり。（この唐、羅連合軍の

攻撃進路に就き、大正の始め、我が扶余守備隊において現地に就き研究せし処に依れば、この二道の外尚ほ唐の一枝隊は南陽灣に上陸せず、百濟の西海岸に沿ひ、南下して白村江口即ち群山港に達し、直ちに江を溯つて泗沘に達し、陸軍と相応呼したるものと推断せらるると。）斯くて十三日に至り、王城守備全からず、義慈王は熊川（今公州、嘗て百濟第三回の都城たり、）に遁れ、王城は唐、羅連合軍の占領に帰し、十八日熊川また破れ、義慈王及び太子、大臣以下悉く唐軍の俘虜と爲り、交戦僅か十日に足らずして、神功皇后以来永く我が日本の藩屬たりし百濟王国は、その建国六百七十八年の齡を以て、脆くも覆滅したり。今扶余邑の南、荒徑の傍に、この翌年顯慶五年の建設に係る唐の蘇定方平濟塔遺存す、五重の石塔にして高さ目測約三丈、塔の上部に僅かの欠損あるのみにて他は全形を存し、最下層の四面に刻せる碑文も、過半読解するを得る、この塔の事及びその碑文も、新、旧唐書共にこれを脱す、しかるに後年朝鮮李朝柳得恭の書ける四郡志にその全文を載す、幸ひに今遺存する碑文の損欠を補ふを得る、その文は固より誇張の甚しきものなれども、この時百濟征討將帥の官氏名、各々の勲功、戦況等を詳細に記したれば、これが爲め新旧唐書の遺漏を補ふを得、この塔の外に尚ほ前年扶蘇山（扶余の首山）の半腹において、劉仁願紀功碑を發見せり、余の扶余に遊びしは大正二年なりしが、この時は碑中央より断折し転倒のまま、發見地に委しありたり、これまた碑文の過半は読了するを得たりしが、今は如何の状況にあるか詳かにせず。

ハ 齊明天皇の親征と再度 百濟救援軍の派遣

此くて唐の征濟總督蘇定方は部將劉仁願を駐め、一万の唐軍と七千

の新羅軍とを付して、百済の王都を鎮せしめ、九月三日義慈王以下の俘虜を拉し、熊川口より乗船して本国に凱旋せり。しかるにこの百済滅亡の報が、日本朝廷に達せしは定方凱旋後、即ち九月五日にして、その事状は書紀斉明天皇六年九月に紀に詳かなり、しかるに日本政府の措置に先立ち、百済の遺臣達率余自信、恩率鬼室福信、沙門道探等の義兵、各所に起り、唐、羅の駐屯軍を破り、勢大に張りしかば、達率某（書紀名欠）沙門覚従を日本に派し、尋で又た佐平福信、同貴知（佐平は百済十六等の爵位中、最高等の爵位、この時福信は恩卒であつたのを、国民はこれを奉じて佐平とあがめた）等を更に日本に遣はし、唐の俘を献じて、この時日本朝廷にいた、義慈王の子豊璋を迎へて、新に国王と為さんこと及び日本より援兵を送られんことを哀願せり、その奏言は前後共に書紀に見ゆ、実に悲痛を極めたるものにて、試にその一端を訳解すれば、新羅と唐との為に、社稷を転覆せられて、君臣共に俘虜となり、始ど嗷類がない、兵器は悉く押収せらる、義軍は棍棒を以て戦ふている、何卒遥に天皇の護念に頼りて王子豊璋を迎へ、再び百済国家の復興を懇願すといふに在り、この慷慨絶倫なる百済義臣等の挙動は、深かく日本朝廷の同情と、信頼とを、喚起せしものと見え、即日百済救援の詔勅は発せられたり、その詔勅も書紀に見えている通り、これまた壮烈を極めたり、その大意は、危きを扶け絶へたるを継ぐは、古の恒例である、今百済策窮まりて我れに憑る、その志枕戈嘗胆、必ず本国を復興するに在り、宜しく命を將軍に分ち、百道俱に前み、雲会雷動、俱に沙喙（南韓の地名）に集合し、その鯨を鯨を剪りて彼の倒懸を紆くべし、（唐、羅の連合軍を撃滅して、速に百済の急を救ふべし）といふにあって、春秋の筆法から言へば、実

に天下の一大義戦なり、蓋し百済は永く我れに朝貢している我が半属の国柄であるのにこの詔勅の趣にては、恰も対等の邦を救援するもの如く聞ゆるは、当時は今日の如く国際法の發達せざると、一には又たこれを籍りて国論を鼓舞し、士氣を作興せしめしものなるべし、茲においてその年の十二月、時の当局者皇太子中大兄皇子は、斉明天皇を奉じて難波に幸し、茲にて出帥準備に着手し、又た駿河国に令して、船艦を増製せしめ、翌七年正月この時天皇は六十七歳の御高齡、特に女性の御身をおいて、仲哀神功以来絶へてその例無かりし天皇親征の儀を用いて御親征の途に上らせられ、八日備前の大伯（邑久郡於保久）に、十四日伊予の石湯（今の道後）に御着、此所にて暫く救援軍の出征等を監視され、三月十五日、御船那の大津（博多）に着し、磐瀬の行宮に入らせ玉へり、この時那の津を長津と改め五月九日、更に朝倉橋広庭宮（朝倉郡惠蘇宿付近）に移御ありしが、七月二十四日、この戦役の始めにおいて、不幸にも朝倉宮にて崩御あり、この崩御に就いて、種々の怪説を伝へしこと書紀に見ゆ、場所と言ひ、事柄といひ、正に皇紀四百六十余年前に、この地にて起りし仲哀天皇崩御の御時と同一の事状にあり、而かも彼に在ては継嗣の当局者は、女性の御身で在しながら、その事成就し、これに在てはその継嗣者は最初よりの当局者にして、亦に不出世の英主で在しながらその事不成功に終りしは、決して天智天皇と、これを輔け奉りし藤原鎌足等の無能の為では無く、欽明の御時任那日本府滅びて以来、積年の頽勢茲に至りし結果に他ならず。

想ふにこの時皇太子は、外は半島侵襲の大敵を受け、属邦滅亡に瀕し、内は正に大化改新の進行中に際し、遽かに大喪に會はせ玉ふ、そ

の内外に亘る事情の困難は、仲哀崩御の時に倍蓰するものありしは、推測し奉るに難からず、されば皇天子は、この時非常の決心を以て、歴代の恒例を停止し、諒闇に託して、踐祚の大礼を行はせられず、天皇の大喪中なるに拘らず、崩御の翌八月、前將軍阿曇比羅夫以下五將を派遣して、百済の急を救ひ、九月には百済の皇子豊璋に織冠を授け、狹井連檳榔、秦田来津等をして、師五千を率いてこれを本国に護送せしめ、翌年即ち皇太子称制（摂政）元年正月。佐平福信に矢十萬隻、外五種の物を賜ひ、且つ糧食を輸送せられ、又たこの月唐新羅の連合軍、再度高句麗を撃ちしを以て、別に將軍を遣はしてこれをも助けしめられたり、この時大將軍阿曇比羅夫等、兵船百七十余艘を率いて百済に至り、王子豊璋を立て王位を継がしめ、金策（日本天皇の絶対的信任を表示さるる符）を福信に賜はれり、茲に至って日本政府の擁立せし百済新王国は、一時成立するに至れり。しかるに福信等田来津の建策を用いず、新羅軍の爲めに破られて、前後教城を喪ふに至れり、茲において更に新羅討伐百済救援として、將軍上毛野君稚子以下七將をして、兵二万七千を率ひて急に増遣せしめられしに、百済の遣臣黒齒常之等、また余衆を亂合し、唐新羅の連合軍と戦ひ、一勝一敗の状況に在りしが、茲に我が日本朝廷の畢世の状拳も、百済義徒の冲天の意氣も終に空しく水泡に帰するの、已を得ざる事状發生したり。

古へより邦家の滅亡するは、敵の砲火に仆るるよりも、禍藪牆の裏に興るに因るもの多きに居る。天智天皇の心血を注いで、再興せられし新百済王国の運命も、遺憾ながら、またこの轍に漏るること能はざりき、その概要を言へば義軍の首領と目すべき佐平福信、同志道探と隙あり、これを殺してその衆を領す、尋で新王豊璋福信と相猜忌し、

計を以てこれを惨殺し義軍一方の首領余自信の兵権を奪ひ、同く黒齒常之を斥けたり、茲において土氣大に沮喪し、衆心挫折し、一方においてこの時唐の將軍劉仁願等は、百済義軍の意氣勢力、侮る可からざるものあるを觀て、これに対するの一の方略として、百済の王子隆を擁立し、日本朝廷の聲に倣ひ、百済王国を復興すと声言して、離間策を行ひ、七月大に福信の余衆を熊津付近に撃破せり、この時新羅は武烈王既に歿し、その子文武王、金庚信等二十八將を率ひ來つて唐軍に會せり、これより先き百済義軍蜂起し、日本朝廷、又た救援軍を派遣するとの情報、唐に達せしかば、唐朝においてもまた將軍孫仁師等を將とし、増援隊として戦艦百七十艘を派遣せしが、この増援隊唐津に達し仁師仁願は新羅軍に策応して、陸路泗泚城を衝き、劉仁軌等艦隊を率いて南下せしが、この艦隊は、我が救援艦隊に先んじて白村江口に達せり。

## ニ 白村江口の敗戦

白村江口における日唐兩軍の海戦の記事に就ては、我が国史と韓漢兩史の記事とに月次船数等その他就ても異同あるも（東国通鑑この役の記事は、主として資治通鑑唐紀の転載に過ぎぬ）大体において彼此符合す、これを綜合すれば八月二十七日我が軍白村江口にて唐軍と遭遇せしに、戦ひ利あらず、依て二十八日相議して突撃を行ひ、殆んど伍を亂して進む、唐軍左右より我れを來撃し、我が軍肢々相摩して進退の自由を失ひ、田来津以下悲愴の最後を遂げ、終に我が軍の大敗に歸せり、兩通鑑には、唐軍四戰皆勝、焚<sup>ニ</sup>其船四百余艘、烟炎灼<sup>レ</sup>天、海水為赤、百済王豊（豊璋）脱身不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>往、或云、奔<sup>ニ</sup>高麗、と記す、しかるにこの時日本軍の大敗に歸せし動機に就ては、兵数の

多寡（兵数に就ては各書一定ならず）等にも因らるが、これ等の外に、日、韓、漢の史に、表面の記載を欠けるも、この役後九年唐、羅、の葛藤に際し、新羅の文武王が、唐の問罪の將軍薛仁貴の詰責に答ふる書中、この戦況を記せる文意に依つて略ぼ推測することを得る、この問答書は共に全文東国通鑑に見ゆ。王の答書の一節に、

倭人來助三百濟、兵船千艘、泊于白沙、百濟精騎、陣于岸上、我以三驍騎、先破岸陣、周留失胆、遂即降下、

とあり、この岸上に陣していた百濟の精騎とは、即ち新百濟王豊璋の軍にして、新羅の騎兵先ずこれを撃破したるが為め唐の艦隊は全く陸上の敵軍に対する顧慮無く、我が艦隊はこれに反し、その突進に際して友軍の潰滅に伴ふ敵の強襲の為め、終に全敗に陥りたるものにして、この時豊璋は周留城（泗泚城）に向つて敵中を突破するの勇氣無く、高句麗に走つて終に跡を暗まし、内は自國義軍の囑望を無にし、外日本天皇倚托の重に背き、此くして百濟は全く亡國の終りを告げたり、この文武王の書中に白沙とあるは白村江にして、一にはこれを白馬江とも記せり、それは韓語で村を「スキ」といふ、しかるに馬も沙も同じく「スキ」といふところから、元來白村江といひしを或は白馬江とも、又た白沙江とも、或は略して白江とも、又た白江口（白江の入口といふの義）とも記するに至れり、迎日灣を延日灣とも言ふに同じ、しかるに後世に至つて蘇定方が渡江の妨碍を為す蛟龍を釣んが為め、白馬を江に沈めたるよりの名称などとの伝説を生ずるに至れり、固より齊東野人の語たるは曰ふ迄もなし。

その白村江口は今の群山港にして、これより江を遡ること約十里にして、百濟最後亡國の旧都扶余（即ち前に見えたる周留城にして、又

た桑洲城、泗泚城或ひは夫所里城ともいふ）に達し。それより溯江尚八里にして百濟第三の旧都公州（即ち当時の熊川城、日本書紀の久麻那利）に達す、江の惣名を錦江と言ひ、大正二年余の観古のころは公州より群山迄漸く石油発動の定期郵便船毎日來往したり、兩岸風物蕭条、觀るべきものは扶余付近二三の他には格別あること無し。上記の文武王の書中に、和船千艘とあるは誇言なり、我が史の記載に依れば、この役に参加せし我が船数は百七十艘に過ぎず。

#### ホ 皇軍の韓地放擲と百濟

##### 貴族の帰化

日唐兩國始めて兵を交へし白村江口の海戦はかくの如く二日にして終局せしが、茲に特記すべきことは、我が軍大敗後の措置なり、尤も唐の艦隊はこの海戦終局後、大部は直に江を溯つて王都泗泚に向ひしものの如し、しかるに我が敗竄の艦隊は依然として白村江口に駐まれり、九月七日に至り、都城泗泚陥り、守城の將、佐平余自信、達率憶礼福留（後ち我が大野及椽城を築造せし内の一人にて水城築造もこの人等の力に依りしものなるべきこと後ちに述ぶ）同じく本素貴子、谷那晋首等相議して日本に去るの議を決し、終に枕服岐城（今所在不詳）に在る妻子に本國を去ることを報じて厓礼城（今の古阜にして白村江口即ち鮮山の南方十余里にある港湾）に集合せり、因つて我が軍は群山古阜兩所において百濟の遺臣名族等を收容せしに、民のこれに従ふものまた数千百人とあれば、この時の我が艦隊の残部はこの地に集合せしものと認めらる、その再戦の挙に出ざりし所以は、新王は奔竄し都城は陥り義軍は潰滅し、大勢復た為す可からざるものあるを觀て、更に後図を期して撤退に決せしもの如し、斯くて我が残存の艦隊は

確知し、実は双方努めて款を通じて接近せしものと思はる。又た新羅悉くこれ等の収容を終了し、九月二十五日その先頭を以て百済の地を離れ、内地に向へり、唐將劉仁願劉仁軌等後に氏礼の地を平倭県と名付けたり、この命名は一面にはこの地が我が軍最後の根拠地なりしことを意味す、この日本軍の撤退に際し、唐、羅、の連合軍は前に我が軍突撃の猛烈に懲りしものか、我が軍の爲すに任せて、一切追撃の挙に出ざりき、この退軍の手際は、後代文録征韓軍の撤退とは、趣を異にしたるものあり、この時我が軍に収容せし百済の貴族以下は、後にこれを近江国及関東諸国に分置して、相当の田地と三年の食料とを賜ひ、後ち更に佐平余自信、沙宅紹明、鬼室集斯、(集斯は福信の子)等以下五十余人に大錦以下小山下を賜はりしが、その中にて達率憶礼福留、同答怵春初(この人の名、書紀普通刊本には、答怵春として初の字を脱す、貝原翁以下青柳伊藤氏等皆之に由る、今中臣本及び飯田氏の説に従ふ)は共に兵法に嫻ふとあって大山下を授けられたり、四比福夫の名は見えぬも之も、勿論五十余人中の一人と思はる、(書紀天智天皇十年の紀)又たこの時まで我が邦に留まっていた豊璋の弟善光には、後ちに朝臣の姓を賜ひ百済の旧民を領せしめられたり。

百済滅亡後八年にして、高勾麗もまた内乱と唐、羅、連合軍との爲に滅亡せしが、この時も高勾麗の日本党の人士は、多く我が國に帰化したり。高勾麗百済の此等の帰化族は当時朝廷に重く用ひられしのみならず、後世までもこれ等帰化族の後裔からして、朝廷に忠良の人物をも出だせり。懷風藻に、大友皇子が沙宅昭明、答怵春初、谷那晋首等数人を延ひて賓客となされし事見え、又大織冠伝(古書)に、この沙宅昭明が鎌足大臣の薨後、その碑文を書し事、及び鬼室集斯が学

職頭、則ち今日の大学総長の如き官に任ぜられし事など見えたり、蓋しこれ等帰化の貴族の多くは当時百済の有識学者にして、朝廷においてこれを重用せられしなり、これ等の人々の後裔の名また國史に散見する中にも、後代桓武天皇の妃に召されて良峰安世(経国集の著者、僧正遍昭の父)を生みし百済教仁が女の百済永継、及び同じく桓武の妃たる百済貞教の如きは、皇胤昭連録一代要記等に拠れば、皆この当年百済帰化族の後裔とす。憶頼福留、四此福夫に就いては尚ほ後ち述べべし。

此くて水城を始めとしてその一連の国防大野城及椽城等の築造の起因を為しし日済連合、対唐羅連合の對抗、又た或意味においては日、済、麗同盟、対唐、羅同盟の輸贏は、当時海運の未だ多く開けざる時に当り、海を隔てて五ヶ國に跨り、而かもこれ等各國当途の君臣が、同時に一堂に会したるところ無れ、君臣何れも皆な稀世の英傑時を同じくして出で、唐の太宗高宗、これを輔るに魏徵李世勣蘇定方等の英傑あり、新羅の武烈及び文武王、これを輔るに金庾信金仁問等の偉材あり、これに対する我が天智を輔くるに藤原鎌足阿部比羅夫の名臣あり、その他高勾麗の蓋蘇文、百済の成忠、福信等また皆一時の英俊が、互に相对峙して龍驤虎賁その輸贏を争ひたるは、真に東洋の一偉觀にして他にその比を見ぬところなり、而かもその史実が何となく、背裏に隠伏せるの觀あり、且つその結果が畢竟は大勢の隆替に因るとは言へ、日本の敗退に帰せしは遺憾を免れざる所なるが、一千二百四十余年の後に至り、明治天皇の曠謨は、実に、雪<sub>レ</sub>恥<sub>レ</sub>酬<sub>三</sub>百<sub>二</sub>王<sub>一</sub>、除<sub>レ</sub>兇<sub>レ</sub>報<sub>三</sub>千<sub>二</sub>古<sub>一</sub>、(唐の太宗が自己の勲業を喬記して靈州に建設せし自製の碑銘)と謂ふべくして、二百年來北垂に翱翔して世界を震懼せしめたる彼れ巨鷲を斬つてその滔天の暴威を挫き、一面には二千年來の旧国民が刃に血

らずして、今は静かに我が聖代の一民たるを楽むに至りしは、曠古の御偉勲と申し奉るも中々愚かなり。

斯くてこの戦役の結果、日本は始めて支那大陸の国と兵を交へ、従来は東天皇敬白西皇帝一位にて、余り重きを置かざりしものが、今は唐の実力を始めて実験せしのみならず、特に唐の百濟襲撃の作戦用兵が、最も敏速にして、迅雷不暇掩耳ともいふべく、旬日にして建国七百年に近き旧国の亡滅を、親しく目親せし結果、一方には唐軍万一の来襲に備ふるが為め、他方には更に異日進取的の後図をなさんが為め、天皇は直に令して、長門、筑紫、対馬、老岐、等に防と烽とを置き先ず、この水城を築き、翌年には長門及び大野、椽の三城を築き、尋いで対馬の金田城、讃岐の八島城、大和の高安城、等をも築かしめられたり、この時我が退韓軍の韓地出發は、九月二十五日を以てその先頭、百濟を離れたれば、内地収容の完結はその年末に追びたるべし、しかるにその翌年には水城既に成り、次年の八月には大野以下三城亦た略ぼ成れるを以て見れば、其の如何に大速度を以て此等の工事が督成せられしかを推測するを得る、爾後兩三年の間に屋島高安等の城も亦造築されしが、此等築城の位置と、天皇の時迄行はれたりし屯倉制度の、屯倉の位置制度とを比較し見れば、是れ等の築城が主として兵器、糧食、材料、等の集積準備地であつて、金田城の如きこの築城以前において、何時も対馬が征韓軍の根拠地たりしに觀るも、一層その根拠地を堅固にするが主なる目的なりしことを判知すべし、これを要するに天智天皇の築城は單純なる防禦的の目的のみにあらず、出征軍の前進根拠地たりし事はその配置上に觀るも推測するに難からず、しかるに百濟滅亡我が軍韓地撤退後、如何にして日本と唐、及び

新羅との和議成立せしか、具體的の記事は三国の史共に明文を欠ぐも水城の未だ成らざるに先立ち、その年五月唐の百濟の鎮將劉仁願は、朝散大夫郭務宗等を日本に派して、表と物を奉りしが、滞在四ヶ月、唐朝の正使に非ずといふを以て天皇に謁見を許されずして使節は空しく帰国せり。翌年九月に至り唐朝の使人上柱国劉德高等一行来朝せしに、天皇は厚くこれを饗せられ、菟道において大に兵を閲してこれを陪覽せしめ、十一月徳高等歸るに臨み、始めて小錦下守君大石等を唐に遣はされ、尋いで前記の郭務宗等は前後四回日本に往復し、又た戦役前唐に使ひして唐都に拘置せられ居たりし、坂合部連石布等を護送し来り、我よりもまた重て使人を遣はさるる等彼我使者の来往項背相望むものあるを觀れば、この際日唐の和議は早く既に成立せしのみならず、天智は彼の最初の使人郭務宗を、彼の朝廷の正使に非ずと言ふを名として退去を命じて一方には盛に武備を示し、再度の使臣をして我が國勢の侮るべからざるを暗知せしむるなど、大に強硬の態度を執らせるひしを見る。國際法の開けし今日でこそ、使臣の権能に不備の点があるとか、無ひとかの論もある事なれども天智の時代において、しかも事の表面より見れば、全然敗戦の一小国が、全勝大國より派遣せし使臣に退去を命じて、顧慮する所なく、彼の為すに一任して顧みざるが如き態度に出たるは、この水城以下眼前の一大防備工事と相俟つて、天智君臣の襟度、後世外交家の摸範とすべきところに非らずや。しかるに唐にあつては、この時將に大に高勾麗に事あらんとする秋なれば、百万日本の悪感を解き、その歛心を買はんことを努めしもの如し。斯くして日本が唐の実力を認めしと共に、彼れはまた我が邦の侮るべからざるものあることをは特に永年の關係上日本の積怒を恐れ、

百方我が意を解かんことを努めたりし結果、天智と鎌足との多智なる、倒まにこれを利用して、却って彼を緩撫し、間もなく唐、新羅の反目となり新羅、唐に反抗して高句麗の余孽と結び、唐の勢力終に半島を去るに及んで、新羅は爾後三世の間、実に反対に唐に対する日本の藩屏となれり。且つ天智天皇の洪量にして遠略ある前年の敵手たりし新羅の文武王に親しく物を賜ひ、内臣鎌足がその大角于金庾信に船を贈りしが如き、以てその事状の一端を推測すべし。これを要するに天智天皇は軍事に失敗（その実は天皇の罪に非らず）して、外交に成功せられしものと謂つべし。

## 二一 築造

イ 築造と様式 付最近に発見したる西関門の礎石  
天智天皇の時に於ける水城並びにこれと連係ある大野及び椽雨城の築造は、上記の如き国状の下に成りたり。而かも千二百六十年後の今日に至りては、築造に伴う詳細の事状を知るに由無く、只当時の国情と、その短日月の間に成りたると近く十数年前大堤の一部を横断せし際における断層の所見と若干遺物の状況等より見て、一大速力を以て而かも極めて堅牢に築造せしものなるを推測し得るのみ。築造に就いては、書紀天智天皇三年の条に、

又於ニ筑紫ニ築ニ天堤一貯レ水名曰ニ水城一

との至極簡單なる記載あるのみにて、その他の事欠げたるも、その大要はこれを推定するを得る。

築造の様式は、その連係の築城たる大野、及び椽の両城と同じく、純然たる朝鮮式（韓式）なり。（怡土城の漢、韓式混築と認めらるる）と異なれり。）但し韓式山城とは勿論、その普通の邑城ともまた選を

異にし、或る一面に対し特別の備防を目的として、築造せしものなることは、その遺址に見て明瞭なり。

韓誌に依れば、韓式築城には、普通様式區別（山城・邑城・内城・外城等の如き）の他に、尚ほその構成物に依り、三種の別あり。その一は石築、その二は土築、その三は雜築（又た交築）とす。東国輿地勝覽、増補文獻備考等に記する朝鮮古今の築城に就いてその築造の時代・種類・城壁の高さ・城壁周囲の歩数、等を詳記せる中にて、比較的多きを占むるものは石築とす。余前年兩度朝鮮の各旧都址の探古を試みしに、石築の最も完全に今日遺存するもの、京城の背後に聳ゆる北漢山城とす。（北漢誌に拠れば、この城は百濟の始祖温祚王の旧城址に抛り、大部は二百余年前李朝の築造に係り、疊石の様式も新なれども、その城壁の珍とすべきは、所々に石材を異にし、築造方も一見異様の個所間在するは、百濟の遺築尚ほ遺存せるものなるを証す。峻峰を繞り、溪谷を渉り、恰かも龍蛇の長風を捲いて雲間に蜿蜒するが如く、偉觀雄大、探古者の等しく憧憬するところなり。）平壤城の如きまたこれに亞ぎ、古城にては新羅旧都慶州の南山城の如き、殆ど石築の全形（疊石は崩壊するも）を存す。土築は新羅旧都の半月城の如き比較的最も古城に多きが如し。而して石土交築また少からざるが如きも、完全に今日に現存するもの、何れも甚だ寡々たり。我が水城は、この三種中の石土交築に属するものにして、今遺存する部は悉く土築なるも、その一部に石築ありしことは、磐垣の水城の関と呼びしにても略ぼ推知すべく、その石築の部は、中央欠堤、御笠川の兩岸に沿ひたる所（次に述る如し）と、東西関門の部なりしことは、その地及び付近の水田中より、何れも古瓦の破片の出土し、又た当時の疊石の

一部と認めらるるのあるにて、これを知るべし。大正四年四月、余は一時の水城村長西山氏と共に二日に亘り、実地に就いて水城の調査を試みし時、氏の言に、明治四十四年御笠川（水城東西両堤の中間欠堤部の中央を北流す。）改修工事の時、旧河底の一部を乾涸し、水田の一部を掘りて新河を穿ちしに西堤と旧河身との中間にて、正しく水城大堤の直線に当り、地下約三尺以下に埋没したる一列の疊石に衝突せり。東西の方向、即ち水城大堤線の方向に沿ふて、前後共に若干余掘を試みしに、共に尽るところを知らず、南北（水城大堤線の横向）においては、約三間に亘れり。新河は所要の深さ迄掘りたるも尚ほ河底に若干遺石あるを認めたり、その掘取たる疊石は新河の堤防並に井堰の用に供したり、又た乾涸したる廢河岸の同一線の部（新旧両河身の距離六七間許）にも疊石を認めたり云云。依つて廢岸に就いて搜索せしに、その一部において廢堤より約六尺下部の岸面にこれを認む、荆棘叢生して明瞭ならざるも、遺存横径二間許に過ぎざりしが如し尤井堰修理の際、この辺よりも多く採石せりとのことなり又た水城東関門の址には、今門扉の一礎石遺存し、俚俗これを硯石と称す、その片礎は在所不明なりしが、前年御笠川の堰に移用せしを発見し、今は字吉松児島某の水盤に利用せられあり。（従来の国道は、この東関門址において輕坂を成せり、明治二十二年頃、福岡元寇記念会において、憂國の士は暫らく車を駐むべし、との標木を茲に樹てたり、今は東側関門に隣りて水城大堤の石碑を建つ。坂路は明治の中年道路改修の際、打して今は平坦と成れり。）今より六七十年前迄はこの辺より出土したる瓦の破片を用ひて、「コキ」と呼べる小供の遊技の用に供せしこと、著者の記憶に存するところなり。西関門の址においても近年に至る迄

疊石と覚しきもの遺り、又た前年その礎石の一と認めらるるもの、付近小川の石橋に利用せるを発見せり。その他又た隧道を開きし時も、遺石と覚しきもの及び瓦片の出土せしものありしが、前月偶々旧村道隧道の一部を拡鑿せしに、大なる一の敷石を発見せり、一方の石面に門柱及び扉の受孔あること、東関門現存のものと同じ、茲においてかこの地西関門の址なりしことの一証を加え得たり。（新発見の礎石に就ては尚ほ後に述ぶ）以て如上三所の局部を限りて、石築とせし事を推定すべし。特に上記せる河底の疊石、及びその付近の水田の底より屢々瓦片埋木、その埋木中には正しく建築材と覚しきもの出土せし等より觀れば、当年河を中心として、この所に一の建築物の存在せしを推定せらる。

#### ロ 目的と用法

水城築造の目的は、固とより九州の主都たる太宰府掩護の爲めの防備にして、当時唐新羅の來寇に備へたるものなるは曰ふ迄もなし。今日存する遺址に就いて用法上の判断を試みんか、その大堤の東頭は大野山（今四王寺山）の一派たる丸山の西麓に始まり、その脚下は、灘の津、多々良方面より太宰府に通ずる官道（今国道）にして、茲に一の関門を設け、その部は石築とし、（関門の東頭、丸山には一の望楼を設置したるもの如し。）それより全部土築とし、西に走りて御笠川の右岸に達し、この部においては、河に跨りて兩岸を石疊とし、河流には閘を設け、その開閉に依りて堤内落水の盈減を自由にし、大堤は更に土築と為り、西走して西関門（太宰府より今津怡土津方面の通路）に達し、茲において三度石築に変じ、更に土築となりて直ちに俗称モツコ山（吉松山の東角）の末端に連接せるものなり。今遺るとこ

る東西合計全長五百五十一間、中央欠堤部を合すれば、六百四十七間なり。

慶長六年黒田長政の築きたる福岡城は、その輪廓、固より水城と異なるも、建築の様式は石土交築にして、上下両橋及び後方追廻門の部のみを石築とし、他は今日現存する如く悉く土築なり。尤もこれは城壁の周囲に永久的の濠を設けたれば、水面以下は所により疊石あり。水城の落水は、恰も後世の築城に伴ふ外濠の用を成したるものの如し。(但し水城の濠が堤外にも存せしやに就いては、尚ほ研究を経ざれば確定し難きも、堤内の落水を増減して、時に満水せしめ、また平時と雖ども堤に達するには、通常船に頼りしは、水城に用船の備ありしにて知るべし。)

今大堤内面の地形を見るに、中央を貫流せる御笠川を中心として、東北は字国分上水城、西南は字吉松向佐野方面より相対し、河身に向けて地勢凹形を成し、以て当時の落水址なるを想起せしむ。その地に洗出、川原・川添・堀・星が浦・出口等の小字地名の存するは、皆大堤内大落水の名残なるべし。

如上の地形と、遺存せる小字地名に依りて推測するに、今遺れる大堤の内方(南方)は、その中央において最も深凹し、南方は今の洗出の線近く迄一大盈水にして、今遺る刈萱の関址と称する孤塊の北方二三町の地迄は、大落水なりしが如し。この時における東関門の通路は今「オナリ道」の小字を遺せる(ナリヤカタ館成の小字地、今東関門の外国道東側の高地に遺る。)辺を通過せしもの如く、太宰府の殷盛なりし時この地に華館ありて、官吏の交迭、使人の送迎など、皆なこの館において為せしと、古しへより里民言ひ伝へたるは、虚伝にあらず

るべし、大式高遠が、岩垣の水城の関にむれむかふと歌ひしは、太宰府の官人等が高遠の着任を遠く水城の関に出迎へたるにて、その地は即ちこの成館、その址が関外近接の地にあるは、迎ふるにも送るにも、共に余情ありて、頗る趣味ある旧址なり。今謂ふオナリ道は、これより東関門左側の山腰を回り、洗出の辺を過ぎて、今の関屋(旧刈萱の関址)の側面に出たるものの如し。

水城の前面(外面、対敵面)は、今も急峻にして、草根樹枝の攀援に依りて、漸く登上し得るも、その内面は傾斜緩にして、且つ根部は通次三段の地を成す、その最下段より十数歩を距てて、更に低地と成る。(主に東堤に就いて曰う、西堤は此く明瞭ならず)落水はこの低地を限れるか、或いは上記第三段地の裾に及びしか、有事の時は、常備の船にてこの地裾に来往せしものなるべく、その三段の地は、守兵の馳駆、兵器糧食被服等の蒐集所弁等の用地たりしものと思惟せらる。従来水城の用法は有事に際し、閘を開放して堤内の落水を堤下に奔流氾濫せしめ、以て敵の前進を攪乱するの用に供したりと思惟せしが如きも、首肯し難きものあり、大堤前面の横経は内面より広く、中央の陥没また内面の如く著しからず、この間において、堤内の落水を氾濫せしむるとも、これを以て敵軍の進路を阻止するに足らざることは、想像に難からず、思ふに平時に在りては閘を若干開放して、(或る一定の度以上は堤内の落水に及ぼさしめず)河流を阻止せず、有事の時は閘を閉鎖して盈水せしめ、仮令へ堤上防禦の力つきて、堤を敵軍に委するの已を得ざるに至り、敵、堤を奪取するとも前面は渺々たる濼水渉るに途なく、堤の背面(北向)は急峻にして、少しの余地を存せず、これに反し我が後統部隊の進出は容易にして、一襲忽ち敵は堤後

に敗墜するの外あるべからず。水城の築造は、此かる目的によりて成りたるものと推定す。記して高批を俟つ。

又た水城を以て水を貯ふる城にあらずとの説あり、或は水城は瑞木ミズキの訛ならんとの言も耳にせし事あり、然れども書紀の単簡なる文中に明かに水を貯ふとあり、又た水城と号すとありて今日見る遺址の現況と且つその用法も、また大要紀の文の通り解説し得るより見て、紀の記事は疑を容るべきものに非ずと信す。(未完) (昭和五・四・一・稿) 追記、近く数日間、陸軍省において小倉、福岡、佐賀を中心として、馬匹馬政に関する野外作業演習あり。本日水城史蹟見学あり、著者

予ての囑に依じて水城院に至り、史蹟の梗概を講話し、大提前後面の形状の異を述べ、統裁官以下、専修員見學員一同相伴ふて九鉄線路、大提の横断面に出しに、その西方断面の上部北側を、特に切下げて二段と成し、茲に水城史蹟の二標石を樹て、断面には芝を移植し、今正に工を竣らんとせり。一見史蹟上重要な地形の一部を無意識に変更したるものにして、これ史蹟の保存を企て却つて史蹟を破壊するものにて、統裁官(渡辺獣医監、原馬改課長、伊知地獣医部長等も同行)の如きも若し今の話を聴くに非らずんば、これを以て大提本来の形状なりと誤認したるべしと言へり、敵に復旧を要す。

(昭和五年四月廿一日所見即日追記す)

## 〔水城史観(中)〕

筑紫史談 第五十集 昭和五年

### 二 築造(続)

ハ 水城は何人の築造に成るか

天智天皇稱制三年、わが軍の韓地撤退後、翌四年より九年に至るまで六年の間に、辺要、および内部枢要の地に、新城の築かれたるもの(唐、羅兩軍の進発、白村江の敗戦の状況等より見れば、実はわが軍内地撤退と同時に直ちに築城に着手したるものなること推測せらる。)十一、曰く筑前の大野城、曰く肥前の椽城、曰く長門城、曰く大和の高安城、曰く讃岐の八島城、曰く対馬の金田城、曰く肥後の鞠智城、曰く筑前の水城、外に長門の一城、および筑前の二城を算す。この内にて大野、椽および長門の三城は、皆な当年わが軍の内地撤退に伴われて帰化したる、百済の貴族、有数の軍学者をして築かしめられ、その氏名史上に炳然たるも、水城、その他の築造者の氏名は史これを伝へず。余は未だ長門、高安以下の各城址を滔査しえざるも、水城の構造が大野、椽の両城と等しく、純然たる韓式なるに徴すれば、両城と同じく、学識豊富なる当時帰化の韓人によりて築かれたるものなることは、他の傍証をまたずして自ら明白せる所とす。このときわが軍の韓地撤退は、九月(三年)甲戌氏礼城(今の古阜)に集合し、その先頭は翌日を以て氏礼の港湾を發したりとあり、九月甲戌は二十四日なれば、翌二十五日を以て、その先頭が氏礼の地を發したるものにて、夥多の帰化人を伴ひたることなれば、全部内地の収容を了せしは、早くともその年内を要したるべし。しかるにその翌年には、大野、椽兩城の築造に先立ちて、水城築造の大工事は早くすでに落成を告げたりけだし、当時わが軍敗退し、唐、羅の連合軍逆襲追撃の虞充分なるこの危急の秋に当り、何はさておき、主府咽喉の要地に、相当急防禦工事の施設は、燒眉第一の急務にして、一刻を緩ふすべからざるは、

専門的軍事眼をまたずして明かなるところとす。大野、椽、および長門の築城が、第二次の工事となり、金田城その外の築城が第三次以下の工事となりしは、自然の勢にして、当時国防の施設上、最も緩急当をえたる措置なることを推知せらる。されば最初防と烽とを新設すると同時に、急遽一大速力を以て水城の造築に着手せし事状を推知すべし。水城築城の翌年に成りたる三城は、(けだし、紀の文の係月は着手のときを記したるものと認めらるれば、その落成はあるひは翌年に亘りたるなるべし。)各々築城の年月及び築城者の氏名を明記せるに、独り水城築造は単にこの歳(三年)と記せるのみにて、その着手の月、および築造者の氏名をも逸したるは、その竣功の極めて迅速なりしに徴するも、わが軍の内地撤退とともに、真つ先きに着手せらし最緊要の一大工事なりし事状の一面を窺ふべし。しかしてその構造が純然たる韓式なるに徴すれば大野および椽城の築造と同じく、優越なる学識技能を有する帰化人の手になりしは、復た争ふべからざるところとす。

しかるに前示せる九月二十五日を以て韓地を離れたるわが先発撤退軍の中には、佐平余自信、達卒本素貴子、同谷那晋首、同憶礼福留あり、余自信を除きたる他の三人は、何れも兵法に閑ふとありて、ともにその軍学上の智識優越なりしを徴知すべく、しかしてこの内憶礼福留は、実は大野、椽両城築造者の一人なり、またこの両城築造者の一人たる四比福夫、および長門城の築造者たる答本春初等も、引続き内地に達したるは言ふまでもなし。去れば紀に水城築造者の氏名を逸したれども、第一着の三専門家が、まず急遽防禦工事施設方略の議にあらずかり意見を建て着手したるものなることは、疑を容るべき余地なきところとす。しかれども、谷那晋首、本素貴子が直接築城に携はりた

ること、史の伝へざるところなれば、ここには暫らく水城の築城者は、大野および椽の築造者と同一人、すなわち達率憶礼福留、同四比福夫なりと推定するを以て、最も肯定なる推定と認むこれが事実と相違無るべし。しかも退軍勿々急遽混雑中築造に着手したることなれば、他の二人の同僚者もこれに参加したるものとするを以て穩当とすべし。但し、紀の本文には、憶礼福留、四比福夫を筑紫に遣はすとありて、これを卒読するときは、京師より態々兩人を筑紫の地に派遣せられたるもののごとくに聞ゆるも、時日も事情も去る余裕を容るさず、これより前、天皇(当時摂政皇太子)はすでに磐瀬の行宮に在はしてこゝにて専ら内外軍國の政を執り行はせ給ひしこととなれば、必要の帰化百濟人はもとよりそのままの地に留置して、応急機宜の使役に充てられ、彼れらまたその祖國具不戴天の怨敵に対する作業に従事することなれば、懸命の努力を致したるは想像に難からず、大野および椽の方は長門に遣わすとの同文に累せられたるに外ならず。

#### ニ 憶礼福留と四比福夫

わが大野および椽の両城を築きて永くその名をわが史上に留め、同時にまたわが對外第一の史蹟たる水城築造者の一人と認める、百濟の帰化人達卒憶礼福留とはいかなる人ぞ、これ百濟國の王孫にして、貴族に列し、有数の軍学者にしてまた名節の烈士なり。百濟第十三代の王近古肖王は、彼の史の記するところによれば、体貌奇偉にして達識あり。その在位三十年の間、北の方高句麗を破りて邦土を開弘し、新たに都を漢山に遷し、百濟開國以來始めて文字刊行の業を拓らく等、國のために勲績を遺したる人なり。わが確實なる姓氏録の書遺せるところによれば、憶礼福留は実にこの近古肖王の孫なり。すなわち同書

に、石野連は百済国の人、近古肖王の孫、憶礼福留より出づと記す。

その憶礼氏に石野連の姓を賜ひしことは、統紀淳仁天皇天平宝字五年の紀に、三月庚子、憶礼子老等四十一人に、石野ノ連の姓を賜ふとあり。憶礼子老は福留の三四世の裔孫なるべし。その本国の史乘には全く影を没して、かえってその片影をわが古史の上に留むるもの独り憶礼福留と四比福夫とのみならず、少しく意を用いて読過すれば、六国史は勿論、他のわが古史中にも、これを発明すること甚だ少からず。これまた終古偷らず、一貫の生命を有する、わが万世一系の寶ものの一に外ならず、憶礼福留はかくのごとく百済国有為の王系より出たれば、以てその人と為りを推知すべく、百済の亡滅に際し、最後までその首都泗泚城を死守したる一人にして、わが日本書紀は、この百済首城陥落時の状況を記して曰く

九月辛亥。朔丁巳。百濟州柔城（泗泚城なり）始降<sub>ニ</sub>於唐<sub>一</sub>。是時國人相謂曰。州柔降矣。事無<sub>ニ</sub>如何<sub>一</sub>。百濟之名絶<sub>ニ</sub>于今日<sub>一</sub>。丘墓之所。豈復往。但可下往<sub>ニ</sub>於氏礼城<sub>一</sub>。会<sub>ニ</sub>日本軍將等<sub>一</sub>。相謀<sub>ニ</sub>事機所<sub>一</sub>。要遂教<sub>上</sub>本<sub>リ</sub>在<sub>ニ</sub>枕服岐城<sub>一</sub>之妻子等<sub>上</sub>。令<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>去<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>之心<sub>一</sub>。辛酉。発<sub>ニ</sub>途<sub>一</sub>於牟礼<sub>一</sub>。癸亥。至<sub>ニ</sub>氏礼<sub>一</sub>。甲戌。日本船師。及佐平余自信。達卒木素貴子。谷那晋首憶礼福留。并国民等。至<sub>ニ</sub>於氏礼城<sub>一</sub>。明日発<sub>レ</sub>船始向日本<sub>一</sub>。

以て百済の遺民が百事休矣したる亡国の秋に際し、身を敵手に委することを肯んぜず、父母、妻孥、墓墳の地を棄てて顧みず、以て母国に帰化したるその壮烈の操志は、千載に亘りて生氣あり。この意氣を移して、一面彼等の敵国を膺懲すべきわが要急の防備工事に従事す。その懸命の力を尽して余す処無しを推知すべく、ほとんど突差の間に

水城築造の大仕事を竣了せしも、また宜べなりと謂つべし。築造の首脳者憶礼福留は、後ち天智天皇十年に至り、大山下（孝徳天皇大化五年十九階の冠制を定む、大山下はその第十二階なり。）を授けられたり。没年等は詳ならざるも、その後裔は石野連の姓を賜ひ、長く日本皇室忠良の臣民と為りたり。

四比福夫のことは大野および椽の築城の外に、見る処無し、但し、前記天智天皇十年、佐平余自信以下受冠の百済帰化貴族十四名の名見えたる外に、小山下を以て他の達卒五十余人に授くとあれば、その中に含まれたるものなるべし、尤、四比福夫は憶礼福留とともに、特に選ばれて大野および椽築城の重任に膺りたる人物なれば、若かく他の達卒の下に付くべき格にも非らざるべし、あるいはこの榮授に先立ちて、世を辞したるにてもあるか、しかもその子孫については、統紀聖武天皇神龜元年五月未辛の条に帰化韓人の子孫に連の姓を賜はりし内に、正七位四比忠勇に、椎野ノ連の姓を賜はりしこと見え、また同時に正八位上答本陽春に、麻田ノ連の姓を賜はりしこと見ゆ。これ築城より五十九年後のことに属す。四比福夫、答本陽春の子孫なること、云ふまでもなるべし、兩人何れも位階を有するを以て見れば、授姓前何れも朝廷より特別相当の待遇を被り居たるを知るべし。

（付記）なほ水城の築造に関係あるべしと思惟せらるる同時の帰化人、達卒谷那晋首、同木素貴子、并に長門築城の主任者たる答本春初は、本文憶礼福留と同時に、ともに大山下を授けられたり。また築城には関係なきも同時に帰化したる佐平余自信（百済宗室の一人、祖国滅亡の秋、最も国家の恢復に努力し、百事休するに及で我が国に帰化す、唐書には遅自信に作る、祖国滅亡の後ち遼東に逃るとあるも誤

なりべし。)母国に帰化して後ち、沙宅昭明とともに大錦下を受けられ、昭明は法官大輔に任ぜられたり。また鬼室福信の子鬼室集斯は、同時、小錦上を授けられ、学識頭に任ぜられたり。当時の法官とは式部にて、主として礼儀、考課等のことを掌る。学識頭はすなわち大学頭にして、これらは皆な兵法に閑える福留の徒を、武職に任用せられしと等しく、儀式に閑える昭明を式部の次官に、学植深き集斯を大学頭に擢用せられしなり。懐風藻に、大友皇子が広く学士を延き、沙宅昭明、塔本春初、吉太尚、許率母、本素貴子等を以て賓客とせられしこと見え、また古書大織冠伝(藤原武智磨撰)には、この沙宅昭明が、鎌足大臣の薨後、その碑文を書しこと見えたり。この人は余程重用せられしものと見え、書紀天智天皇二年閏六月の紀に、庚寅大錦下百濟沙宅昭明卒す、人と為り聡明叡智、ときに秀才と称す、ここにおいて天皇驚て恩を降し、以て外小紫位を贈り、重て本国大佐平の位を賜ふとあり。続紀に見えたる女孀沙宅万福は、この人の後裔なるべし。(唐書には百濟首領沙吒相如と記す。)なほこれら百濟帰化貴族後裔の中にて、後年桓武天皇の妃に連れて、良峯安世(百人一首にて知られたる僧正遍昭の父)を生みし百濟永継、同じく桓武の妃たる百濟貞教のごときは、皇胤昭運録一代要記によれば、皆な当時百濟帰化族の後裔なり。また憶礼福留等とともに小山上を賜ひたる達卒徳頂上、同吉大尚は、ともに解葉とありて医薬に精しく。同じく許率母は五経に明通し、角福牟は陰陽に閑えりとありて、何れもその道専門の長者なり、これらの史実に観るも、以て百濟滅亡時わが国への帰化人が、済廷要路者のはとんど総ての挙げて帰化したるを推知すべし。当時日済の關係は、恰

かも日清戦役後の日韓關係の半面を縮図したるの觀あり。なほその中医薬にて吉大尚は、続紀神龜元年の条に、從五位上吉宜、從五位下吉智首、ともに吉田連を賜ひしこと、および吉太尚の世系のこと、またその医術を伝へたること等見え、また角福牟の後裔の記事も続紀に見ゆるも、今は略す。

要するに、天智天皇三年、水城および大野、椽、長門その他の築城は、わが邦開闢以來空前の大役とす、これを後ちにしては、爾後六百余十年を経て、建治年間における元寇防塁と、それよりまた五百七十八十年を経たる嘉永、安政、文久の際における徳川幕府、および各藩の所謂台場あるのみ、しかも元寇防塁は筑前北部の沿岸に止まり、(目下の研究にては、但し長門の北岸にもこれを築きしものならんといふも、一の想説に止まる。)明治維新前徳川幕府直轄の品川を始めとして、沿海諸藩の台場なるものは、その区域は広汎なるも、各藩区々の施設に係りて、しかも強固のものなく、今日に及んではすでにその影を没したるもの、比々皆な是なり。天智の朝におけるわが進取的国防施設の規模の大は比類なきものといふべし。

#### ホ 城および水城の意義

水城とは如何なる意義か、けだし、上古の「キ」なる辭に城の字を充てたるは、思ふに、桓武天皇延暦遷都の詔に、山河襟帯自然成城とあるが、最初なるがごとし、しかしてこの詔中の城の意義は「キ」にして、後世思惟するがごとき「シロ」に非ざることは、荒木田久老の説に尽せり。それによれば、この詔の意義は、ヤマシロ(初め山背また山代後ち山城)の地勢たる、山河襟帯して、自然に「キ」(境域)を成す。故に今より山シロ(山背の字は山を背にする意の命名なるべ

し)の国名を改めて山キ(山城)の国とすべしとの意、しかしてその「ヤマシロ」を山背<sup>シロ</sup>あるひは山代と訓しいたるを、今よりはヤマキ(山城)と訓むべしとの勅詔なり、山背また山代とは意義も称呼も全く異り、眼前の地勢に肯当したる「城」<sup>キ</sup>の字に変改せられしに拘らず、永年称呼の慣用上、それらの字義に頓着無く、依然として旧称呼のままに称え来りし結果、いつしか旧称の方に引かれ、「キ」の訓かえつて「シロ」と変化したるにて、「キ」の意義に背、また代の字を充つるは、俗諺木に竹を継ぐものなり。幸いに「ミツキ」はかかる誤謬に陥ることなく、字義称呼相伴い、中古わが對外施設の一大史蹟として、その異様の形容とともに、半ば昔ながらの面影を後世に遺したるは、また史界の一珍宝と謂はざるべからず。併ながら大堤の中央は何代の頃にか夙くすでに削鋤せられて影を失い、輕舸を浮べたる大積水の址は桑田と變じ、今は岩垣の跡をも留めず、近頃まで大堤の脚部を削取するものある等、すでに不具と為れる残軀今なほ多少の創痕を被むりあるは遺憾の極みとす。水城に先立し稲城のごとき、また水城と同一の意義を有するものなるもその史実は一時的の事柄にして、名のみ空しく史上に遺れるにすぎず、只そのイナギなる名称は、ミヅキと姉妹の命名なるを証す。

次に、しからばその「キ」の意義は如何、県居翁は、紀の玉城宮<sup>タマギ</sup>を記に玉垣宮<sup>タマギ</sup>に作りたれば、城はすなわち加紀(籬)の略なりと言ひ、あるいはキヅキ(築)の約言なるべく、しかれば城はキにして、「キ」とはすなわち限りの義、例えば垣牆を「カキ」と言い、関また塞を「セキ」と呼ぶと同じく、畢竟するに内外を限局するの義なりと言へり。この意義を敷衍すれば、「キ」すなわち「城」は軍事上のみ限れ

る名称に非ざるは素よりなれども、只軍事上敵に対し、敵對の動作を取るに當り、自然その所用の地域を限局するに非ざれば、その行動の目的を達する能はざること多し、特に防守の位置に在りては、最もこの必要を生ず。すなわち軍事上において、用地限局の必要ある所以なり。けだし上代に在りては、城、塞ともにこれを「キ」(境域)と称えたる所以なり。例へば、敵を防禦するにその防禦線を限定し、藁稻を堆積してここに抛りたるを稲城と呼び、積水してここに抛るを水城と稱へたる所以なり。水城の名称もここに起因したるものに他ならず。なほ水城と連亘し、その姉妹築造たる大野城の所在を大野山、また大城山と言ひ、のちに四天王の像を頂上に安置するにおよびて、多く四王寺山と呼びしが、前年(明治年間)筑紫觀世音寺の経庫より発見したる、筑紫觀世音寺資財帳により、中古大野城山と呼びたりしこと知らるるに至れり。

### 三 沿革 付宗祇法師と水城

水城築城ののち、その守備、管屬等のごと史上具体的に見るところなし。しかれども築城に先立つこと十九年、大化改新の発令とともに、唐の軍団の制を採用せられ、これに本邦上古の兵制を斟酌折衷して、ここに新軍団の制を敷かれ、爾後大宝の令成るにおよんで(水城築城後三十九年)その軍防令において、軍団の編制・官制・兵員・給与・隊別・隸屬等より、防人・烽守の任務、兵具の支給、駄馬の配給等に至るまで、詳細の規定を設けてこれを發布したり。しかして太宰府官制中に防人司ありて、その正・佑は専ら防人の名帳・戎具の校閲、および食料田等のことを司りたれども、防備その他直接の軍事上については、所在の軍団長に隸屬したるもののごとし。(御笠軍団、本誌第

四十一集車稿参照。)しかして常日関門の警備開閉等については、守城ありて大野城と等しくこれを司り、水城使用の舟楫については、主船(太宰府所管に属する舟楫のことを司る)の職責に属し、城隍修理・作営等のことは、主工(大工一人少工二人)の司るところなりも、その作営力の不充分なりしことは、天平宝字三年三月、太宰府より太政官に申請したる四不安の一に、大貳吉備真備建議の語を引きて、『かつ守りかつ戦ふは古人の称するところ、請ふ五旬兵を習ひ、一旬築城に役せんとの議を建てしも、府僚の中あるひは従はざるものあり、管内の防人当に作城を停め、以て武芸に親しみ、その戦陣を習はしむべし』といへるに見ても、これを推知すべし。けだし、このとき唐には安祿山の乱起り、また新羅の外寇等閑に付し難き状況にあり、これら海外事変発生影響の結果は、終に怡土城の新築となり、水城の修理となりて現はれたり。この水城の修理については、続紀天平神護元年三月の条に、

辛丑云云。太宰大貳從四位下佐伯宿禰今毛人為築怡土城專知官。  
少貳從五位下采女朝臣淨庭。為修理水城專知官。

とあり、辛丑は十日なり、水城の修理が怡土城の新築と同日に発表せられたり。爾後十余年の日子を費して成れる築怡土城專知官に大貳を充て、少貳を以て水城修理の專知官に補せられしに見れば、このとき水城の頽圮を想像せらるるとともに、一面にはその修理の大役なりしを推知すべし、(築造よりここに至って正に百二年なり)その修理の状況は、今日これを知るに由なきも、水城の防備線においては、その地勢上、今古同轍、変改の余地なし。思ふに堤の高を増加し、根盤を拡張し、湛水を深くし、かつ水城の古図(太宰府古図の一部)と称す

るものに見えた城楼のごときも、このときの新設に非らずやと想像せらる。同時の新築に成りし、怡土城には、現に城楼の設けありて、その址遺存す。けだしこれらの新設は、皆な吉備真備唐より帰朝後の献策に係かるものなり。以てこのとき、水城の姿容の一新せしを想像せしむ。

この後、次に記する八幡愚童記の水木の記事、尋ひて宗祇の筑紫記行の大堤の記事におよぶまで、約六七百年の間、未だ水城に関する公私の文献に遭遇せず、しかして八幡愚童記が実際の地勢を詳かにせず、かつ一部元寇防塁のことを混記せるは、次章に述るがごとし。

天平神護元年水城修理後の沿革は、知るに由なきも、その一面においては、この地に華館を置きて府官、府賓、その他送迎のところとし、また西関の傍には客館を設けて、主府に来往する外人接待の地となせしことは、次の史実によりて知るを得べし。

万葉集卷六。天平二年庚午冬十二月。太宰帥大伴卿上京時娘子

作歌二首。

オホナラバ カモカモセムヲ カシコシト フリタキテダラ シヌビエアルカモ  
凡有者。左毛右毛將為乎。恐跡。振痛袖乎。忍而有香聞。

ヤントジハクモカクリタリシカレドモ アガフルソダラ ナグシトモウナ  
倭道者。雲隱有。雖然。余振袖乎。無礼登母布奈。

右太宰帥大伴卿。兼二任大納言。向レ京上レ道。此日馬ヲ駐ニ水城。  
願ニ望府家。干レ時送レ卿府吏之中。有ニ遊行女婦。其字曰ニ兒島一也。  
於レ茲娘子。傷ニ此易レ別。嘆ニ彼難レ會。拭レ涕自作ニ振レ袖之歌。

大伴卿は大伴旅人なり。公卿補任によれば、旅人の大納言に任せられしは、天平二年十月一日にして、その以前は中納言なり。しかして太宰帥たりしこと、補任および続紀に見えざるも(中納言以上の京官にて、太宰帥もしくは大貳を兼ねたるものは、大抵補任に註記するが

例の様なるも、一概には非らず。旅人も下に記する征隼人持節大將軍に拜せられし外、中務卿を兼任し、また山城摂官を拜し、中務卿を兼任せしこと補任に見ゆるも、太宰帥兼任のことは見えず。天平の初年、太宰帥として任地に在りしことは、この万葉の歌の端書にて明確なりとす。けだし、これより前き養老四年、大隅の隼人叛して、その国守を殺せしかば、その年三月、旅人は征隼人持節大將軍を拜し、授刀助笠御室、民部少輔巨勢真人、副將軍となり、旅人に対しては、特に征討に關して勅詔を賜ひたれば、征伐の功を終わるとともに、太宰帥として府に駐りたるものなるべし。歌の意は、人情の微を悉くしたるものと謂ふべく、前歌、左毛右毛はトモカクモ、恐跡は、畏しこき故にの意、鹿持氏解。第一歌の意を敷衍すれば、尋常の人なれば、(別れ行く人が)ともかくも思ふままに袖を挙げ打ち振りて、心ゆくまで惜別の情をも尽すべきを、貴人なれば恐れありて、振り度き袖をも得振らずして、別れることと言ひ、次の歌に至りて、(此く堪え忍びはしたれども)君が行く大和路は道遙かにして、雲隠れたり、(一度は貴身を憚りて堪え忍びてありしかど、終いに得堪へずして)なほ君がみ影の見えぬまでも、吾が得堪へぬ袖を振りて、此く慕い参らするを、ナシゲ無礼なる所為とな思ほし咎めさせ玉ふなよと言ふなり。

これに対する旅人の返歌二首、

大納言大伴卿和歌二首

日本道乃。吉備乃兒島乎。過而行者。筑紫乃子島。所念香裳。  
ヤマトゾノ キビノコジマラ、スギテニカバ、ツクシノコジマ、オモホエンカモ  
マスラト、オモエルワレハ、ミツキノゴハ、ナミダノゴム  
大夫跡。念在吾哉。水茎之。水城之上爾。泣將拭。

第一の歌は、吾が大和路に往くべき通路なる吉備の兒島を過ぐるとき、その地と同じ名なる娘子のことを思い出でて、愈々恋しく思われんか、扱もマア(別れの惜しきことよ)との意、第二の歌は豪壯

の内に人情の機微を裏む、次の大式高遠の詠とともに、水城の名歌として、知られるところのものなり。

夫木集に太宰大式藤原高遠

筑紫へまかりたるに、水城の関に、小式府官などむかへ

に集り来りたるによめる。

岩垣の水城の関に群れ迎ふうち的心も知らぬもろ人

これ高遠が太宰大式に任ぜられて着任せしとき、この水城の関に、府の官人等多敷出迎へたる折り、密かに感慨を述べたるものにして、これは勿論出迎の人を示すべき詠にあらず、私かに内に対する感慨を述べて書遺し置たるもの、偶ま夫木集撰者の目に触れたるものなるべし。

按ずるに高遠が大式に任ぜられしは、これより前、太宰権帥平惟仲、長保六年宇佐神宮訴訟のことにより、翌寛弘二年十二月官を止められ、(この人翌年三月太宰府にて薨せしこと、続紀に見ゆ。)同月二十八日、非参議右衛門督藤原高遠を以て太宰大式に任ぜられしこと、また続紀に見えたり。上に掲ぐる高遠の歌詠は、この着任のときのことなるが、その時日については、小右記(右大臣藤原実資の日記)寛弘二年七月十日の条に、

十日丙辰。今日云云。(中略)大式。去月十六日書。今日到来。云。

六月十日巳刻。着水城。請取印諡。午刻着府庁宿所。先令下奉

行上任符一之後着三庁座。云云。

大式とあるは高遠なり、去年十二月二十八日辞令を領し、翌年六月十四日任地に着し、その翌々日着任の概況を報告したるものなり(諡は字書には、黄金の重量の名称の他に意義を有せず。しかるに職官志宮衛令の本文「閔鍵管諡」とある註に所「以閔管鍵一曰諡」とあり、黒

板博士の言にここに印諡とあるは、印と鍵の義にて、古くよりこれを通用せり。また任符は辞令にして、すなわち上官の命令を奉じて、これを実行するの意なり云云。徳川時代奉行の職名もこれより出しものなるべし。このとき実資は権大納言右近衛大将として、朝に立ち居たるときなり。高遠が都を發足したる時日は不明なるも、受令後早くも四カ月以上の後ちなるべし。道路交通なお不充分的時代とは言ひながら、時風の暢気なりし一端を窺ふべし。

上の兩歌、および小右記に影を留めたる大式高遠着任時の状況は、以て水城の関に船も通はずと詠みし（夫木集藤原光俊、夕霧や立ち隔つらん岩垣の、水城の関に船も通わず。）光俊の歌とともに水城の要部が石築なりしこと、堤内の積水が頗る潤く深く湛えたりしこと、その一面にはこの関門が府官、府資等送迎の要衝なりしことを明かに物語るものなり。今日関門の礎礎成館の旧址に立ちて、昔時この地の隆盛を想い、今日蜿蜒たる長堤の下、只民煙の蕭寥たるを見るとき、また今昔の変遷に感慨なきこと能はざるなり。

水城西堤の尽るところ、その南方の村落を吉松（今水城村に属す）と言ひ、北方を下大利と言ひ、その西隣を上大利と言ふ。（今ともに大野村に属す。）下大利に唐人屋敷と称する地あり、里民古来より唐人の住居せし所と言ひ伝へたり、統風土記拾遺の著者青柳種信は、これ太宰府ありしときの韓人の館の址なるべく、紀の天武天皇二年の記に、冬十一月壬子朔壬申。饗高麗郡子。新羅薩儒等於筑紫大郡。賜録有差とあるのと、持統天皇紀に見えたる筑紫館は、ともにこの地なるべく、村名の大利は大郡の約まりたるにて、韓人の館ありし故の称呼なるべく、その隣地白木原の「シラキ」は新羅なるべく、古富里とは韓

語人の多く群集するの義なれば、大郡、小郡はともに韓人の多く来り集まる館の謂にして、韓館を牟呂都美と訓ずるは室集の義にして、古富里と同じく館の義、神功征韓の後、彼の国人の常に集り来りしこと、紀中に多く見え、この地宰府に近ければ、大郡すなわち韓館を置かれたる故址なるべしといへり。何れにしても、太宰府に来往せし韓客の旅館の設け、この地にありしことは、間違ひなかるべし。

延喜元年菅原道真太宰外帥として左遷せられ、幾多の史蹟伝説を遺したるも水城に関するものなし、但し水城堤防の南、上水城（国分村の内）の大道に沿ひ、氏神衣掛天神社あり、菅公、水城の関に憩らい、衣を掛られし所なりと言ひ伝ふ、大なる松樹二株あり、衣掛松と称え来り、何れも水城堤防には関係なきものなり。

天慶の乱に、藤原純友鎮西に逃れ、一時太宰府を陥れたれども、水城に関する記事なし、只古書純友追討記（日本記略によりたるもの）に、賊徒到太宰府。更所儲軍士。出壁防戦。為賊被敗。

とあるこの壁とは水城関門の外に擬すべき所なし、（築造後三百七十七年）その壁を出でて防戦とあるを実とすれば、頗る無謀の突撃をなし、かえつて窮余の賊軍に乗せられ、匆惶退敗、終に主府までも一時敵手に委するに至れるなり。この役には一部官軍の失策のために、水城その用をなさざりしものと見えたり。但し、純友太宰府に侵入し、主府の地、一時彼の蹂躪に委するの已を得ざるに至りたる詳細の事状については今日確たる文献の証徴とすべきものなしと雖ども、なお研究の余地存ずべし。

天慶の乱より二百五十余年の後、寿永二年、安徳天皇太宰府に遷幸あり。平家物語平家太宰府落の条に、（一旦太宰府に遷幸あり、緒

方維義の背叛によりて、太宰府を落ちさせ賜ふときなり。) 主上は腰輿に召され、大臣以下の卿相雲客は跣歩にて水幾の戸(戸一本に門に作る、源平盛衰記には水城の名見えず。)を出でて、箱崎の津へ落ち給う云云。この時代、太宰府はなお依然として存在したるも、中央政府の命令充分に行われず、すでに地方豪族割拠の勢を馴致しあり。戸、また門とあるは、水城の関門なれども、当時守関鍵等の状況いかなりしか知るに由なく、只想像に止まるのみ。尤これより二百九十八年約三百年ののち、文明年間には、水城は全く廢墟となりたりしこと、当時筑紫に下りし僧の宗祇が、筑紫道の記に記しおきたるところにて明白なりとす。

思川の佛は袖の上に留りぬ、染川に沿ふて下るに、天智天皇の皇居木の丸殿の跡に(これは都督府の址を、朝倉郡なる木の丸殿の皇居址と思ひ違へたる誤りなり。)馬を駐む、境内皆秋の野らにて、大き礎の数を知らず(中略)刈萱の関にかかる程に、関守立ち出でて、わが行末を怪げに見るもおそろし。(歌あり略す)越過るままに大成堤あり、いはば横はれる山の如し、尋ればこれも天智天皇のつかせむひたるとなん、民の愁いかばかりかと思ふも悲し、すべて国家を守る人は云云。(下略)

此く書遺し置たる文により、宗祇が通過したりし文明十二年(今より四百五十二年前)には、水城関は全く廢墟となりたりしこと知らる。このとき湛水の有無は不明なるも、記事の書様にては、仮令遣れるも形ばかりならんと想像せらる。これに反して、刈萱関(水城関門を南に距ること約五丁)はなお存置しいたり。けだしこの関は、単に主府に出入する旅人を誰何し、非違を警戒するものにて、これと南

北に相對したる朝倉の関とともに、徳川時代の箱根の関所と同一性質のものなり。宗祇の時代、九州の東北部過半は大内氏の被管地となり、博多、太宰府、芦屋のごとき要衝の地には、各々重臣を駐在せしめて、その地の軍事、行政、司法の任に当らしめたり。刈萱関は、小式氏もその古址によりて存置したるものならんと思はるるも確かならず、大内氏が兩筑肥前の地を一統し、太宰府を以て太宰とせしとき、修復したるものなるべし。宗祇が筑紫に下りし文明の頃は、大内氏の最も隆盛なりし時代にて、太宰宣の古文書は、今日太宰府、箱崎等の神社、その他にも遺存するものあり。

(付記) 宗祇法師が水城の所見は、天智天皇経国の御宏謨を知らざるはもとより、築造の來歴をも全く存知せざる瞞言にすぎず。福岡藩の老儒井土周盤曰く、宗祇が論僻言なり、天智天皇がこの堤を築かせ給ひしは、すなわち民を憂い給ふ大御心より、かく為給ふなり。文永の賊もこの堤によりて難を免かれ、弘安の役もこの堤によりて功を奏したるに、(水城云これは史実を確めず、また水城と元寇防禦とを混視したる大なる誤なり、詳細次章に述ぶ。)宗祇がこの堤を岡本宮(齊明天皇)の狂心渠と一様に思ふは、笑ふべきの甚しきなり。中宗と仰がれ給ふ天智天皇は、英明にして千歳の後を憂い給ひ、この水城を築き給ふ、宗祇のごときは連歌和歌には達せしも、國家の大事に至りては、少しの考えもなきものなり、と。剔扶し得て尽せりと謂ふべし。また高鍋日統は曰く、水城築造の事苟も一大國防軍事に關し、一國興亡の歴史に係る重大問題なるを、武人これを知らず、史家はこれを解せずでは、普通一般の國民、何を以てか民族的信念を起し得べきぞ、その祖国の興亡に關する歴史的一大事

実を知らざるとき、その国民は国民としての意義を成さぬ。と、高鍋氏はその身繼籍にあり、完祗法師と籍を同うするの人、専ら満蒙人心の開発に努む、論じ得て快と謂ふべし。

(昭和五、八、二〇稿、未全)

## 〔水城史観(下の上)〕

筑紫史談 第五十一集 昭和五年

### 四 元寇と水城 付史蹟の錯誤

文永の役は頗る突差の間に起りたるがごとき観あるも、これよりさき、一面わが細作たる留学の僧、および帰化せし宋僧によりて、彼の国状の偵察は充分に遂行せられ、また彼れ忽必烈が数回の脅喝の国書にも接して、彼れの企図は大抵明亮しいたることとて、わが幕府においても、これが対策の準備を怠らざりしは勿論にして、幾分敵を軽んじたるの看もなきに非ざりしがごとし。しかも戦場において己が家門の名譽を誇り、一騎打に慣れたるわが武人が平素夢想だも及ばざりし巨砲の威力と、整然たる密集運動の馳駆に出会ひて、少からず悩まされ、多少狼狽は免かれざるものあり。されば水城は太宰府の外郷としての第一主要線なれば、これが防備に意を尽したるは勿論なるべきも、その実状については今日何等文献の徴すべきものなし、只九州の二大首脳たる小弐、大友を始めとして、豪族悉く沖浜に集聚し、専ら突撃をこととせしに見れば、太宰府および水城には、僅少の防備兵を残し置たる位なりしは、当時戦闘の状況に徴して、想像するに難からず。しかるに独り八幡愚童記(愚童訓同じ)に、

(前略)しよせん武力および、水木(水城)に引こもりて支えても見んとて云云、(中略)景資水城の方に引還す云云、(中略)但

し景資は百道原方面において邀戦せるものなり、直ちに水城の方に引還すと云ふ、これまた地理を度外したる記事とす。(水木城と申すは、前は深田にて道一筋あるのみ、後ろは原野広く続き、水木多く豊かなり、馬蹄飼場よく、兵糧潤沢なり、左右山あい三十余丁を通じて、石もて急に高く築きたり、(八幡愚童記に三種あり、互いに異同あり、本文は正応本による。けだし、正応本は弘安の役後僅かに十年を出でざる、正応年中の古書なりといふも、後人潤色の跡歴々として観るべきものあり、しかれども字句平易にしてその事実は他の書と大差なればとて、伏敵編にもこれを採録したり。(城戸口には磐石の門を立てたり、今は礎石斗りに成りにけり、南山近くあいそめ川流れたり、石山の腰には深くひろく堀をとほして二三里廻れり、これ古えの御代々々、異賊を防がために帥の大將をおかれたる大城なりけり。(古印本には此所に神功皇后の御事を引く、)このごとく由々敷城なりけれども、あまたの軍勢只一日の戦いに堪へかねて、博多、箱崎をうちすてて落入ければ、末は如何になりゆくものかと、あやしの賤山かつまで泣きまといひ、かなしまざるぞ無りける云云。

これ八幡愚童記の水城の記事なり。前は深田にて道一筋と曰ひ、後は原野広く続くと曰ひ、殊に水木ゆたかなりとは、何の意味か、想ふに、紀の水城の事跡を能く知らず、これを水木と誤記し、その字解より出たる想像の誤釈に外ならざるべし。あるいはまた南山近く川流ると言ふがごとき、試みに水城の址に立て、この書を繙き見れば、恰かも狐狸に魅せられたかの感あり。只その石山の腰には深く広く堀をほりとうして、二三里廻われといふは、大堤内に水を湛えたる様を想像

しての記事なるべく、また石もて急に高く築きたりといふは、方角の全く違ひたる元寇防塁の状を混記したるものにてその他全く地理の実際を知らず、史実に悖らき弄筆とす、特にわが軍が敗退して、水木城に逃げ籠るといひに至つては、赦すべからざる舞筆とす。文永の役は只一日の戦闘にして、しかもわが勇猛なる将士は、その夢想だも及ばざりし敵の巨砲と猛襲に遭遇して頗る苦闘に陥りながら、「弓箭の道進むを以て勝となす」と呼号し、警固高地以西において悪戦苦闘を続けたりし有様は、唯一当時の史料たる竹崎季長絵詞の一端、克くこれを物語れり。但し当時わが軍は警固の高地にて全然敵軍を防止し得たるものごとく信ぜられしも（伏敵篇には最初より博多宮崎も敵軍に委したるものとせり）研究を進むるに従ひ、敵の一支隊は刀夷賊の故智に倣い、迂廻して多々良湾口（文永役後防塁築造とともに、令して乱杭を樹立したる湾口）に上陸して、わが背後を衝き火を箱崎・博多方面に放ち、ために警固高地以西に在りしわが軍は腹背に敵を受け一部警固高地を撤退せしものごとくなるは、八幡愚童記の、山田が若者五六人蒙古に追ひ立てられ赤坂を下りてのけ兜になりて逃る云云の記事、その半面を証するとともに、元軍が一部海上迂廻の策に出でたるべきは、今日軍事眼上よりの所見略ぼ一致するところにして、水城へ逃げ入りたるものとせば、そは狼狽を極めたる衆民にして八幡愚童記に、その狼狽混雜悲慘の状を記すること尽くせり。特にこの混雜悲慘の渦中に在りて。暢気の落首などなすものあるがごとき、また愚童記記者が偏に八幡大菩薩の神威を奉揚せんことを努めて、自ら陥りたる、実は暢氣至極の閑筆なることを自証す。しかもかかる閑筆のために、小式、大友両氏は勿論、当時わが将卒の汚名を作爲し、

余毒を後世に遺したること多大のものあり。（このことの詳細は、本誌第八集卑稿「小式の五資とその墳墓」中に弁し置きたれば参照を乞ふ。）武人に在りては、第一水城まで撤退する余裕の時間を有せず、それはこの日の戦闘、午前八時頃より夕刻前におよびたるものごとく、しかも敵の全軍その夜悉く艦内に撤退して当夜颱風に逢い翌朝は夙くも敵の艦影を見ず、只一隻の鼠艦を志賀島に襲撃してこれを殲したるのみ。日清、日露の両役、わが軍の金州半島上陸の兵数とその上陸に要したる時間とに想い至らば、思い半ばに過るものあらん。故に曰く、もし水城に遁入したるものありとせば、そは狼狽せる老幼婦女等の衆民にして、武人はあるいは博多、宮崎および福岡（後福岡）以南までは退却したるべきも、一人も水城まで退却せしものなし、その証は戦闘の事情と、時間とは全くこれを容るさずと。但し、翌朝志賀島にて拿捕せし俘虜百二十余人を水城に斬るとあるも、現時水城にその址名（唐人屋敷のごとき）を留めず、かつ近年反対に、幕府は大友頼泰に令して五十余人の俘虜を鎌倉に召し具せしめたる、従来記録に影を留めざりし確実なる新史料の発見あり、文永の虜を水城に斬るということ、その址とともに猶研究の余地ありと認む。

次に元寇と水城とについて、最も記事の孟浪を極めたるものを歴代鎮西要略とす、同書は全く文永、弘安の両役を混記し、文永役の戦闘を弘安四年に掲げ、しかしてその一節に、

蒙兵数十万。其勢弥矯矯矣。取水木城。而蒙古兵士扼焉。切断数千余丁。累垒大磐石。以為城之堅。盖此城者。往昔神宮皇后<sup>モトノマヤ</sup>征三韓一行在之处也。（中略）小式大友菊地島津以下九州武人。各督数万之兵。撃破水木砦。遮賊兵於海上。云云。

数千余丁を切断すとは何の意味か不明なれども、累塁大磐石と併せて、元寇防禦のことを水城と心得、かつ愚童記の擧に倣いて水、木、城と漫記し、(木、城、ともに「キ」にて重複なり)その水城を以て神后征韓のときの遺址なりとし、蒙古十萬の大軍がこの水木の古城を奪取しこれを補築してここによりたるを、小式大友以下のわが軍が、この砦を攻撃してこれを奪回し、しかして蒙古の賊兵を海上に遮るといふなり。これは史実、史蹟の錯誤などはゾットと通り抜け、たわいもなき浪筆というの外に、辞もなし、

(参考) 文永の役、筑前の戦闘は只一日間、(今津一時敵軍に占領せらる)にして、その区域は、主として今の警固高地より龜原、別府、百道の間であり、しかして博多、箱崎火災に罹る、戦闘時間約七八時乃至九時間、当夜敵艦颱風のために覆没し、全軍の約半数を喪う。弘安の役は二カ月に亘り、筑前においては内地は防禦に支えられて、全然上陸するをえず、敵軍志賀島に上陸を開始せしも、わが軍の邀撃に遇い、本艦に潰退したる外、一步も内地に上陸するをえず、七月下旬に至りて一旦壱岐に撤退し尋いで肥前鷹島に移転し同月晦日彼の東路江南兩軍ともに鷹島およびその近海において颱風に遭遇し、全軍の約六割(弱)を失ひたるものなり。

この鎮西要路は八幡愚童記よりはズットのち、徳川時代天草一揆より後に成りたるものなるが、旧藩時代にては、兩書ともに読書界には珍書として頗る珍重せられしものなり。中に採るべきことも少からざれども、二十分の篩過ののちならでは、途轍もなき誤謬を被るなり。元寇と水城の記事のごときは、その優なるものの一にして、今日にても兎もすれば文永、弘安の兩役を混視するはまだしも、水城を以て神

功皇后の築かせ給ひしものとし、あるいは反対に元寇防禦のために築きたるものと思惟しいる人もなお在るがごとき、これ一はこの方面の實際の調査に余裕なきによるべしと雖ども、その多分は兩書の記事に註誤せられしによる。大橋訥庵の元寇紀略に、

在天智天皇。慮<sup>ニ</sup>新羅侵<sup>レ</sup>我。西裔築<sup>ニ</sup>大堤於筑紫。貯<sup>レ</sup>水。名曰<sup>ニ</sup>水城。及<sup>ニ</sup>蒙古禍起<sup>一</sup>。北条時宗更修<sup>ニ</sup>築之。石壁高丈余。亘<sup>ニ</sup>数十里。其上平坦。可<sup>レ</sup>騎<sup>ニ</sup>云。

と記するがごとき、同書の引用書目中に、八幡愚童訓と鎮西要路あり、兩書のために半ばを誤られて、水城と元寇防禦とを最も簡明に混記したるもなり。北条時宗水城修築のこと、古文書その他にも見るところなし。但し時宗更にこれを修築すとあるを、下の文に係けて見れば、水城の修築に非らずして、石塁の修築なること明白なり、但しこのとき石塁は造築なれども従来博多沿岸、特に中古の袖の湊およびその付近の護岸石塁(菅公の詠なりと伝へたる、箱崎や千代の松原石塁みくずれん世まで君は在しませ、とあるもこの石塁を言へるなるべし、)を外寇防禦の石塁と認め、弘安役前の防禦は、この古しへの石塁を修築せしものと思惟したりしこと、具原益軒翁を始めとして、何れの学者も同様に思惟したりしが、近く三十年來、各方面よりの研究の結果、元寇防禦は建治二年の造築なりし事実、確定するに至れり。

次には日本書紀通証に、蒙古來寇の事状を記して、  
(前略) 時関東大軍。及九国二島兵。悉集三千水城。更修<sup>ニ</sup>水城。数十里間。以<sup>ニ</sup>大石<sup>一</sup>築<sup>レ</sup>之。高一丈余。其上平坦。乘馬。直下<sup>ニ</sup>敵賊船<sup>一</sup>。

これまた前の二書の跡を辿りて、同じ迷路に陥りたるものなり。(但

し、蒙賊水木城を修構してここによりたりといふがごとき、無鉄砲の珍説は、鎮西要略の他には未だ見当らず。しかし同じくこの二書の迷路を辿りて、しかも他とは全く向途を異にし、意外の奇峰に乗り上げたるものを、日本書紀註釈の説とす、本書の著者は上記せる通証の説を評して、古しへの水城とは所異なれども、そのさま大凡に知るべしとて、聊か疑を存し、しかして著者の追考として、

按に、水城は水を貯うる城には非らずして、海水に築出、大石を以て築き、あるいは堤を高くして賊船を直下に伺い、矢を届かしめ、また馬に乗りながら、直に賊船に下ることなどにも便利ならしめたる、一樞の城と見えたり。水に築き立てたるが故に、水城とは云しものなるべけれ、水を貯ん為の城と云るは、字に泥める説なるべし、なお考ふべし。

と言へり。この説、全く築大堤貯水と記せる書紀の記事を無視したるものなり。水城の大堤を四里以外の海岸に移易してかつその構造をも全く更改せんとするものなり。誤見のここに至れる因は、その構造も位置も全然別物たる水城と元寇防塁とを混同し、これを混記して筋を作りたるものあるによる、飯田氏の書紀註釈は、今日学界を益しあること広汎なり、著者輩のごときも、その恩恵を被りいること多大なり、それだけまたその誤謬の、世を誤ることも広汎なるものあるを慮る、今日にてもあるいは元寇はわが軍水城によりて撃退したるものと思惟し、甚しきは元寇防禦のために築かれたるものと誤認し、あるいは水城は水を貯へしものに非ざるべしといひ、水城の用法について疑を懐く人あるがごときは（日本書紀の本文を読みてのち、水城の実地を踏査せば、直ちに思い半に過るものあり。）史実史蹟の真相顕彰のため

には、寔に遺憾千万の事共とす。これら何れも水城の実境と、元寇防塁の実地との踏査を欠ぎたる机上執筆の誤に坐す。

次に最早蛇足に属するも、なお一書の誤を正すべきものあり。最近明治三十五年、菅公一千年忌記念として編纂せられし、太宰府史鑑水城堤防址の条に、

元の大軍入寇するや、数万の賊軍老岐、対馬を陥れて博多に逼り、勢に乗じて水城を衝き、直ちに進んで太宰府を陥れんとす、しかれども我軍この水城により、防禦最も厳しく賊兵遂に進むこと能はず、（中略）もし天智の朝、この水城を築く無んば、賊軍太宰府に寄せしも知るべからず、実に水城の元寇に効ある尤も大なりと謂ふべし云云。

近年郷土士人の手に成りたる書にしてなおこのごとし、水城史蹟の混沌たる、また謂れありと謂わざるべからず、しかしてこれが最初の筋を作りしもの、実に八幡愚童記・鎮西要略の二書となす。

以上は水城に関する数種著明の書について卑見を述べ、他は煩を厭ひてこれを省きたり。要するに水城は元寇に対してわが軍万一退嬰の策に出るときは、その根拠の一大要衝たるは勿論なるも、幸いにわが軍の攻撃精神に富みたと文永役の戦鬪僅かに一日を出ざりしにより、この大困難に臨みて、目的直接の重用をなすに至らざりしは、水城その物のためには、聊か遺憾を免れざるの感無きに非ざるも、また皇国のためには祝福すべき一大慶事なりと謂わざるべからず。

## 五 水城に関する後世の文籍及び水城の古図

八幡愚童記の水城に関する記事は、前章に述べたり。けだし水城に関する抽象的の記事は、これを権輿とす。鎮西要略これに亜ぎ、その

後において、著者の知れる範囲にては、貝原益軒の筑前国統風土記を以て最初とす。これ実に築造一千四十余年のち今より二百二十余年前の所見に属す。ここに参考のため、このちに成れる統風土記拾遺の記事とともにその全文を併せ録す。

#### 筑前国統風土記、水城

日本紀を考ふるに、天智天皇三年筑紫において大堤を築て水貯ふ、名付て水城と云よし記せり。是太宰府要害のために築かれたるなるべし、称徳天皇天平神護元年、大宰小貳采女朝臣浄庭水城を修理する専治官とせられし由、続日本記に見えたり。今その堤を見るに、長さ五間根盤二十七間、東西に長さ所八丁許にして、その間たえて堤なき所一町許有、堤の内は田と成て水を貯へず、元禄十二年この堤の辺の田を掘りしに、大なる木二有て掘出しける、長三間許小口二尺余あり、一本は杉、一本は朽ちて見分ず、この堀を築きしときの台木なるべし、東西の間堤なき所より水は北の方に流る、誠に世に類い少き大堤なるべし、その東の大路の筋に門の址にや、大なる礎猶残れり、水城の関といへるは此所なるべし。

#### 万葉

大 伴 卿

ますらをとおもへる我や水くきの水きの上に涙のごはん

#### 名 寄

藤 原 俊 頼

かき絶てみつきになりぬ是やさは心つくしの門出なるら

#### ん

#### 良 玉

長 房

くもり無くすむとおもひしみつきよりやみにまとひて立

帰りぬる

#### 夫 木

光 俊

夕霧や立隔つらん岩垣のみつきの関に船も通はず

#### 夫 木

大 貳 高 遠

岩かきの水城の関にむれむこふうちの心も知らぬもろ人

詞書に、この歌は筑紫へまかりけるに、水城の関に小貳府官などむかへに集り来りけるによめるとあり、水城の大堤の東の山際に関の跡あり、大なる礎石などあり、すなわち府の大道なり、一説に、水城の関肥前にありとす、あやまりなり、その故は太宰府に日、太宰小貳府官など迎に來らば、この地なること疑いなし。

#### 夫 木

光 俊

夕霧や立隔つらん岩垣のみつきの関に船も通はず

国守の特命奉じて普く国内を巡検し、実地を踏査してのちに下したる碩学の史筆にして、此に過ぎず、このとき戦国時代を距ることなほ甚だ遠からず、史蹟の湮滅し居たる様を推知すべし。

次に著者の没後早くも嘉永年間か、もしくは嘉永、安政の際に辛うじて完成せしものと推知せらるる青柳種信の統風土記拾遺には、少々詳細の記事あり。

#### 筑前国統風土記拾遺 水城付岩垣関

村(水城村)の南方東西の山間にある大堤なり、往昔堤の内に川水を堰入て水を湛へたり、故に水城と云。(原註)八幡愚童訓には水木は見木に作る。即太宰府の外堀なり、堤の中東西に両門を開けり、東門は

席田(郡名但當時一村)今は筑紫郡席田村)久爾クニ粕屋ヒヤキリの夷守等の駅を

経て、京へ上る官路なり。西門は博多又肥前松浦等に至る、府の大道と云ひたりしも是なるべし。堤の北面には、大石を疊て石壁を築

きたれば、水城関とも、岩垣関とも云へり、今此堤の長を計るに、東の山際より中間堤の絶へたる所迄百七十間、(原註)此内十間の東の通路より山際迄の間數中間堤の断へたる所百間、(原註)此内西方三百五十間、通計長六百二十間、(原註)此内五十間は西の通路より山際迄に川流あり、磐根は或は三十間、或は五十間、地勢によりて広狭あり、古えは猶高大なりしなるべし、(以上の間數今日の実際と相違あること、下に記すがごとし、風土記本編の説また同じ。)近世に至つて土を引、停水を埋て田圃を開けり、今より二十年前までは、田中に大石多く連りて有、西門の(西は東の誤写なるべし)址には礎石巖然として有、その辺に古瓦も多く散在せしが、近年土民等川溝等の修補にもその石を取用しかば、今は此所にもそれと覺しき石一つも見ず、(四十九集一頁及二頁参照)変遷の速なることかくのごとし、(中略)元禄年中この辺の土中より大材を掘出せしこと、本編に見えたり、近年も松・杉・桧等の大材をこの川の辺より穿出せり、少も朽損なし、色黒くして相州箱根山の神代杉などのごとし、この堤、水城、下大利、国分、吉松の四村にかかれり、村民は土居山と呼ぶ云。(以下略す)

以下紀および続紀、并に平家物語の文を適用し、次に八幡愚童記の全文を引用してのち、鎮西要略に、蒙賊共此砦に籠りしごとくに記せるの誤なることを説破せり。只八幡愚童記のわが軍水城に敗退したる記事を是認したるがごとき観あるは、大に史実に違へり。次に万葉の歌と小右記を引き、また宗祇記行(前章所引)の文を引きたるも、天智天皇云の辭言については、別に意見を付せず、終りにナリ屋形のことを略記す。

後世の書にて水城のことを記したるもの、けだし、本書を以て最も

詳密のものとする。

太宰管内志には、風土記拾遺のごとき現状の記載を多く欠き(但し大堤の長、東堤百五十間、西堤三百二十三間、堤高五間、根磐二十七間、中央欠堤所六十間とし、三書各異れり。)八幡愚童記、平家物語等の文を引用するも、所見なきこと、前書と同じ。

水城大堤の長・高・等について各異同あること、前示のごとし、なほこの三書の外、他書の異同を列挙すれば、

筑陽記 土手東西に分る、中一町許崩れ、東方長百六十間余、西方長二百四十間余、根磐十五間、高四間。

筑前旧志略 統風土記に同じ、(本書を引用す、)

福岡県地理全誌 統風土記拾遺に同じ、(本書を引用す)

靖方溯源 東堤百五十六間、西堤三百二十三間、(原註)吉松村堤上今下大利に属す

耕地と為る、その間一町余堤址を有せず、(原註)統風土記に堤高五間根盤二十七間とあり。

太宰府名所誌 東の残堤長百九十二間、西の残堤二百八十六間、東

西の間絶えて堤無き所一丁許り、堤高五間、根盤二十七間、

太宰府史鑑 堤通計六百二十間余。

大日本地名辞書 統風土記水城址として同書記載の間數を引用する

も、本書と相違す、これは靖方溯源水城址のところ、風土記の文を引用せるところあるを以て、両書の數字を誤て混記せしものなるらん。

以上のごとく、水城大堤の高・長等については、各書互いに異同ありて、甚しきは長さの差、百間以上二町百二十間におよぶものあり、此く各書によりて異同を生したる原因、および現時精測後の長高等は、便宜上下章に述べべし。

ここに都督府および観世音寺の古図と称するものあり、何れも徳川中世の模写に係るものなること、確かなるも、その原は全くの想像図に非らずして古伝の図ありてこれを潤飾したるものなるべきことは、その一端の水城の図に、大堤の一侧と覚しきところに関門ありて、その一端に望台と覚しきものあり、一見直ちに朝鮮義州(旧)の鴨緑江に臨める関門と、その右側の堤上に位置して、敵地を瞰下せる統軍亭とを連想せしむ。かつその構造が韓式を表現せるに観れば、想像上の図に非らず、その原は古伝のものありたるを推知せらる。都府楼のごとき、この図によりてその全班を窺知するを得る。この図は日田某氏の所蔵なりしもの、今所在を詳にせず。その全くの想像図に非らずして、なお研究すべき価値はあるものと思惟す。

#### 六 万延文久頃の水城と著者

ここに約七十年前に在りて、著者が日夕親炙したりしときの水城大堤の状況と、一は聊か余事に属すれども、当時における旧藩(福岡藩)制度の副産事として、著者が偶然にもこの一大古蹟の地に生を受け、晩年に至りて端なく再応の關係を生じたる因縁を告白して、一嘘に供し、併せて当時藩制の片鱗をも追隨するの料に資せんとす。著者の生家は、福岡藩の城代組と称する最下級の土籍の家なりしが(足輕および諸卒は士分以外なり)藩の慣例として、小禄にして糊口困難の者はその事由を具陳して藩庁の許可を得、勤仕を免せられ、(家禄は依然給せらる)十箇年を一期として城下を辞し、自ら望むところの郡村の地に移住することを允許せらる、これを仕組在住と称したり。(在住とは士分の者にして、藩主の城下に住せず、郡部に居住するものの総称なり)著者の実家にてこの仕組在住を願ひ、弘化より嘉永年間に亘り、御

笠郡(今筑紫郡)上水城に在住せり。この上水城は水城村に属せず、国分村の枝町にして、国道水城関門(すなわち東関門、旧藩時福岡、博多方面より、太宰府および一方久留米・熊本等に通ずる国道にして、古え太宰府の大道なり、この東関門の地に華館を置いて、府官・府賓の送迎をここにおいてせしこと、前章に述べし通りなり)の所在地なり。著者は如上の因縁によりて、生をこの地(東関門址より二家を隔つ)に受け、三年にして期満ち、一旦福岡の城下に帰り、安政の末年故ありて一家再びこの地に移住し、慶応元年に及べり。(三条公等五卿の太宰府動座は、慶応元年正月にして、茅屋の前庭に踞座して郊迎せしこと、今なお記憶に新たなるところなり。)この間正に七年、著者八歳より十四歳に至る。爾後なほ兩三年間はしばしば旧楼に來往せり、故を以て當時の日課たりし寺小屋の習字読物より、竹馬、独楽、扱は競歩、鬼隠の嬉遊に至るまで、皆なこの地に人と為りし幼時の名残にして、その相手地はいつも大抵土居山と御宮(前述べし衣掛天神社)なりき。今日にても、一度瞑目して當時を回顧すれば、水城一円の境界は直ちに映画と為りて、脳中に映出し来る。このとき上水城の民家西側に十一戸、東側に同じく十二戸ありて、その内一戸は御茶屋と稱して旧藩重臣等検地時の休憩所たり。(前集口画鬼瓦の所蔵主松島氏はその家なり)その一戸のみ大堤の北側(今の大堤碑の樹てる所)に在りて、他は西側の民家とともに、悉く大堤の南方にありて、ともに大堤とは丁字形を成す。現存せる東関門の礎石は、その南隣末永某の狭隘なる庭前にありて、今と聊かも変位せず。当時この礎石の何物たるかを住民一般に知らざるは勿論、水城大堤を土居山と稱し、著者の隣家たりし萩尾某は、岩屋守城殉死の牌將萩尾大学の後裔なりとて、頗

る物識りなりしが、水城の謂われは承知せざりしものと見え、かつてその史話を聴きしことなかりき。この関門の礎石はいつのころよりかこれを硯石と称え、村人の相撲の渾名と為したり。(この時代の慣習にて、各町村何れも一定したるその村町相撲の渾名を有し、角力者上水城(旧藩時の水城村今水城村大字水城)より出場するもの幾人に達するも、等しく小柳など名乗りたるなり。)この硯石の向側大道を隔てて土居山の東方に尽るところ、(水城大堤は大道を隔てて東方なほ僅かに、四王寺山<sup>大野山又</sup>の西裾、丸山に連れるも俚俗土居山と称するは、この部を含蓄せず、その大道に至るまでの称なり。)に賽の神の祠あり、太宰府神社参詣往返の途次、男女の賽客多く、賽物祠内に充満したり、その祠今も存すれども、甚だ寂寥荒頽せり、当時はこの祠前に巨藤あり、大木に絡りて梢頭に蜿蜒し、初夏の候頗る盛観なりしが、今は四囲寂寥、全く境界を変したり。

従来は東関門礎石の線より、今の大堤碑の建てる線に至るまで、大道は北に向て可なりの傾斜を成せしを以て、その大堤の線なる事明瞭なりしが、明治の中年頃刻りて平坦と為し、今は全く大堤線の痕跡を止めず。著者が棲居したりし頃まではこの付近より大小多くの瓦片出土し、その瓦片を以て「コキ」と称する児童の競技の用に供せしこと、さきに述しがごとし。

この時代の土居山(東堤)は、賽神の背後(南隣)より平島某(上水城西側最北端の家)の居宅の地に続き、南側は竹林および全体は椎および栗林にしてその西端堤の尽るところ(断面)に至るまで雑木繁茂し、その間に数幹の長松空を凌ぐものありしが、今は只叢卉の蔚々たるのみならず、堤の一部は鋤して畑に変じ、その両側の腰部は、

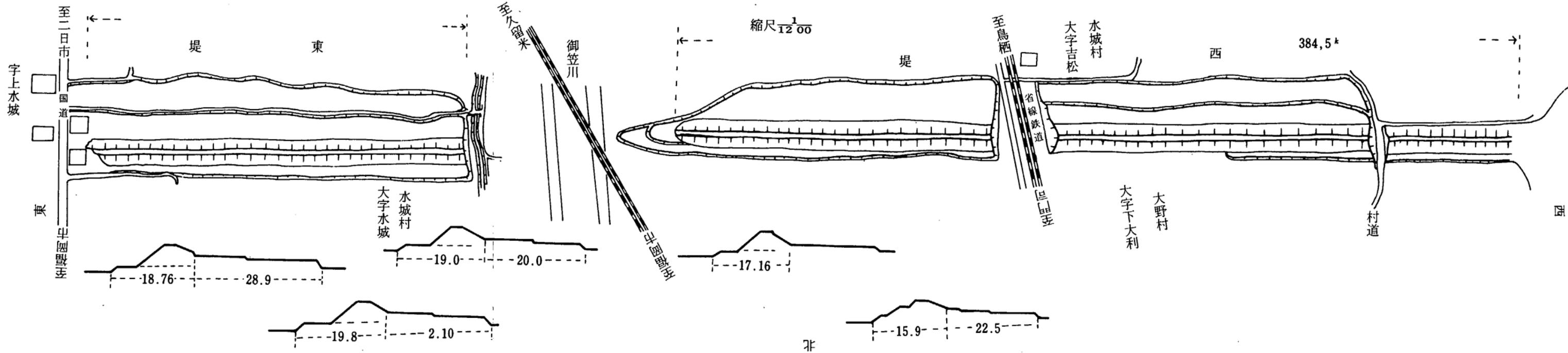
殆ど挙って桑田と変じたり。かつその脚部のごとき、漸次居民のために剝喰せられありしが、近年史蹟地に指定せられしより、被害を免かれしも、ときになほ密に禁を犯すものありと聞く。要するに、東堤は著者が棲居せしときは、全く外観を変じ、またその形体の幾分をも変易したり。

西土居山(西堤)は東土居山のごとく変化甚しからず、大体において、なほ昔日の面影を存す。元来西土居山は、東土居山のごとき、雅趣風致を有せず、東土居山の風景に富みたりしとは、全然趣を異にしたり。いつの頃よりか、その東断面の一部二三十間許、半ば剝せられて堤と田との中間に位置し畑地と為る、これは著者棲居時より此かりしか、それ以後の変形なるか、今一切記憶に存せず。

これを要するに東堤は明治維新後までは宗祇の記文そのままなりしもの明治の中年より次第に形容を変じて、今は殆ど無趣味の裸体と為り終れり、(尤もところによりてなほ灌木の繁茂せる部あり、東堤の東端近部のごときこれなり、挿画)併ながらこの裸体の形容が、すなわち元形に復旧したるものにして、西堤はなほ六七十前年の面影を存するも、観古上よりこれを見れば東堤の殆ど裸体となりて、親しく昔時の半面を語れるものあるに及ばず。しかして両堤ともにその腰部の各所鋤剝せられ、創痍の遺体となれるは相等し。著者帰郷後、去る大正四年春挙家水城に至り、上下両水城の老弱旧知を招して、土居山今昔の変遷など談せしことありしが、昔年とは違ひ、地方人の郷土史想進捗せしを觀たり。

## 七 遺址と遺物 付メツケル少佐の見たる水城

### イ 遺址 付水城院



大堤 大堤は大部築造（修理）当時の形状のままに遺存すれども、またその中央部の欠堤せると、および明治以来鉄路開通のため、西堤の両所を開穿して一堤三片となり、かつその腰部部においても鋤削せられし部少からざる等、すでに全身創夷を被り、完膚と観難きものあれば、ここに遺址とせしも、なほ現状と謂ふを肯当とすべし。

水城大堤の長・高・広・その他についても各書によりて異同あること、前章に述しがごとし。さきに明治二十二年、福岡元寇記念会建碑事務所において、前記東堤の東端、国道の側に「憂國の土は少時車を駐むべし。」と記したる木標を樹てたりしが、いつか腐朽し、そのうち本村有志者再建せしが、これも腐朽せり。折柄大正四年十一月、大典の盛事あり、その記念の事業として、本村大字水城（元の水城村俚称下水城）青年会において、水城大堤碑の建設を企画し同地に関係ある人士の多少の補助を仰ぐ外、一切他の助力を仰がず、努力物質ともに全く本村および本村に関係を有するもの負担とし、基石は青年会員休日毎とに各自宝満山（龜門山）より、掉石は同じく博多より運搬し、その他石工・碑銘・筆者等をも一切本村関係者にて、担任することし、この議決の結果、著者生誕の縁地なるを以て、当事者来りてその理由を陳し、著者の命銘、および撰文を乞ひたり。しかるに統風土記を初めとして、十数種の書、水城堤防の長・高・広・の差あること、前述のごとく、従来学者の迷惑するところなりしかば、同村の出身にして、筑紫郡土木技手たる竹森善太郎、これが実測の任に当り、十数日にしてこれを完了せり、しかして兩堤ともにその尽くるところは、等しく山地（大城山の一隅たるモッコ山および吉松山の一角）の突角を利用して、今日に至りては的確なる天然・人巧兩境界線の分明を

欠ぐの嫌ひありしもの、これを肯定するを得、尋びて九州帝国大学教授君島博士<sup>八</sup>の一検を乞ひたり。しかして余は碑文に代るにこの実測の結果を以てせば、實際斯界を裨益すること、大なるものあるべきを思い、これを当事者に協りしに、当事者またこれを容れ、普通の碑文を止めて、これに代るに築造・修理の年代と、今回実測の結果とを刻することとなりたり。刻成り、碑は水城関門の址に接して、国道の東側に建てられたり。表面、水城大堤之碑と銘し、裏面に左の文を刻す。天智天皇三年。於筑紫一築大堤。貯水。名曰水城。距今一千二百五十二年。

称徳天皇天平神護元年三年。太宰少貳從五位下采女朝臣淨庭。為修理水城專治官。距今一千百五十一年。

今。東堤長百七十六間三尺。西堤三百八十四間三尺。總長五百五十一間。最高五間五尺。根盤最広十九間一尺七寸。中央欠堤九十六間。此所即東方関門之址。存三片礎。其西方関門。即吉松墜道之所。大正四年乙卯十一月為三大典記念一建之。

水城村水城青年会建之  
筑紫郡技手竹森善太郎実測

文字技工碑石ともに至極粗末のものなれども、二百数十年來記載区々にして一定せず、斯界を迷惑せしめたる水城大堤の長・高・および盤根の広径は、これによりて明確となりたり。

この地は、太宰府および肥・筑地方に通ずる要路なれども、西大堤を横貫し、およびその裾下とにおいて兩鉄路の通ぜし以来、極めて寂寥の地となれり。近年自動車の來往頻繁となりしも、下車觀古の客は稀れなり。かつ前記の碑文、碑背（左側に亘る）に刻したれば、下車

して碑背に廻らざれば、誑了すること能わず。頗る不便とす。

なほ西堤においては、去る大正十三年、高鍋日繞（日蓮宗満蒙開発布教師）その西方に尽るところ、吉松山の一角を拓き、ここに大陸護国警策の道場として一院を建て、これを大陸山水城院と号し、ときに講演会の開催などありて、益々水城なる探古の史蹟が、東関門より西関門址付近に転移の觀を馴致したるも、固より同根の幹枝に外ならず、水城院は吉松山の一角景勝の地を占め、遠く竈門・大城諸峰に対し、都督府一帯の故址眼界に入り、背後の高所に登れば、大堤以北の平野眼前に開展す、翌十四年十二月齋藤朝鮮総督（実）東京より帰任の途次、水城の故址を訪い、総督夫妻、柴田本県知事（善三郎）夫妻とともに水城院に至る、著者また白水中将（淡）等とともに同行す。日統師在福岡日蓮宗の衆僧を会して自ら導師となり、北向して山肩に壇を設け、一千二百六十余年前白村江口の藻屑と消えたるわが百済救援軍二万の将士の遺靈を弔し、総督以下順次焼香す、この日総督退去後、水城院にて追弔講演会を開く、聴者院外に溢れたり。（第三十八集参照）従来水城院の地に至るには、行路多少不便の嫌ありしが、齋藤朝鮮総督来訪のこと伝はるや、吉松区（水城村吉松）の青年、その他他協力、鐵路より西堤の南側に沿ふて、水城院に達するまで、堤脚に長さ約百間、幅約一間の新路を開作して、これを総督道と命名したり。この日総督以下、新道を歩して水城院に至れり、（第三十六集参照）なほ総督は翌大正十五年四月、かつて明治四十二年の春、朝鮮全羅北道全別郡伊東面老松里（麒麟峰の中腹）より発掘せる、淳化二、開元寺、施通地、の文字ある古瓦とともに出土したる古鐘を、水城院に寄付せり、今日院の講堂に懸垂す。淳化は宋の太宗の時代にして、その二年はわ

が一条天皇正暦二年、高麗成宗王の十年、今年より九百四十一年前のことに属す（第三十八集参照、但同集括弧中唐代は宋代の誤）

内部の構造 水城大堤の内部の構造については、従来これを記述したるものを見ず、独り靖方溯源水城址図標中汽車鉄路の註文に、「堤ハ址土ヲ盛ル厚二寸許、其上ニ木葉木枝ヲ積ムコト厚一寸許、縦横杭材ヲ配置シ、之ヲ築キタルコト、鉄路開鑿ノ時ニ発見セリ」と記するものあるのみ。しかるにその後大正三年、鉄路切断部の東面を改穿せしとき、実地について研鑽せられし中山医学博士の報道あり。その要旨を摘録すれば、

大堤断面の土質検査の結果、靖方溯源址図標中の文は、正当ならざるを明かにせり、断面に表はれたる土質は、各部甚だ区々、要するに表層部と基底部の二部に大別するを得、基底部の上界は、鉄道面の上方一間乃至一間半に達し、表層部とは土質の相違によりて分界明かなり、（博士は付記して曰く、水城最高線下方の掘下げを乞ひ、この部が鉄道面の下方二尺五寸内外のところまで達しいるを確認せり、故に基底全部の厚は約一間半乃至二間と思惟して大差無るべしと、）この部は基礎工事ともいふべく、粘土または細砂を混ずる粘土質より成り、帯青色の砂土の他、種々なる色沢の土質を混じ、概して二三寸乃至五六寸、最厚九寸の厚さを保ち、交互積重す。ために断面に層疊性の斑紋を表示す、層疊の方向は鉄路切断部の東側面においては概して水平、西側面においては稍々前下りとなる。

（下略）以上の基底粘土層は、水城盤根の全部をなせるに非らず、大隆起前縁の少しく前辺より後面の中段に至り、水城の軸を成す。幅約二十三間に表はれ、その前後は表層部と類似の土質より成る、

(中略) 表層部は水城の大部を構成し、概して細砂を混ぜる赤土より成れるも、質均等に非らず、その断面に基底部の粘土層におけると類似の盛り上げのときに生じた土質の相違に因する層疊性斑紋を見るを得る、層疊の方向は粘土層に近き深層においては概して水平なるも、大隆起の所にては頂部に近づくに従て、盤根部に向へる弱き弓状の彎曲を呈す。以上断面検査の結果によれば、築造当時平地の上にはまず根堅めとして、粘土質の土壌を以て、幅二十二間高一間半乃至二間の薄鋸形の低く平き長提を築き、これを被ふに多量の砂土を以てし、隆起・段階等表面より見るを得べき各部を構造せしものと察せらるる云云。

次に大堤の構造に木葉木枝を用ひあることは、靖方溯源にも記するところなるが、同博士の実地所見報道中にこれを詳説しあり、これを天智天皇時代のものと断じてのち、

樹枝木葉は土質の相違によつて生じたる層疊性斑紋の界縁部より出土す、上下同一の土層間に挿在することあるも甚だ稀れにして、多くは枝葉を境として、その上下の土質多少色沢を異にす、一の枝葉層と、その上下の枝葉層との距離が或土層の厚さを示す、その径二三寸乃至五六寸にして、その位置は少しく斜めなるものあれども、通常水平にして直立のものは一も発見せず、その枝葉の方向は一定せず、不規則なり、その数は甚だ区々にして、中には数十葉重疊圧搾のままに固着し、一所より出るもの稀ならず、さる場合にても、全体の厚さは一二分に過ぎず、樹枝は直径一寸三分、特に細枝多し、靖方溯源に記する「木葉木枝ヲ積ムコト厚サ一寸許」に符合するものを認めず、中に最も大なるは直径七八寸のもの二本、ともに

粘土層の稍上部内に水平に埋没せり、他は直径二三寸に至るものは甚だ稀れなり、水城最高線下の地を掘下げ、再検の結果、木葉木枝を包含せる粘土質の土層は、鉄道面の下方二尺五寸内外に達す、その下方には粘稠性の緻密の黒土あり、この土層は移動の形跡なく、杭材は勿論、樹枝・木葉・砂礫等何等の異物をも含有することなきを確認せり。以上幅二十三間、高一間半乃至二間のこの土層は、決して縦横杭材を配置し築造せしものに非らず、二三寸乃至五六寸、稀れに九寸の厚さに、粘土質の土を盛り、覆ふに葉樹の樹枝を以てして、更にこれを交互にし、かくして一間半乃至二間の高に築上たるものならざるべからず。(摘録)

以上は要旨の摘録なり、これによりて水城大堤の構造、岩垣の疑問を除くの他明確となり、概要土堤は上下二部より成り、その下部の基底部は、特に築造の堅牢耐久力に意を尽したるものなるを徴すべし、用土の出所については、便宜上次項に述べるところあるべし、

(追記) 前記筑前国統風土記拾遺によれば、堤の北側は全部に亘りて石垣なるがごとくに聞ゆるも、左に非ざること、その詳細を究むるまでもなく、現存の状態にて明白なりとす。畢竟岩垣の名にとらわれ、関の字に重きを置かれざりし結果の言と思惟す。

(未完、昭和五、一二、一〇、稿)

▼万葉集に余波を留めたる大宰府の遊女児鳥が、水城関にて大伴旅人との贈答の歌詞に府家を願望するの語あり。今日関址に立ちて南方を望むに、今の太宰府は固より、観世音寺都督址の如き、皆な山を隔てて境を異にす、今の国道に沿ひたる刈萱の関址、菅公の謫所たりし榎寺、之れも古への名残なる通古賀、二日市の方面、漸くにして眼界に入る。二日市より通古賀に至り、御笠川に会する小川あり、鷺田川又た白川ともいふ、

川に架したる小橋を古へ幸橋と謂へり、夫木集に大式高遠、  
類もしき名にもあるかな道行かばまつ幸の橋や渡らん  
府官府賓など府に入る人、名に肖やかりて此の橋を訪ひしかば、名高き  
橋と偽れり。後年道安和尚の筑紫道の記に、

名高き幸の橋は何処ぞと里人に問へば、驚く斗りなる小川に架した  
る橋なりけり云云

など見えたり。今は数歩の石橋を架す、願望府家に一勾、以て当時此の  
辺まで、並豊連棟繁華の府内なりしこと知らるる。

## 〔水城史観（下の下）〕

筑紫史談 第五十二集 昭和六年

### 七 遺址と遺物（続き）

#### イ 遺 址（続き）

二 礎石 現今礎石の旧態の佩に現存するものと認めらるるは、国道  
に沿ひたる大字国分、字上水城の北端に存在する東関門の片礎のみに  
にして、その所在は前章に詳しく述べ置きたり。礎石の全長七尺五寸、  
幅二尺九寸、横形方孔長七寸五分、幅三寸五分、深一寸六分、円孔左  
側（北向）に在るもの径五寸五分、深二寸八分、右側にあるもの径五  
寸、深二寸四分（口絵参照）その片礎は七十余年前、著者幼時の頃に  
在りてもこれを知らず、既に所在を失しいたりしもの、後ち明治の中  
年頃御笠川の偃用と成り居たりしを発見し、字吉松児島某（卯兵衛）、  
これをその家の手水盤に使用せしを、近年またその所在移動して不明  
なりしが、近頃大野村字白木原森山氏（三平）に在ることを知り得た  
れば、去る十五日松尾繁人氏（測量技師）を同伴して同家を訪い、就  
いて調査せしに、（往年嘗て吉松児島氏の手水盤たりし時一見せしこ

とあり）大凡礎石の全体を約四五分せしその一片位と認めらるるも幸  
に横形方孔（溝形）及び片円孔の大部残在す、不正形の礎片にして、  
長一側二尺一寸、他側二尺四寸、幅一尺二寸乃至一尺六寸、方孔長  
一尺〇五分、幅四寸深二寸、円孔径五寸深二寸、底面に鍍気侵蝕の痕  
あり、松尾氏は円輪の回転を滑円ならしむる為め、円柱の下端に鍍皿  
様のものを着けたる痕ならんといへり、他門の礎の円孔にはこの現象  
を見ず、孔の直径東関門現存のものと、少差あれども、その各孔の形  
状と位置とは全く同式なり、正に東関門址に現存する門礎の、片礎の  
一片たるを徴知す。（第一図）

次に西関門址より出土せる門礎（何れも全形を存せず）二片あり、  
その一は字吉松児島氏（三郎）の庭にあり、門礎の約半部と認めらる、  
形不正にして現存部の一側において長五尺三寸、中央部四尺六寸、幅  
三尺五寸、方孔（溝）半ば欠損す、残部中央において一尺三寸五分、  
幅七寸深四寸、その横側に丁字形を為して長約一尺一寸、深約一寸の  
浅溝あり、その一側に大円孔の残欠一部を存す、他の門礎と形態を異  
にし、且つその大きさも約一倍大のものならんと想像せらる。思ふに  
西関門中央の大門礎の残片ならんか。（第二図）尚ほ他と共に研鑽を  
要す。次は最近昭和五年（三月）水城村大字吉松星ヶ浦、水城西関門  
址村道横側の断面より出土せしものにして（第二図のもの出土同所  
なり。）著者は出土後間もなく発見者吉松百田氏（積次郎）に邂逅し  
てこれを知り、就いて一見せり、此時礎石は地上に俯置しあり、百田  
氏石表両孔の状況を詳かに語れり、勿論門礎の断片にして全体に非ら  
ず。去る九日水城村役場員河辺氏松尾百田両氏と共に再び現場に至り、  
俯石を仰起せしめ、更に調査したり。（数日前の福岡某新聞に某の談

として、この門礎を最近発見せしものの如く記し、且つ堰の遺物か、門礎かの判断つかなかつたなど記するは、事実非らず。(去年四月発行本誌第四十九集参照。) 残存部長五尺幅二尺七寸、横形方孔長七寸五分、幅三寸五分、深一寸八分、円孔径五寸深三寸、他は欠損す、両孔の位置、長、深等略ぼ東関門址現存に同じ、但し方孔の位置斜めなるは、敷石の方向と形状兩者異なるものありしに因るべし。これ等残礎の出土に依り、西関門址断定上、更に百尺竿頭終歩を点したり。

如上現存せる東関門址の礎石と、爾後出土せる片礎各孔の位置とに依り、水城関門の扉は正に外開たりしを証す。戦国以来の城門は大抵内開とす、今遺存せる福岡城下橋の城門の如きもまたしかり、最近の新発見に係る大野城の門礎もまた同様なりと、(著者未だ実地を見ず。) 三条技師の言によれば単に建築学上より見れば、大野水城兩城門の築造、兩者精粗の差著るしきものあると言なり。一は単純なる城門、他は所謂関門にして、主府出入の門戸なれども外敵防禦の点に至ては、兩者異なるべからず、水城関門の建造が大野城門のそれに比して粗なりしと認めらるる所以は、尚ほ研究の余地あるべし。(水城は突差に成りし応急工事と認めらるるも天平神護元年の修理は、随分大規模に行はれたるが如し) 尚ほ三条技師の所見に依れば、門礎には外開脇門ありしを徴す、若し兩脇門ありたるものとすれば、兩脇門は外開にして、正門は或ひは内開とするも差支へなしと(同氏論文同附図参照) 何れにしても研究の余地を存す。

(附) 昔時水城関門の所在地点は、今の国道よりは少しく東方に在りしならんかとの説あり、著者もまたこの考を持しいたりしものなり。(第三図片礎の出土地点明確ならず今日知るに由なし。) 最近

松尾氏に托し、試に現存門礎の線に沿ひ、東方二間余を隔てて、三尺許地下を掘下せしも、礎石又た疊石と覚しきものなく、直ちに山地たるを証せり。更に国道を隔てて、現在賽神の背後を試掘せししに今の国道より約一間余の点に至るまで、地下に塊石ありて重畳す、この辺、大堤は両側より剝取せられて、前後の径大に削減す、南側にもまた二人持位の石併列せるを見たり、完全なる試掘を遂るに非ざれば固より確定し難きも、今試掘の所見に依れば、今の国道より約一間の地点迄は、所謂岩垣の範圍なりしと想察せらる。(この疊石、国道より西方一間余の所にて尽るが如し。) 尚ほ松尾氏の調査に依れば、この辺堤の中部以上は盛り土と認めらるるも、中部以下は正に天然の山地なるを認むと、前年大堤を一検したる君島博士(九大教授)もまた同様の所見なりき。これを以て見れば、今の国道の地は昔時尚ほ丸山の一裾にして、今日地形の高低変易せるを徴す、(完全なる東堤土質の検査を遂げなば、大堤の何れの点迄、天然の山裾を利用したるかを確定するを得べし、西堤においてもまた同様なり。) 渚水池と関道との関係も今日の如くならず、高低著るしきものありたるを推測すべし。

三 水門址 当時水門は現今対向せる東西兩大堤の延直線にして、御笠川を中心とし、茲に閘門を設け、両側は一定の距離を限りて石築と成し、門上には高く望楼を設け、左右兩側より、石又たは堅牢なる木材を用ひて、斜めに昇降用の礎段を設け、楼心には横に幅広き歩道を通じて、左右の礎路と接続し以て兩礎よりの来往昇降に便すること、恰も現時鍊道駅のプラットホームの復道の上に、更に高樓を設置したるものと想像せば可ならん。以上所見は、單なる想像に止まるが如

きもまた全く左には非らず。著者は大正二年十月、時の朝鮮総督府嘱托尻石剛毅、及び韓人金某と共に、北漢山城の探古を試みし時、山麓に達する途中において、流河の一角に、数十人を併坐せしむべき巨大の磐石あり、(寇の来襲に関して何か伝説ありたる様記憶するも、今確かならず。)その前方の河流(兩者の確かなる距離今記憶に存せず)を跨りて、略ぼ上述せると同様なる装置の遺存せるを見たり、但し閘門を見ざるも、流を乱して水面より二三尺余も高く、幾多長方形の板石を聳立せり、これ有事の時は、上に聳ゆる楼下より石板、又はは堅牢なる木板を垂下して、聳立せる板石間に箝頓せしめ、以て河流を阻止閉塞して一大積水と成し、以て来敵を阻止する装置と認められたり。今その地名河名を忘却するも、北漢山城探古の客は、途中必ずこの境に遭遇すべし、上方に楼を設け、両側の階段より登楼昇降し得ること前に述べたると同じ。水城は純然たる韓式築城にして、御笠川を中心として楼門の設置せられ居たりしことは、特に河中及びこの付近より古来夥多の瓦片、(中に全形を存するものあり)及び建築用と認むべき埋木等の出土するに見ても、これを証知すべし。而してその水門の的確なる所在地は、元禄明治両度御笠川の改修の爲めに、河身局部変易せるも、その変易は東西の線においてせるのみにて、南北に向つては変易せず、即ちその遺址は、御笠川を中心とし対向したる兩大堤の延長線の一点にして、左右(東西)若干の地域を出でず、如今急行電車の架渡せる辺は、正に水門の所在遺址と推定せらる。旧河身には、今日も尚ほ大なる墨石の淤泥を被りて蟄伏せるものあり、瓦片の埋没せるものも少からず、能く掘りなば尚ほ多くの埋木等も出土すべし。

四 貯水址 水城の貯水が、広、深共に福岡市の大堀公園造営以前の

大濠同様の面積を有したるものなるべきは、これが舟楫の設備ありしと、今日尚ほ遺存して、暗に昔日の境界を物語る、幾多土地の小字の所在によりても、略ぼ推定するを得べし。その址は、北は水城大堤を限り、南は今の国道洗出の線に及び、東は上水城の西面より、西は吉松、向佐野の裾辺に達せしもの如く、この間には、洗出、川添、川源、堀、出口、星ヶ浦等、渚水の名残を止めたる小字の地、及び御笠川、両鉄路の地をも包含す、その地勢、東西より中央御笠川に向つ次第に傾斜す、松尾氏の概測に依れば、この面積東西約四百五十間余、南北約五百間余にして、七十五町歩乃至八十町歩を算すべし、これ固より地形と昔時名残の小字等に依りての推算なるも、当らずと雖ども、或はまた甚だ遠からざるものなるべきを思惟す。

水城の貯水池、埋れて水田と成りし年代は明らかに推知すること難しと雖も、足利氏の中年頃は水城全く廢墟と成りいたりしことは、宗祇の記行にて推知せられ、此時渚水も過半乾涸し居たりしものなるべきを察知せらるるも、その全部水田と成りしは、尚ほ遙か後代の事にして、その統風土記には、中間堤無き所一丁(六十間)許りと記し、堤の内は田と成て水を貯へずとあれば、この時代渚水池の大部水田と成れるは確實と認めらるれども、尚ほ若干停水の存置し居たりしことは、同書を距ること百四十五年、嘉永、安政の際に成りたるものと推定せらるる、統風土記拾遺には、大堤の長、高弘等に就いて、具さに記述せる中に、中間堤の断へたる所百間とし、近世に至りて土を引き(堤の一部を切取るを謂う)停水を埋めて田圃を開けりとあるは、以てこの時代に至りても、尚ほ一部貯水の遺存せしを推知すべし。要するに水城積水池の復旧工事は、一時的に遂行せしものに非らずして、

徳川氏中世後に及びて、始めて原(現)形に復したるものと考ふるを以て妥当なりと認むべし、従て大堤中央の欠堤部も、後年次第に増延したるものにて、前節に述べたる西土居山東断面の一部が、半ば剝せられて畑地と成り居るが如きは、又た統風土記拾遺以後の変易なるを推知すべし。東堤の東端の如きも、著者幼時の旧観に見ればその前後(南北)両側面、共に著るしく剝取せられて、医すべからざる瘦身と成り果て堤の面影存せざるに至れるを見る。

#### 口 遺 物

遺物、即ち主として出土物の重なるものは。

一 古瓦、東西関門址の付近、大堤の線に添ひたる御笠川の河底、及び付近の田畑中より数種の瓦片出土す。五六十年前迄は全形を存したるもの珍らしからざりしが、近年考古の思想勃発するに及び、今は全形のもの容易に入手せざるも、各種の瓦片は尚ほ少からず出土す。水城古瓦の中に就いて、

最も珍重とすべきものは、前集の巻頭に掲げたる東関門址出土の鬼面瓦とす、これは明治十一年月不明、東関門の残礎を南方に距ること約三十間許(著者誕生地の付近、国道を東方に距る数間の地)の畑地より出土したるものにて、無釉赤赭色の大鬼面瓦にして、鼻梁及び側縁、并に頭の一部欠損し、右眼に微傷を被るの他、全形を存す、齒は六齒なり、前集口  
絵参照素人眼にも稀古優秀の作なるを見る、(中山博士は奈良朝最期の物と鑑定せり)但し、外にも同形にして灰黒色の大鬼面を蔵するものあれども、後代の作なりと聞く、伏敵編に収録せる、水城村花田某の所蔵せるものの如き、その一なり。近代博多の窯工正木宗七の模造したるもの、博多中原氏に蔵す、裏面に模造者の氏名と模造の年月と

を刻す、此の如きは亦た一の模造品として、棄つべきものにも非らざるべし、著者が前年、故水城村長西山氏弥一より恵まれしものは、灰黒色の布目瓦にして全形を存す、鎌倉時代の作との事なり今も両関門址付近及び御笠川推定水門址付近の地より古瓦の破片を出すこと少からず。

二 埋木 水城欠堤部付近の水田中、及び御笠川河底より数種の埋木出土す、中に就いて最も珍とすべきは、水城水門の用材にして、観世音寺に伝へある埋木の巨板とす、この物何時の頃より同寺の蔵となれるか、確たる記録存せざるも、寺伝に依れば、初め某の土人、これを某所に獲たりしが、これをその家の所蔵とする時は、災厄を被るとの異夢を被り、為めに同寺に寄納せしものと言ひ伝へたり、(著者按ずるに、これは元禄年間御笠川の改修に際し、偶然出土したるものにて、当時私に監督吏人の保管せしもの、後ちに何か顧慮することあり、一の迷信またこれに加はり、終に淨利観世音寺に寄付するに至りたるものなるべし。当時国事に非らずして、斯かる珍奇の巨物の、一個人の手にて発掘し得らるべきに非らず)この埋木は、同形の物姉妹二枚あり、共に長さ十尺四寸、横三尺四寸、厚三寸四分乃至五寸許(樹身浸蝕の程度に依りて厚さ一定ならず)、共に片端の一角に、円形四寸の方孔を穿ち、両孔共に約一寸の「面」を付す。板身少しく彎屈し、共に浸蝕の痕著明にして、その片枚の半面局部には鉋痕あり、出土後、鉋削を試みたるものなるを見る、共に杉材なり、この埋木は、正に前述せる統風土記に見えたる元禄十二年の出土物(五項参照)と推定す。尤も風土記には長さ三間許、小口二尺余(刊本益軒全集に依る)とあり、これは原材過長にして室内に格納すること能はざるが為め、中切して二板と成したるものにて、両板、原と一体なりしは明かにして、

両板同形その両端に穿孔あり、位置も同所にあり、(現場両板表裏反對に併列しあり、故にこれを表裏同面に正列せば、正に一板を中切したるものなるを知る。即ち続風土記に記せる二本の中の一にして、続風土記には二本とあるも、その小口の寸尺を記するを見れば、正に二板たるを知る但し小口の寸尺実物と相違あるも、これは刊行益軒全集は地名、数字その他誤植甚だ多く、数種の写本を参照するに非ざれば信じ難し、長は殆ど全く合致す。)その他の一本(一板)は現に割いて同寺の床坐、及び扉立に使用しあり、続風土記には、一本は何木なるか朽ちて見えずとあるも、同じく杉材なり、寺伝また同時の物なる由を伝ふ。(住職石田琳樹氏話)本月九日水城堤防に關し尚ほ追調査の爲め、測地技師松尾繁人氏と共に水城村役場を訪ひし時、同村字向佐野鏡原某、及び同吉松児島某氏方に、各々水門用の埋木を所蔵する由を聞きたれば、同役場員河辺氏(向佐野出身)案内にて、鏡原氏を訪ひ、請うて一見せしに、長二尺余幅五寸厚二寸五分、両端に方一寸五分許の孔を有する松材にして、その半分(縦径)は児島氏に割譲したりといふ、用材埋木の一片に他ならざるも、用途の何たるを知り難し。

観世音寺所蔵埋木の出土地点に就いては、続風土記は單にこの辺の田を掘りし時出土したりと記し、その出土の地点明確ならざるも、寺伝に水城関門の埋木と言ひ伝へたり、前述せる明治四十年の御笠川改修工事は、元禄後第二回の工事と思惟せらる、その第一回改修の年代と場所とは村人に問ふも知るものなく、別に記録も存せず、しかるに故へなくして田を掘るべき謂れもなく、且つ斯る巨大なる埋木而かも用材の出土したるに觀れば、その穿掘の地下深くに及びたるを推測すべ

く、乃ち元禄十二年の掘田なるものは、正に河身第一回の改修工事を想察すべし、而してその地は川の東西何れの地点なりしか、知るに由なきも、(旧河身は反對に水田と変ず。)第二回改修の跡に見れば、東西大堤を貫通せる大堤の線にして、御笠川に接したる水田なりしこと、また推知すべし、巨板左右同部に同形式の穿孔ありて、その孔「面」を有することに就いては、同行の三条建築技師、福岡県 技師の談に依れば、普通の穿孔には「面」を付せず、只その孔に、鉄索又は巨網を貫穿し、牽ひてこれを上下し、若くば左右に開閉すべきものは、その上下、若くば開閉を円滑容易ならしむる爲めに、必ず「面」を付するを通則とすと。是に由つてこれを見れば、この巨板の用法は、自ら明白にして、正に水城水門閘の用板たるを窺ひ知るを得る、即ち数板横徑に重疊して、閘路開閉の用に供したるものなるべきを推測せらる。板の稍々彎形をなせる所以は、思ふに水圧に堪へしむるが爲めの用意にして即ち若干の隆面連接して、混々たる積水に接觸し、以て水圧を分裂せしめ、以てその受力を軽減せしめしものと認めらる。

以上述ぶることは水門用材の埋木にして、稀有に属するものなり。

この他、天然の埋木出土するもの、甚だ少からず、著者前年上水城平島某より得たるものは、御笠川と東堤との中間、水田中より出土したるものよしにて、根幹の直径一尺三寸、長七尺、末端は直径三寸許の部にて折断す、木質緻密堅牢、椎又は檜の類なるべしといふ、横割して大小の輪台と成し、知人に頒ちたり。土人の千年木と称するものは、何れもこれ等天然の埋木にして、大小形状一様ならず、所持する人少からず。

三 樹枝木葉 大正三年鉄道線路開通の際、大堤(西堤)の断面より

出土せるものにして、当時親しくこれを調査研究したる中山博士（平次郎）の記述に依れば、

水城盤根部の断面より樹材木葉出土す、その深層より出る木葉の或る者は鮮綠色を帯び、殆ど数日前に埋没せられたるが如き外觀を呈す、千二百五十余年前の木葉にして、古しへの形態を毀損することなく、その埋没の俛にして、今尚ほ鮮綠色を呈したるまま発掘せらるるは、未だ聞かせざること、特にその埋没年代の判明せるものは特例ならん、但し鮮綠色の他、茶褐色、黒色等に変じたるものもまた少なからず、その種類は種々なるも、特に穀斗科植物多きが如しこれ等発掘せる植物に抛て見れば、鉄道切断の付近は、晩春より秋の間に築かれたるもの如し。発掘せられたる木葉は、その当時鮮綠色を呈したるものにて、少時を経過すれば、多く黒変す、これ粘土中の鉄分の作用に由るべく、これを防ぐには高山博士（正雄）の誨に従ひ、酸性液中に木葉を浸し置けば、標本として、出土当時の俛に保存するを得る云云。（略載）

右は至極の略載に過ぎぬ、詳細は同博士著「水城の研究」にあり、上記鉄道線路貫通時に、尚ほ草鞋の破片と覚しきもの出土したりし由なり。

#### 附 メッケル少佐の見たる水城

著者が明治三十三年の頃、陸軍省に在職中、時の大臣児玉中将（源太郎）次官中村雄次郎（少将）外一二の人々一日食事後雑談中、著者の名のごとより、談水城大堤のことに及びし時、児玉大臣は、太宰府の防備として、水城を築造したるその位置の選定は、最も適当なり、昔年メッケル少佐（独逸参謀少佐、我が陸軍省招聘の武官、わが國に

おける独逸式軍事諸般設備の基礎を構成したる人。）も今日の軍事眼より見るも、太宰府防備の地点この地の外に出ずと語りし由を話されたるを記憶す。三十余年後の今日、水城史観を草するに当り、耳朶に触れたりし往時の言、忽ち脳裏に浮び来りしが児玉中村兩將軍共に夙に故人と為り、一二同席者の誰れなりしかも今日記憶に存せず、しかるにメッケル少佐の統裁教官として、明治二十二年の頃、博多太宰府付近において、参謀旅行の挙行せられし時、長岡外史氏当時陸軍中尉、現

陸軍中將が当該旅行に参加せられしを聞及び居たりしことを想起し、前日書を裁して、同將軍にその詳細を問合せしに、演習中においては一切去る言を聴かざりし旨の左の答書を得たり、念の爲めに茲に掲ぐ。

（前略）御尋の件、博多地方における参謀旅行は参謀長連を集めて行ひたるものにて、明治二十一年十一月頃と記憶仕候、小生はその節、作戦談話筆記掛として統監に付屬し、大小皆筆記し、尋いで月曜会雑誌にこれを公刊したるその世話を為したるものに候が、水城大堤の事は、一向作戦談話にも私談にも、メッケル教師より承りたる記憶無之候間有の俛を貴答申上候。猶筑紫史談只今精読を了しし云。（以下略す）

將軍のこの書に依りて見れば、後日に至り、何かの序でに曩日の参謀旅行地方の話（わが國にてはこの種の演習の最初の試み）にても出し時、何か少佐が嘗て自身踏査したる大堤の史話にても耳にし、偶然所思を漏らしたるにもあるか、或ひは將軍の書に依りて今更に溯考するに、今日の軍事眼より見ても太宰府防備の地点はこの外に出ずとは、当時児玉將軍自己の見にして、メッケル少佐もかつてはこの如き所見ありたりとの意味なりしか、何れとも児玉將軍の言に依りて、水

城とメッケル少佐との関係の永年、著者の脳裏に印刻せるは前記の通りなり。今記憶の俣を記して参考に資す。

## 結 論

一書紀の水城の記事は短文なれども頗る明確大体において質疑の要を認めず、水城の实地は又た正にこれを徴証す。

二水城の築造は、韓式築城法中の石土交築法に拠りたるものにて、兩関門、及び水門の両側は石築にして、他は総て土築とす。(現存の通り。)

岩垣の水城の関とは、如上三所の築石より生じたる優美の名称とす、工事上の必要と、出土の遺物はこれを証す。

三水城の築造者は、その築造の様式と、当時の国状とに依り当時我が韓地撤退軍に従て帰化せし、智識豊富な百濟の軍学者にして、大野、椽兩城の築造者と同人なるか、若くば他の同人者との共力に成りたるか、二者その一を出ざるべし。

四水城の用法に就いては、従来多く想像せられたる諸水氾濫惱敵説は、實際の事実これを容さず。

堤と積水との関係は、内外の異なるも、後世の城廓と城濠との関係と、略ぼ同一の目的より成りたるものと思惟せらる。但し、堤の外裾にも若干幅の濠を回ぐらせしならんとの説は、尚ほ研究の余地を存すべし。

五水城大堤の両端は、東西の山裾を利用し、その主要部の用土は、付近の山地より採取し、上部は積水地の渫土を併用す。中央欠堤部の用土は、国防上水城既に不要と成り、積水を埋めて田圃と成すの際、即ち還原工事に使用したるものにして、この工事は一時に遂行した

るものに非らず、徳川の中世に及びたるは、間接ながら一本文献の徴すべきものあり。

六水城と元寇とは、間接の関係あるべきも、直接の関係を有せず。

水城と元寇防禦との一大錯誤の涌を作りたるものを、八幡愚童記(訓) 歴代鎮西要略の二書とす。為めに後世幾多大小の学者遊士を誤らしめ、今日に至るも实地を踏まざる学者をして、尚ほ兩史蹟の迷路を辿らしめ居るの憾あり。

七水城廢類の年代は審かならざるも、その運命は正に太宰府の運命と追隨したるものにして、鎌倉時代国防の第一線、水城以北海岸線に移り、爾後の国防上には、水城の名一切地上より没し、全く廢墟と為れるを証す。

八水城の史蹟に就いては、尚ほ大に研究の余地あり。少くも一ヶ月以上を期し、主要地点の完全なる試掘を断行して搜索を遂げ、尚ほ研鑽するところあらせば、得るところ多かるべきを信ず。(終)

(昭和六、四、一五、全編禁載)

## 〔水城史観補新〕

——貯水用及び排水溝と認めらるる閘と樋の出土

筑紫史談 第五十四集 昭和六年

曩に本誌において、水城遺蹟、主要の地点を試掘せば、得るところ尚ほ多かるべしとの想像を述べ置きたりしが、偶然にも最近、(去る十月中) 新国道工事進行に際し、字上水城松島某の自宅を転移し、新たに鑿井中、一の古るき樋と覺しもの現出したり、依りて役場吏員及び

有志者協力して、発掘を進めしに、築造当時の遺物と認めらるる、樋、及び圍の残体出土したり。以下右に關して卑見を述べ、高批を仰がんとす。

## 一 出土の位置と出土物

出土の地点は旧国道（日ならず新道落成後の混濁を虞れ、早計なるも、新旧の名称を付す。）の中心を西に距ること二十五米篤児、現地盤面より一米九五の地下にして、続ひて同線上の各地点において試掘せし結果、樋は全部杉材を用ひ、全長約八十米、底板横径一米五二、高サ一測壁板の朽損により、一様ならざるも、零米八乃至零米五五、最初の発掘地点（東提の東脚に近き所、図中欠ぐ）においては蓋板を存せしも、他所にはこれを認めず。樋の勾配、堤の内部（約六十三米長）に在りては、僅かに三百九十一分の一なるも、堤の外部（北側）においては急転して十四分一を成す、堤下に入り何れの地点より急転せるか、審かならず。底は左右二板より成り、両板の箝搾方、頗る精緻を極む、樋の末端（堤北）は勾配特に急下して、斜断状を成す。又た樋の南端（始端）に近き部、一米七九の点において、長サ六米六二、横径現存零米九乃至零米五五、高サ不明の横樋ありて、縦樋と十字形を成す、この横樋の尽んとする稍々内部において、各々直径零米九四の円柱ありて、断頭を現はす。（福岡市吉富氏の家に所蔵せる、同様な水城埋木の一片は、この円柱の上半部ならんかとのことを聞けり）縦樋はこの横樋と箝搾し、なほ横樋に沿うて、一の副板様のもの（横径零米八七、長サ兩円柱の半腹部に終る。）あり、縦樋は横樋と十字形に交箝したるのち、なお進んで零米八七の地点に終る。（始端）

樋の外囲は全部可なりの硬土を以て匝纏す、この土質について、九大教授君島博士の調査によれば、この辺、水城左岸の山は洪積層、御

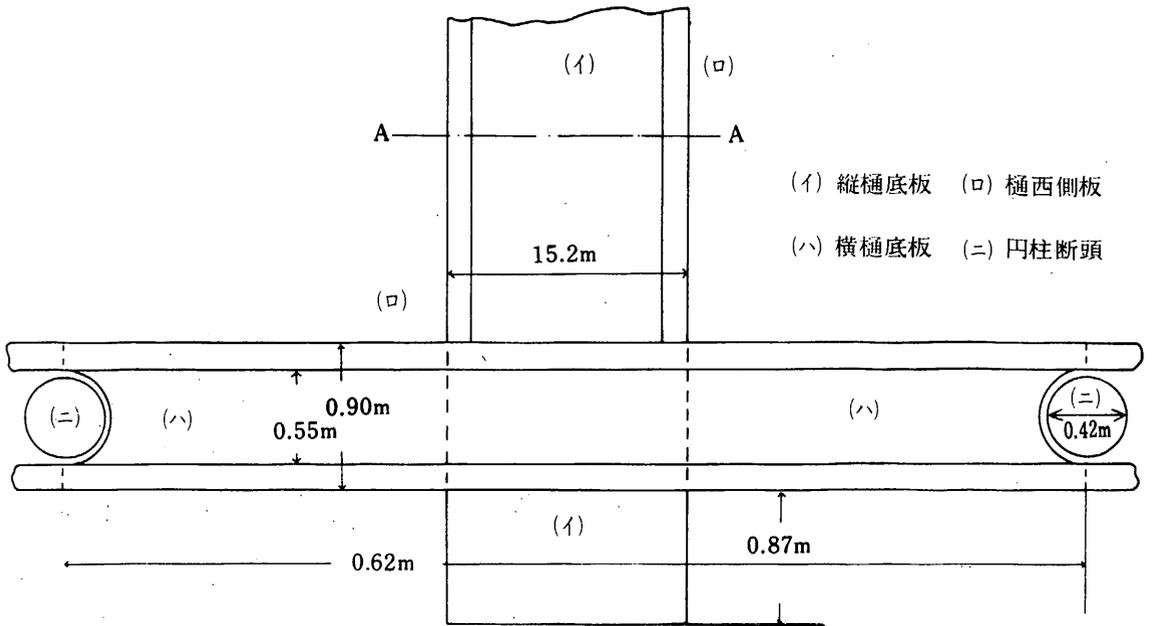
笠川所在は沖積層より成る、樋の匝土は一見せしところにては、粘土にしては少しく硬固に過ぎ、火山灰かと思はれしも、能く顕微鏡下に照検するに、全く粘土なりと、この粘土を以て樋の全身を厚く匝纏せり、場所によりては粘土の外部、所々併置せる樹枝、木葉の乾枯せるものあり、また縦樋末端の土中および付近には夥多の淘砂充滿し、散乱せるを見る。（甲図一及二参照）

なほ今回樋排泄口部の発掘に際し、偶然にもその部の地下に、中径一尺以上二尺前後の墨石あるを発見せり、鑿除の必要ある部は、掘取せるも、なお左右に重畳せるものあり、あるひは堤の下部は総て石築にして深く地下に埋没せるに非ずやと、役場員阿部氏は言へり、異日水城地下の構造、所謂岩垣の水城の関なる名称、さらに実を添るもの、出土することなきを必とすべからず。

## 二 水城と土質

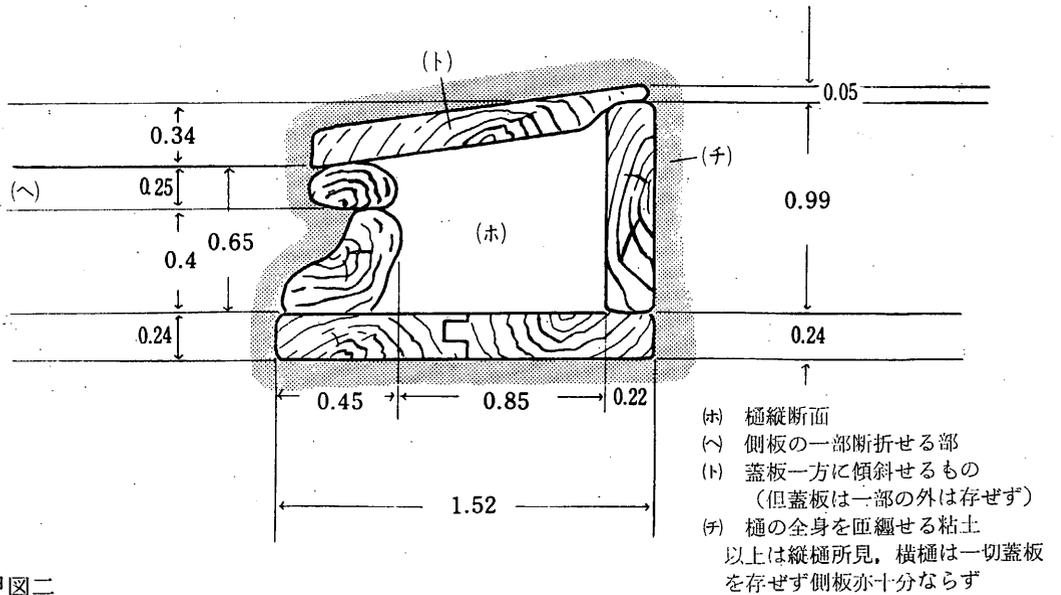
以上新発掘の樋が、堤の内部に湛えたる積水用の物にして、またとぎに臨んでその一部の排泄溝なるべきは、前記のごとき樋の構造によりて推察すべく、即ち堤内に積水の湛へたりしを物語るものにて、これについては、なほ他の方面よりこれを併証するの要あり。すなわちその一は、關係の土質上より觀て、

一 濠水の沿岸なりしかと思はるる字吉松、および水城付近の畑地中には、著しく、砂利を混ずるところあり、場所によりては、一部始終砂利を以て充さる。専門家、およびその道に経験ある土地の人の言に聴くに、砂利の永年水に淘漉せられたるものは、その肌質を一見すれば、直ちに識別することを得る、吉松、洗出等の土質中に混在する砂利は、その肌質、正にこの淘砂なること



(イ) 縦樋底板 (ロ) 樋西側板  
 (ハ) 横樋底板 (ニ) 円柱断頭

甲図一 平面図



(ホ) 樋縦断面  
 (ニ) 側板の一部断折せる部  
 (ト) 蓋板一方に傾斜せるもの  
 (但蓋板は一部の外は存せず)  
 (チ) 樋の全身を匝纏せる粘土  
 以上は縦樋所見, 横樋は一切蓋板  
 を存せず側板亦十分ならず

甲図二

を徴知すと。

二出土せし樋の周囲が、密に粘土を以て匝纏しあるに拘らず、(樋内外流水の滲透を防止し、排水を完全ならしむるがために必要の装置なりといふ。)堤脚の排水口周囲および下部は総て如上の砂利を以て充す。これ綿々微々たる湿流に非らずして、長年の間、断続多量の排水を成したる証徴なりと。

三もしこの樋を以て、他用例えば抜湿的の用に供せしものとせんか、必ずや現況とは反対に、樋の周囲は必然相当の砂利を匝填せざるべからず。しかるに砂利の匝填を見ざるのみならず、抜湿には大禁物の粘土を以て、全身を被包したる所以は、また如上の大なる排水溝たりしを立証す。(以上専門学者の説により、水土経験者の言を参取す。)

四前年東堤を南に距ること二町余の地において、穿井せしに、樹枝とともに腐朽せる水滓の出土せしことあり、この辺なほ濠水の水砂の存在等によりて、已に堤内に比較的広なる積水の、存在したるときありしを首肯せしむ。

### 三 水城と小字

次には何れの地方にも存在する田畑、その他の土地の小字が必ずやその地方の沿革を物語るものなることは一轍なり。例えば今糸島郡の今津より加布里に達する沿道の地に、竹崎・萩の浦・浦志・泊・松江・波多江・田崎・出崎等の小字を遺せるは、その地方が古しへの怡土島水道の古址にして、特にその地の水田下層より蘆荻・貝殻の出土す

ることあると相俟ちて、正に水道の故址たるを立証す。箱崎・多々良方面に、大崎・小崎・吉塚浦・妙見崎・鳥廻等の小字の遺れるも、これと同じく、中古その地が、何れも海浜沿汀の地たりしを物語る。邦内各地方の小字の来歴、大抵一轍なり。水城一帯の地に遺れる小字を検するに、東方上水城一帯の地より、西方吉松・向佐野・南は刈萱の関址を距ること遠からぬ間において、洗出<sup>アラシダシ</sup>川添<sup>カワソ</sup>・川源<sup>カワノヘ</sup>・出口<sup>デグチ</sup>・堀<sup>ウラ</sup>・水木和<sup>ミヅキワ</sup>・船入<sup>フネイリ</sup>等の小字あり(船入の地のみは、刈萱関址より南に在り、これは当時御笠川の交流を利用して、便宜上濠水とは別所に設けたる、水城用船の、日常淀泊所なること知らる。)上の小字と淘砂の所在と、相对应して、大凡そ濠水面の広さを推測するを得べし。その地勢東・西・南三方より、御笠川を中心として次第に傾斜す、松尾氏の概測によれば、この面積、東西約四百五十間、南北約五百間に近く、七十五町歩乃至八十町歩を算すべしと、しかるに今回出土の旧樋の位置により、竹森技手に憑りてこの概算広さを有する大凡の水深を試測するを得たり。よつて次にこれを略述し、続ひてこれが事実たるべきを傍証する、古文籍の記事に及ばんとす。

### 四 推測水城濠水の水深と広さ

今回出土せる古樋の位置と、構造とによりて端なくも水城濠水の水の水深と、広さの大凡とを、ほぼ推測しえるに至りしことは、また史上の一慶事と謂わざるべからず。すなわち今回測量の結果によれば、現今東関門礎石の所在(乙図イ)十一米一八、旧道(同ロ)九米五五、新道(同ハ)八米九、今回出土の樋底(同ニ)七米三八、堤防(附点)十四米四七、向(点)十三米三三、東堤の西断面に近き小溝底(同チ)三米九一、御笠川の沿岸より稍々高し。御笠川々底(同リ)〇九米一、

西堤の東角(同ヌ)十二米九四、(この部堤項より堤脚に亘り、一部剝取の痕あり。)を算す。よりに今仮りに堤内の水面が、(卍)点すなわち今回新道開通のために鑿断せられたる、東堤の突角部、(旧国道を隔て、東堤の終端を距ること約五十米。)堤腰四米(二間一尺二寸)の部に達しいたるものと仮定せば(1)樋底部(ニ)の水深三米九厘五(一間四尺二寸)(2)東堤西端の断面下(卍)において同二米八五厘(一間三尺四寸)、(3)東堤西端小溝部(卍)同六米五六(三間三尺六寸)(4)御笠川河底(1)において同く九米五四厘、(五間一尺五寸)の水深を有す。水面がもし(卍)点の堤腰八米(四間二尺四寸)部に止まるものとするも、なほ各部ともに、上記の数より半減の水深を有せしこととなる。しかも今回発見の樋が、極めて官道に近接したる地(現存関址の礎石を距ること、三十米に足らず。)にて発見せられしに徴すれば、前の洶砂と、小字の位置と相呼応し、以て水城濼水面積の大凡の広さと、その水尋の、予想外に深博なりしを実証す。これに関して、従来殆ど死説せられ居たりし、平家物語の閑文と、夫木集の遺詠とは、正に統紀の正文と相呼応し、ここに至りて燦然生氣を生ずるを覚ゆ。

## 五 水城の濼水と古文籍

### 一 統日本紀卷第八

養老元年。以三船二艘。独底船十艘。充<sub>二</sub>太宰府。

今の糸島郡周船寺村は、昔時主船司の趾なりといふ。この地は素と怡土島水道の沿汀、主船司は、太宰府所管地の船政、造船を管掌す、位置として、最も適當の地点なるべし、その管掌するところ九州、二島に亘る、類聚国史に見えたる、弘仁二年基肆団の將校真弓ら等が、新羅人を小近島に迎へて、百人を捕虜とせしがごとき、他にも類似の

事件に船舶を要せしこと少からざるべし、しかるに、この統紀の太宰府を広義に解釈して、府の管下一般を指したるものとせば、その主船司は、他の防人司、主城司等と同じく、太宰帥に属する、隸衙に過ぎず、依て思ふに、統紀に船を太宰府に充つと特記せるは、特に令して、府の直屬水城の専用に充たされしものと解すれば、最も穩當と思惟す、このことは次の二書によりても、これを傍証するをえるのみならず、今回出土の關・樋は当時水深の甚だ深かりしを物語る。独底船は独木船に近き單純にして不完全なる小船、大古は知らず、多く沼・湖・小流を掉す、巨海・洪濤に用ひ得べきものに非らず。これに二艘の舶(大船)を添ふ、当時繁榮、交通頻煩なりし主府直屬の運用としては、決してすぎたるものには非ざるべし。舟入の故址も、ここに至りて、一層懷古の情をして濃かならしむるものあり。自分は統紀のこの記事を以て、水城専用の舟楫なり、と確認せんと欲するものなり。

### 二 平家物語、平家太宰府落の条に、

主上は腰輿に召れけり、国母を始め参らせて、やむごと無き女房達は、袴の裾を高く取り、大臣殿以下の卿相雲客は、指貫のそばを高く挟み、歩跳にて水幾ミヅキの戸を出させ給ふ。(中略)折節降雨車軸を流し、云々。

文中、降雨車軸を流すとありて、主上御一人は僅かに腰輿に召されたれども、女房達は袴の裾を高く取り、大臣以下は指貫のそばを高く挟むとあれば、(指貫は当時用ひし袴の一種、「そば」はの下端、これを高く挟むとあるは、今の西洋服なれば、ズボンズボンを膝の上部まで、高く捲し上るなり。)これ女官は勿論大臣以下の諸臣総て、落水を徒渉せしにて、折節大雨のために、官道までも濼水の氾濫したる様を

窺ふべし。天皇の太宰府落は事不意に起り、その混雑の状、同書および源平盛衰記に見えたり、但し、かかる積水氾濫の折りにこそ、今回出土せし樋の功用はあるべきに、(往時の官道は、今日の国道の位置より高く、水面とは随分の高低ありたることは、今は平坦一直線となりて、それと気付かざる国道が、今遺れる関門礎石の西側、南北の線において今なほ多くの人の知ることく、賽の神の坂と称えて、明治中年頃まではかなり急勾配の坂路を成したりしに見ても、昔時この地の、水陸高低の関係を推知すべし。) 濠水官道まで氾濫せしに見れば、天皇の御一行、水城に達せられて、始めて濠水の氾濫せるに遭遇せられ、かつ関守なども、いつしか遁逃して、任に在らざりしものなるべし。この平家物語の遺文によりて、この時代までは、なほ濠水存在し、しかもそれが官道の地まで氾濫せしに見れば、水城濠水、特にその中心は案外の水深なりしを推知すべし。(太平記の遺文と、前記の実測の結果に依り)

水城内面の地は年を経るに従ひ、漸次凹形の減退せることは、続風土記拾遺の、水城の記事の一節に徴しても、これを知る、当年の水深は、あるいは前記の実測数字を超過したるを推想すべし。

### 三 夫木和歌集 光俊朝臣、

夕霧や立隔つらん岩垣の水城の関に船も通はず

この歌意兩様に解せらるる様なれば、試みに二三その道の人の所見を叩きしに、いづれも、「日常水城の水上を通ひし船影が今日は一艘も見えぬのは、夕霧でも深く立罩めたために、その船影の見えぬのもあろうか、」との意、すなわち「賦」の体にて、眼前の光景を詠み出でたるもの」なりといふ。光俊は太宰大貳藤原光俊、その大貳に任

ぜしは、公卿補任によれば後堀川天皇の寛喜三年(昭和六年を距ること七百一年)四月十日、罷任は嘉禎二年二月三十日、すなわち六年間太宰府に在りて府務を主宰し、日夕水城の光景に親炙したる人、この一首日夕絶えず舟楫の来往せし水城濠上の一遺珠といふべし。

### 六 堤防と堡壘

水城大堤が尋常一様の堤防に非ずして、一面、むしろその本体は、敵然たる堡壘なるの一事は、当年応急築造の事情と、現存の構造に徴するも、もとより他言をまたずして明かなるところなり。いかに海湖の等しき水を貯ふればとて、尋常の堤に、このごとき高阜を築くの必要、更になきことと思はる。只日本書紀に単なる大堤のごとく記したるは、もとより筆の至らざりし結果にして、徳川時代は知らず、今時苟くも水城の史蹟を言ふものにして、これを尋常一様の堤防視する人は無るべし。

水城の築造より、書紀の成れるまで、五十六年を経たり、なほ人生一代の中間なり。けだし、当年空前の困難に際して、前古未曾有の国防工事を施す。思ふに、紀の記者が、水城堡壘内の積水深博の様を伝聞して、本体の堡壘たるを忘れ、専ら湛水の濼々たる、高阜の巍峨たる有様とを伝聞して執筆せし非結果、偶然の過筆に陥りたるものとせば、この問題も解決を告ぐるを得べし。但し、水城の大堤が、尋常一様の堤防に非ざると同時に、また決して朝鮮式單純の堡壘に非らざる所以については、下に聊か卑見を述べんとす。既述卑稻の大堤觀も、勿論この立脚点より出發したる拙論なることは、申すまでなく、只紀の文を文の俛に存置し、事実として論議せしまでに他ならず。

ここに一顧すべきは、慶州・扶余、その他朝鮮各地における所謂

月城（満月城を除き）なるものが、いづれも名（半月城）のごとく、（形または八形を成す、これ、堡内寡兵を以て、比較的広面多数の敵を防ぐに必至の築造法なり。しかるに水城は全然その型を異にして、全径正しき一直線を成す、これ特種の型なり、純乎たる堤防型なり、しかも堤内には大積水あり。単にこの一点より觀察するときは、これを純乎たる堤防なりと見るを得べし。しかれども、前後堤腰の異、特に内腰・内脚の築造と、その恰かも高阜を成せるがごときに見れば、尋常一様の堤防に非らざるを徴すべく、只その尋常朝鮮式土城の型を破りて全堤一直線を成せる所以は、直面の地、東西両山脈の間に挟在し、地形上（形、あるいは八形を成すの必要なきによる。すなわち水城の大堤は大堤にして堡壘の用を併せ成す、否な堡壘にして大堤の用を該ねたる、特種の築造なりと認めらるる所以なり。あるひは謂わん水城を朝鮮式築造といふも、朝鮮にかかる貯水の築造式なしと、しかれども有無の断言は、ときに容易ならざるものあり。むしろ眼前水城の实物あり、かえってこれ有無研究の实材料ともいふを得べし。されば朝鮮において、かかる型式築造の有無に關せず、国難急遽の際に臨み、突差地形を応用して、この特種なる防備工事を断行せしは、偶まいてその当事者、機宜応變の大材たるを窺ふべきものと言ふを得べし。

## 七 水城と濼水の利害

次に堤防（堡壘）内の濼水は、自軍の動作を自碍すべし、との嫌に對しては、すでに本編に述べ置きたれば、ここには省く、あるひはまた堡上の防禦力尽き、敵のために壘を奪取せられしとき、われは濼水を第二の防禦物件となすといふとも、たとえば、敵のために、間を奪

取せらるるときは、堤内の濼水は半日にして枯渴し、敵手の濶歩に委すべしと、今回出土の樋・間の位置は、堤脚を距ること六十三メートル（三十五間余）の地点に在り、中央御笠川に沿ひたる大間は、なほ後方に在るべきを想像せらる。今回出土せる旧樋の地点より推測して、西関門に近き吉松区内の地方にもまた、（この辺淘砂最も多し）同様の樋存しおるべく、中央御笠川利用の間は、最も大間たるべきを推測せらる。ヨシまたたとひ全濼水を排泄し得たりとすると、水底の深泥は、敵軍の行歩を許さざるのみならず、強いて幕進せんとせば、命を泥土に委するの外あるべからず。

次に水城の濼水について、連想さるるものは、（永久的と一時的、および、攻守の勢は異なるも）まず豊臣秀吉の高松攻城と明治十年の役、薩軍の坪井川堰水なり。およそ水攻なるものの目的とするところは、敵の突撃・突出を阻止すると、その糧道を断つとにあり。坪井川の堰水は、兩策併用の目的たりしが、城内の糧食案外欠亡に至らず、その内濼水の増量するに連れて、城兵の突撃は阻止し得たるとともに、また自軍の攻路をも自ら絶ちて、のちには薩軍自ら困頓したり。今水城濼水用法の利害を、兩役に比較すれば、水城の場合にありては、現遺址において見るがごとく、堤の南腰（内腰）は北腰（外腰）と築造を異にし、傾斜緩にして、数段の裾を有し、兵器・戒衣・糧食・その他戦鬪の諸準備、および休軍の用地とすべく、後方の水上には、舟楫ありて、水陸来往、後方勤務に支障なし、万一堡堤を敵手に委するのやむを得ざるに至るとも、堤腰は濼々たる積水にして、渡るに途なく、徒らに湛水の濼々たるを望みて、往生するの他策あるべからず。當時の地形において（今日にありても進出容易の地形に非らず）外国上陸

軍が山肩を魚貫して、水城の脊背、もしくは横腹を衝き、ここに進出すべしといふがごとき考へは、いかに知識豊富な軍学者と雖ども、(祖国亡滅急遽亡命、辛うじて初めて我内地を踏みし外国帰化の人、況んや正面に対する応変緊急の巨工事、焼眉の急を告ぐるものあり)、当時思ひ寄られぬことなるべし、尤も椽城は翌年に成り、後年稲積外一城を築かれしも。怡土・唐津方面に対する具体的防備の実施は、これより約百年のちにあり。

## 八 水城と怡土城

水城は大野・椽両城に先立ち、何はさておきまず首府の咽喉たるこの最要地に、最緊急工事として築造したるのにて、未だ不急の地方におよぼすの余裕なく、かつ専ら対韓の思想を以て築造したるものなれば、眼界狭隘の点あるを免れざりしは、さることなるべし。水城築造を距ること九十五年、遣勃海国使小野田守が、安録山の反、および唐の大乱の状況を報じて、大にわが政府を警戒せしめしが、これより三年前、天平勝宝八年、前年帰朝したりし吉備真備の建議により、怡土・唐津方面に対する国防の具体的実施に着手したり。但、この建議散逸して伝はらざるも、従来主として百済人にも憑りたる国防工事が、専ら朝鮮・勃海方面に限局せるを指摘し、大陸の大勢に鑑がみ、従来執り来りし国防の方針を一変するにありたるは、想察に難からず。なほ怡土城の築造と関連して留意すべきは、天平宝字元年三月、太宰大貳佐伯今毛人(真備の後任)を以て、築怡土城專知官とし、同時に、同少貳采女朝臣浄庭を以て修理水城專治官となせしことにて、怡土城の落成前後十三年を費したるとともに、(十三年の日子を費せしは別に理由あること、真備の建言にて推知せらる、今毛人・浄庭の補職

は、怡土城落成の四年前にあり。)水城の修理、また大規模の工事なりしを推知すべし。今日水城の南方椽城址の北麓、山口より山路西行平等寺に出で、山越を経て、南畑岩戸の地に出づ、大体山峪、また椽城の南方においては、怡土方面より背振・九千部の山脈を越え、佐賀平野の北裾に出るに非ざれば、ともに首府に向つて進出は容易ならず、戦国割拠武士争闘時代は格別、地理をも暗知せざる外国軍が、昔時にありて侵入し得べき地勢とは思はれず。椽城・水城方面と怡土方面との連絡工事は、怡土築城・水城大修理時代の共同作業なりと思惟す。但し、この方面の連絡のことについてはなほ研究の余地あるべし。

なほ今回出土の樋につき、単に一見したるのみにては、あるひは漕漑用のものかと考へも起らざるに非ざるも、家国興亡緊急の秋に際し、首府咽喉の要地に、兵・農の両工事が急遽同時に挙行さるべしとも思はれず。当時軍国の事情はこれを許さず、後年漕漑用に流用せし時代ありしやについては、研究の余地あるべし。(昭和六、一、一〇、未定稿不許転載)

(追記)本日島田県囑託、三条同技師とともに、市内紺屋町吉富氏の家に着き、水城円柱の埋木を一目せり、高さ五寸五分、柱の前後面は少しく削除したるものごとく、前面に大慈の二字を書し、厩拜書と副記す。古き杉材にして、その質および形状大さも、ほほ今回出土のものと同じく、主人不在にて所伝を審かにせざりしも、必ずや今回出土物同体の一片にして、なほ幾片か他に余命を存するものあるべき想像せしむ、これを以て仙崖時代、あるいはそれ以前について、今回出土の間の上半分はすでに割取せられし時代ありて今回の出土はその残体なるを知る、樋の蓋板が僅か一部において遺存す

るのみにて、他は全部欠如して、片影を留めざるも、またこれによ  
るべく、この水城円柱埋木の一片は、また水城探古史上、好箇の一  
資料たる失わざるものと思惟す。(本文中潦水、積水、湛水、落水、  
等の字皆な別義あるに非らず、機宜使用せしにすぎず。一二、一八、  
追記)

▼文籍に見えたる水城堡堤の長さ高さ、諸書の記載一ならず。

◎筑前国統風土記 水城根盤二十七間、東西に長き事八町許にして、其  
間絶えて堤無き所一町、堤の内は田と為りて水を貯へず。

◎統風土記拾遺 東の山際より中間堤の絶えたる処迄百七十間、此内十  
の通路より山  
際迄の間数 中間堤の絶えたる所百間、此内に川あり西方三百五十間、  
通路より山際迄 計長六百二十間、高五間有り、根盤或は三十間、或  
は五十間、地勢によりて広狭あり。

◎太宰管内志 東西長五百間許りあり、其間絶えたる処六十間許りあり、  
東方の堤百五十間、西の堤三百二十三間、堤の高さ五間根盤二十七間  
あり。

◎筑陽記 土手東西に分る、中一町許崩れ東方長さ百六十間余、西方長  
二百四十間余根盤十五間、高四間、

◎靖方溯源 水城堤坊東堤百五十六間、水城村 西堤三百二十三間、吉松  
大利村ニ属ス、(吉松ハ今水城村ノ 村下  
字、下大利ハ大野村ノ大字ト為ル) 堤上今耕地トナル、其間一町余  
堤址ヲ存セス、統風土記に堤高五間、根盤二十七間とあり、

◎筑前旧志略 統風土記ニ同シ

◎福岡県地理全誌 統風土記拾遺ニ同シ

◎太宰府名所誌 東の残堤長百九十二間、西の残堤二百八十六間、東西  
の間絶えて堤無き所百三十間、高五間、根盤三十九間、馬踏三間、

◎大日本地名辞書 統風土記水城址、今東の堤百五十六間、西の堤三百  
二十三間、東西の間絶えて堤無き処一町許り、堤高さ五間、根盤二十  
七間。

(按) 本文統風土記の記事と相違す、恐らくは靖方溯源水城図の処に、  
風土記の文を引用せるを以て、両書を混記せしものならん。

◎陸地測量部地図 推測東西の堤長合計約十一町余。

此他尚ほあるべし、以上十種の文籍中、筑前旧史略は統風土記の文を、  
福岡県地理全誌は統風土記拾遺の文を、各々其の俚に引用したるもの  
にて、他の文籍は悉く異同あり。甚しきは長さの差二町に及ぶものあ  
り。大正四年十一月大典記念碑建設に際し筑紫郡技手木森善太郎の測  
定したる結果は左の如し即ち

東堤長百七十六間三尺、西堤三百八十四間三尺、総長五百五十一間、  
最高五間五尺、根盤最弘十九間一尺七寸、中央欠堤部九十六間、  
是れ大正四年十一月の測定にして、实地相違なきものなり。然るに本  
年十月、新国道開通の爲め、東堤の一部削去せられ、東堤は爲めに若  
干短縮したり。

▼日本書紀の記者が、作二大堤一貯レ水。名曰三水城一

と記したるより、自然城の字に意を留めず、堤を主体としたる結果、後  
世終に水城の真意義を覆却し、尋常一様の堤坊なりと誤認するものを生  
ずるに至れり。水城大堤が尋常一様の堤坊に非ざると共に、又た朝鮮式  
單純の堡壘にも非ず、記者の如きは従来由緒ある文字を文字の俚に存し、  
事実を事実として認め来りしものなれども、爾後は其の特種なる築造に  
鑑み、之を堡堤と称せんと欲す。(みづき)

九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告

— X X VI —

昭和53年 3 月31日

発 行 福岡県教育委員会  
福岡市中央区西中洲 6 街区29号

印 刷 株式会社 チューエツ  
福岡市博多区東比恵 2 丁目 9 番 1 号